

消費者法規翻譯叢書之十八

外國消費者保護法

(第十八輯)

陳 冲發行
范姜群生主編

行政院消費者保護委員會
中華民國 100 年 10 月

序言

美國總統甘乃迪於1962年揭示消費者享有一講求安全、知道真相、選擇及表達意見四大權利；1963年國際消費者組織聯盟（IOCU）再加入基本需求、請求賠償、消費教育及健康環境四大權利，宣示消費者應享有八大權利，並負五大義務—認知、行動、關懷、環保、團結義務；聯合國繼於1985年通過「保護消費者指導方針」。從以上之宣示，消費者保護事務已成為世界各國政府的共通關注之議題。

我國為更有效保護消費者權益，並順應世界潮流，於歷經個別立法保護時期及消費者保護方案時期後，終於83年1月11日經總統公布施行消費者保護法，使我國正式進入消費者保護法時期，為我國消費者保護法制展開新紀元，嗣後並於92年、94年修訂部分條文。

值此保障消費者之思想已蔚為世界潮流之際，為健全並周延我國有關消費者保護法制及充實消費者保護之新知，本會於84年起，即著手編印外國消費者保護法規選輯，自84年6月出版外國消費者保護法第1輯以來，迄今將進入第17年。選輯內容，包括派員出國考察或開會時所蒐集，及經由國外政府機關、國際組織網站下載之消費者保護相關法規，並將之譯介，彙編成書，作為本會及各界進一步瞭解各國消費者保護有關規定及供比較研究之參考。

本書為本會譯介外國消費者保護法第18輯，內容為日本之「與特定商交易相關之法律」，本書採用中文翻譯及日文左右對照方式印刷，俾供讀者閱讀之便利。

本選輯中譯文部分，係由臺灣大學法律系黃銘傑教授負責翻譯；謹此敘明，並表謝忱。

行政院消費者保護委員會 謹識

中華民國100年10月

目錄

一、日本—與特定商交易相關之法律	2
附錄：外國消費者保護法規翻譯叢書索引	338

與特定商交易相關之法律

（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 號）

最後修正：平成 21 年 6 月 5 日法律第 49 號

- 第一章 總則（第一條）
- 第二章 訪問買賣、通信販賣及電話勸誘販賣
 - 第一節 定義（第二條）
 - 第二節 訪問買賣（第三條—第十條）
 - 第三節 通信販賣（第十一條—第十五條之一）
 - 第四節 電話勸誘販賣（第十六條—第二十五條）
 - 第五節 雜則（第二十六條—第三十二條之一）
- 第三章 連鎖販賣交易（第三十三條—第四十條之二）
- 第四章 特定繼續性勞務提供（第四十一條—第五十條）
- 第五章 業務提供引誘販賣交易（第五十一條—第五十八條之二）
- 第五章之一 制止請求權（第五十八條之三—第五十八條之九）
- 第六章 雜則（第五十九條—第六十九條）
- 第七章 罰則（第七十條—第七十六條）
- 附則

特定商取引に関する法律

（昭和五十一年六月四日法律第五十七号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

第一章	総則	（第一条）
第二章	訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売	
第一節	定義	（第二条）
第二節	訪問販売	（第三条—第十条）
第三節	通信販売	（第十一条—第十五条の二）
第四節	電話勧誘販売	（第十六条—第二十五条）
第五節	雑則	（第二十六条—第三十二条の二）
第三章	連鎖販売取引	（第三十三条—第四十条の三）
第四章	特定継続的役務提供	
		（第四十一条—第五十条）
第五章	業務提供誘引販売取引	
		（第五十一条—第五十八条の三）
第五章の二	差止請求権	
		（第五十八条の四—第五十八条の十）
第六章	雑則	（第五十九条—第六十九条）
第七章	罰則	（第七十条—第七十六条）
附則		

第一章 總則

（目的）

第 一 條 本法之目的，係藉由公正化與特定商之交易行為（係指訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣相關之交易、連鎖販賣交易、與特定繼續性勞務提供相關交易、以及業務提供引誘販賣交易。以下亦同。），並且防止購買人等因此所受之損害，藉以維護購買人等之利益，正當化且促進商品等流通及勞務之提供，進而提升國民經濟之健全發展。

第二章 訪問販賣、通信販賣及電話勸誘販賣

第一節 定義

（定義）

第 二 條 本章及第五十八條之三第一項所稱之「訪問販賣」，係指下列各款之情形：

一、販賣業者或經營勞務提供之事業（以下稱為「勞務提供事業者」），於營業所、代理店以或其他依照經濟產業省令規定之場所（以下稱為「營業所等」。）以外之場所，接受買賣契約之要約，或販賣依其締結的買賣契約之商品或指定之權利，或接受有償提供勞務之契約（以下稱「勞務

第一章 總則

（目的）

第 一 条 この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売

第一節 定義

（定義）

第 二 条 この章及び第五十八条の四第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務

提供契約」。)的要約，或提供依締結的勞務提供契約之勞務。

二、販賣業者或勞務提供事業者，於營業所等場所，接受於營業所等以外的場所被招徠並引領至營業所等之人或其他依照行政命令規定方式被引誘之人（以下稱為「特定顧客」。）所提出之買賣契約的要約、或販賣依其與特定顧客締結之買賣契約之商品或指定之權利，或接受特定顧客對於勞務提供契約之要約，或提供依其與特定顧客締結之勞務提供契約之勞務。

2. 本章及第五十八條之四所稱之「通信販賣」，係指販賣業者或勞務提供事業者，以郵件或其他依照經濟產業省令規定方式（以下稱為「郵件等」。），接受買賣契約或勞務提供契約之要約，而販賣契約之商品或指定之權利，或提供之勞務，且非屬於電話勸誘販賣者。
3. 本章及第五十八條之五第一項所稱之「電話勸誘販賣」，係指販賣業者或勞務提供事業者，撥打電話或依照行政命令所定之方式使人撥打電話，並透過電話勸誘其與業者締結買賣契約或勞務提供契約（以下稱為「電話勸誘行為」。），並接受相對人（以下稱「電話勸誘顧客」。）以郵件等方式對於該買賣契約的要約，或販賣其與電話勸誘顧客以郵件等方式所締結買賣契約中之商品或指定之權利，或接受電話勸誘顧客以郵件等方式對於該勞務提供契約的要約，或提供其

を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供
- 2 この章及び第五十八条の五において「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便その他の主務省令で定める方法（以下「郵便等」という。）により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは指定権利の販売又は役務の提供であつて電話勧誘販売に該当しないものをいう。
- 3 この章及び第五十八条の六第一項において「電話勧誘販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が、電話をかけ又は政令で定める方法により電話をかけさせ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘（以下「電話勧誘行為」という。）により、その相手方（以下「電話勧誘顧客」という。）から当該売買契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該売買契約を郵便等により締結して行う商品若しくは指定権

與電話勸誘顧客以郵件等方式所締結勞務提供契約中之勞務。

4. 本章與第五十八條之四及第六十七條第一項規定所稱「指定權利」，係指利用設施或接受勞務提供的權利之中，於國民日常生活相關交易中所販賣且為行政命令所指定者。

第二節 訪問販賣

（明示與訪問販賣相關之姓名或名稱等資訊）

第三條 販賣業者或勞務提供事業者欲為訪問販賣時，於向相對人進行勸誘前，應先對於相對人明確提示販賣業者或勞務提供事業者之姓名或名稱、勸誘目的係為與其締結買賣契約或勞務提供契約之意旨、以及該勸誘行為相關商品或權利或勞務之種類。

（對於未表示契約締結意旨之意思表示者為勸誘行為之禁止等）

第三條之二 販賣業者或勞務提供事業者於欲為訪問販賣之時，必須致力於確認該交易相對人確認有接受勸誘之意思。

利の販売又は電話勧誘顧客から当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは電話勧誘顧客と当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供をいう。

- 4 この章並びに第五十八条の五及び第六十七条第一項において「指定権利」とは、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利のうち国民の日常生活に係る取引において販売されるものであつて政令で定めるものをいう。

第二節 訪問販売

（訪問販売における氏名等の明示）

第 三 条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等）

第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。

2. 販賣業者或勞務提供事業者對於就訪問販賣相關賣買契約或勞務提供契約未為締結意旨之意思表示者，不得對其為有關該當賣買契約或該當勞務提供契約締結之勸誘。

（交付與訪問販賣相關之文書）

第 四 條 販賣業者或勞務提供事業者，於營業所等以外之場所，接受關於商品或指定權利買賣契約之要約、或關於勞務之勞務提供契約之要約時，或於營業所等接受由特定顧客提出對於指定商品或指定權利之買賣契約的要約、或關於指定勞務之勞務提供契約的要約時，應依照經濟產業省令規定，將記載下列各款相關事項之要約內容的文書，立即交付予要約人。但於接受要約時該買賣契約或勞務提供契約即已締結之情形，不在此限：

- 一、商品或權利或勞務之種類
- 二、商品或權利之販賣價格，或勞務之對價。
- 三、商品或權利之價金或勞務對價的支付時期及支付方式。
- 四、商品之交付時期，或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。
- 五、依第九條第一項規定，買賣契約或勞務提供契約之撤回要約、或買賣契約或勞務提供契約之解除契約的相關事項（包括該當於第二十六條第三項

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（訪問販売における書面の交付）

第 四 条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利又は役務の種類
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条

或第四項規定之適用時，第四條第三項或第四項所規定之相關事項。）

六、除前五款規定之外，其他依照經濟產業省令規定之事項。

第 五 條 販賣業者或勞務提供事業者，於該當下列各款情形之一時，除第二項規定之情形外，應將依照經濟產業省令規定明確記載前條各款之相關事項（關於前條第四款之事項，以買賣契約或勞務提供契約之解除的相關事項為限。）之買賣契約或勞務提供契約內容之文書，無遲延地（該當於前條但書規定之情形，應立即為之）交付予購買人或接受勞務提供之人：

一、於營業所等以外之場所，就商品或指定權利締結買賣契約，或就勞務締結勞務提供契約時（於營業所等接受特定顧客以外之顧客所提出之要約，並於營業所等以外之場所締結買賣契約或勞務提供契約時，不在此限。）

二、於營業所等以外之場所，就商品、指定權利或勞務，接受買賣契約或勞務提供契約之要約，並於營業所等締結該買賣契約或勞務提供契約時。

三、於營業所等，與特定顧客就商品或指定權利締結

第二項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあっては、第四条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。)を含む。)

六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第 五 条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき(営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。)
- 二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
- 三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指

買賣契約，或就勞務締結勞務提供契約時。

2. 販賣業者或勞務提供事業者該當前項各款情形之一者，於締結該買賣契約或勞務提供契約之際，於交付商品、或移轉指定權利、或提供勞務，並且受領指定商品或指定權利之全部價金或指定勞務之全部對價時，應依照經濟產業省令之規定，將記載前條第一款及第二款之事項與同條第五款事項中關於買賣契約或勞務提供契約之解除事項、與其他記載依照經濟產業省令規定事項之文書，立即交付予購買人或接受勞務提供之人。

（禁止行為）

第 六 條 販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘相對人締結關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約之撤回要約或解除契約，就下列各款規定之事項，不得為不實之告知行為：

一、商品之種類、性能或品質，或權利或勞務之種類與內容，以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。

二、商品或權利之販賣價格，或勞務之對價。

定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（禁止行爲）

第 六 条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行爲をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

- 三、商品或權利之價金或勞務對價之支付時期及支付方式。
 - 四、商品之交付時期，或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。
 - 五、該買賣契約或該勞務提供契約之撤回要約、或該買賣契約或該勞務提供契約之解除契約之相關事項（包括有該當於第二十六條第三項或第四項規定之適用時，同條第三項或第四項所規定之相關事項。）
 - 六、顧客必須締結該買賣契約或該勞務提供契約之相關理由。
 - 七、除前六款規定之外，與該買賣契約或該勞務提供契約相關連，並且對於顧客或購買人或接受勞務提供者足以影響其判斷之重要事項。
- 2. 販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘相對人締結關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約時，就前項第一款至第五款規定之事項，不得為故意不告知相關事實之行為。
 - 3. 販賣業者或勞務提供事業者，不得以脅迫或使人迷惑之行為，使相對人締結與訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約，或妨害相對人撤回與訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約之要約，或妨害其解除契約。

- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
 - 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
 - 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第九条第一項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合に於ては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。)を含む。)
 - 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
 - 3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4. 販賣業者或勞務提供事業者，未事先告知相對人其勸誘目的係為締結關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約，而於營業所等以外之場所招徠且引領相對人，或以其他依照行政命令所定方式引誘相對人者，其於公眾出入場所以外之場所，不得對於該相對人為締結該買賣契約或該勞務提供契約之勸誘行為。

（命提出合理證據之資料）

第六條之一 主務大臣就前條第一項第一款規定之事項，為判斷業者是否為不實之告知，於認為必要時，得對於該販賣業者或該勞務提供事業者，定期間命其提出證明該告知事項之合理證據資料。於此情形，該販賣業者或該勞務提供事業者未能提出該證據資料時，視為該販賣業者或該勞務提供事業者就前條第一項第一款規定事項為不實之告知，適用第七條以及第八條第一項之規定。

（指示）

第七條 販賣業者或勞務提供事業者違反第三條、第三條之一第二項或第四條至第六條之規定，或為下列各款規定之行為，而經主務大臣認定其行為有損害訪問販賣相

- 4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（指示）

第七 条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場

關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，主務大臣得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施：

- 一、與訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約所發生債務之全部或一部，或因解除訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約所生債務之全部或一部，業者拒絕履行該債務，或不當履行遲延者。
- 二、業者於勸誘相對人締結關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約之撤回要約或解除契約，就與該買賣契約或該勞務提供契約相關連、並且對於顧客或購買人或接受勞務提供者足以影響其判斷之重要事項（除第六條第一項第一款至第五款規定外。），故意不告知相對人相關事實者。
- 三、於未具備正當理由之情形下，就明顯超越日常生活通常必要之分量為訪問販賣相關買賣契約之商品賣買契約，為契約締結之勸誘，以及其他對照該當顧客之財產狀況認為不適當之行為，而為經濟產業省令所規定者。
- 四、除前三款規定之外，其他依經濟產業省令規定屬

合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不適當と認められる行爲として主務省令で定めるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に関する

於與訪問販賣相關之行為，且有損害訪問販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞者。

（業務之停止等）

第 八 條 販賣業者或勞務提供事業者違反第三條、第三條之一第二項或第四條至第六條之規定，或為前條各款規定之行為，而經主務大臣認定其行為有明顯損害訪問販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞，或販賣業者或勞務提供事業者不遵從主務大臣依前條規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命販賣業者或勞務提供事業者停止訪問販賣相關業務之全部或一部。

2. 主務大臣依前項規定為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（撤回訪問販賣契約之要約等）

第 九 條 販賣業者或勞務提供事業者於營業所等以外之場所，接受相對人就商品、指定權利、或勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約的情形，或販賣業者或勞務提供事業者於營業所等接受特定顧客對於商品、指定權利或勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約的情形，此二情形之要約人；或販賣業者或勞務提供事業

行爲であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

（業務の停止等）

第 八 条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行爲をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（訪問販売における契約の申込みの撤回等）

第 九 条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しく

者於營業所等以外之場所締結關於商品、指定權利或勞務之買賣契約或勞務提供契約之情形，或販賣業者或勞務提供事業者於營業所等與特定顧客締結關於商品或指定權利或勞務之買賣契約或勞務提供契約之情形，此二情形之購買人或接受勞務提供者（本條以下至第九條之二稱為「要約人等」）。上述情形之要約人、購買人或接受勞務提供者，除下列各款所示情形外，得以書面之方式撤回該買賣契約或勞務提供契約之要約，或解除該買賣契約或勞務提供契約（本條以下稱為「要約之撤回等」。）但，於要約者等自受領第五條所規定書面之日起算（若於該日之前受領第四條所規定之書面之情形，則為其受領書面之日）經過八日之情形下（要約者等基於販賣業者或勞務提供事業者違反第六條第一項之規定，就有關要約撤回等之相關事項為不實資訊之告知行為，而對於該當被告知之內容誤認其係屬事實，以及基於販賣業者或勞務提供事業者違反同條第三項之規定而為脅迫致生困擾，在具有此等情事之下因而未於該當該期間經過之前為要約之撤回等情形下，該當要約者等於受領該當販賣業者或該當勞務提供事業者依據經濟產業省令所規定之記載得對於該當賣買契約或該當勞務提供契約之要約為撤回等意旨書面之交付起算，已經過八日之情形），不在此限。

は役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合（営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。）若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日（その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつ

2. 要約之撤回等行為，於發出與該要約之撤回等相關文書時，生其效力。
3. 於撤回要約之情形，販賣業者或勞務提供事業者，不得向要約人請求給付因該撤回要約所生之損害賠償或違約金。
4. 於撤回要約之情形，與該買賣契約相關之商品或權利業已交付或移轉者，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔之。
5. 販賣業者或勞務提供事業者於有關商品或指定權利之賣買契約或勞務提供契約之要約撤回等情形時，即使基於該當賣買契約而轉讓之商品已為使用、或基於該當權利之行使已為設施之利用或勞務之提供、或基於該當勞務提供契約已為勞務之提供時，其不得對於該當要約者等請求相當於基於該當商品之使用而取得利益、或基於該當權利之行使而取得利益之金錢或關於該當勞務提供契約之勞務對價、與其他之金錢支付。

た場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を

6. 於相對人撤回勞務提供契約之要約等情形，勞務提供事業者已受領與該勞務提供契約相關之價金者，應儘速將之返還予要約人等。
7. 勞務提供契約或指定權利買賣契約之要約人等，於該勞務提供契約或買賣契約之要約被撤回之情形，對於因為該勞務提供契約或該指定權利相關勞務的提供，致要約人等之土地、建築物或其他工作物之現狀發生變更者，要約人等得請求該勞務提供事業者或該指定權利之販賣業者，以無償之方式採取必要之措施，以回復原狀。
8. 違反前列各項規定，而為不利於要約人等之約定者，無效。

（顯著超過通常所必要分量之商品賣買契約等之要約之撤回等）

第九條之一 要約者等得解除該當於以下所規定契約之賣買契約或勞務提供契約要約之撤回、或為賣買契約或勞務提供契約之解除（以下，於本條之中稱之為「要約之撤回等」）。但，對於要約者等有為該當契約締結必要之特別情事時，則不在此限。

請求することができない。

- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一、於其日常生活中顯著超越通常所必要分量之商品或指定權利之賣買契約、或於其日常生活中顯著超越通常所必要之次數、期間或分量而接受勞務提供之勞務提供契約。

二、該當販賣業者或勞務提供事業者知悉，基於該當賣買契約或勞務提供契約之債務履行，對於要約者等而言有關該當賣買契約之商品或指定權利與同種之商品或指定權利之分量，顯著超過其於日常生活中通常所必要之分量，或有關該當勞務提供契約之勞務與接受同種之勞務提供之次數或期間或其之分量，顯著超過其於日常生活中通常所必要之次數、期間或分量時，或知悉對於要約者等而言，有關該當賣買契約之商品或指定權利與同種之商品或指定權利之分量，已經顯著超過其於日常生活中通常所必要之分量、或有關該當勞務提供契約之勞務與接受同種之勞務提供之次數或期間或其之分量，已經顯著超過其於日常生活中通常所必要之次數、期間或分量時，而仍為要約之接受、或為賣買契約或勞務提供契約之締結。

2. 依據前項之規定所產生之權利，必須自該當賣買契約

- 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数・期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約
 - 二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数・期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数・期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約
- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該

或該當勞務提供契約之締結時起，一年以內行使之。

3. 自前條第三項至第八項之規定，就有關依據第一項之規定所為要約之撤回等，準用之。於此情形之下，同條第八項中所規定之「前各項」，應解釋為「次條第一項及第二項與同條第三項所準用之第三項至前項」。

（撤銷訪問販賣契約中要約或承諾之意思表示）

第九條之二 要約人等於販賣業者或勞務提供事業者勸誘其締結與訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約時，因下列各款規定之行為，而為各該款規定之誤認，致使其為該買賣契約或勞務提供契約之要約或承諾意思表示時，要約人等得撤銷該要約或承諾：

一、違反第六條第一項之規定，為不實之告知行為時：要約人等將該告知內容誤認為事實者。

二、違反第六條第二項之規定，故意不告知事實之行為：要約人等誤認該事實不存在者。

2. 依前項規定而撤銷與訪問販賣相關之買賣契約或勞務提供契約之要約或承諾意思表示者，其撤銷不得以之對抗善意第三人。

役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

- 3 前条第三項から第八項までの規定は、第一項の規定による申込みの撤回等について準用する。この場合において、同条第八項中「前各項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第三項から前項まで」と読み替えるものとする。

（訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第九条の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 第六条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
 - 二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認
- 2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗する

3. 解釋第一項規定時，對於同項所規定關於訪問販賣之買賣契約或勞務提供契約之要約或承諾之意思表示，不得解為妨害民法（明治二十九年法律第八十九號）第九十六條規定之適用。
4. 第一項規定之撤銷權，於得為追認之日起六個月內不為追認者，其時效因而消滅。自該買賣契約或該勞務提供契約之締約日起經過五年者，亦同。

（訪問販賣之解除契約等所生損害賠償等金額之限制）

第十條 販賣業者或勞務提供事業者，於締結該當於第五條第一項各款規定之買賣契約或勞務提供契約之情形，該買賣契約或勞務提供契約為相對人解除契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款規定之情形，販賣業者或勞務提供事業者仍不得向購買人或接受勞務提供者請求給付超過各款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

- 一、該商品或該權利已為返還之情形：相當於該商品之通常使用費用，或基於行使該權利通常可獲得利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格之金額，扣除該商品或該權利返還時之現存

ことができない。

- 3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。
- 4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第 十 条 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額（当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額か

價額後，若該金額超過相當於通常使用費用或基於行使該權利通常可獲得利益之金額時，則以該金額為準。)。

二、該商品或該權利未被返還之情形：相當於該商品或該權利販賣價格之金額。

三、相對人解除該勞務提供契約，係於業者開始提供該勞務後之情形：相當於業者所提供該勞務對價之金額。

四、該商品之交付或該權利之移轉或該勞務開始提供前，相對人解除該契約之情形：締結及履行契約所需通常必要費用之金額。

2. 販賣業者或勞務提供事業者，於締結該當於第五條第一項各款規定之買賣契約或勞務提供契約之情形，關於該買賣契約的價金或該勞務提供契約的對價之全部或一部，相對人未履行給付義務者（相對人解除買賣契約或勞務提供契約之情形除外。），縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，販賣業者或勞務提供事業者仍不得向購買人或接受勞務提供者請求給付超過相當於該商品或該權利的販賣價格或該勞務對價之金額、扣除既已給付之該商品或該權利價金或該勞務對價之金額、並加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額後之總金額。

- ら当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合
当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
 - 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第五条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。) には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受け

第三節 通信販賣

（與通信販賣相關之廣告）

第十一條 販賣業者或勞務提供事業者，於從事通信販賣之際，就商品或指定權利之販賣條件、或勞務之提供條件為廣告時，應依照經濟產業省令規定，於該廣告中明確表示與該商品、該權利或該勞務相關之下列各款規定事項。但於該廣告中表示將依相對人請求而無遲延地交付記載各款事項的文書、或無遲延地提供紀錄各款事項的電磁紀錄（稱「電磁紀錄」者，係指以電子、磁性或其他依人類感官無法直接認識之方式製作，藉由電腦作為資訊處理之用之紀錄。）之意旨者，販賣業者或勞務提供事業者，得依經濟產業省令規定，不明示各款規定事項之一部：

- 一、商品或權利之販賣價格，或勞務之對價（販賣價格不包含商品運送費用者，其販賣價格以及商品運送費用）。
- 二、商品或權利之價金或勞務之對價的支付時期與支付方式。
- 三、商品之交付時期，或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。

る者に対して請求することができない。

第三節 通信販売

（通信販売についての広告）

第十一条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、当該商品若しくは当該権利又は当該役務に関する次の事項を表示しなければならない。ただし、当該広告に、請求により、これらの事項を記載した書面を遅滞なく交付し、又はこれらの事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を遅滞なく提供する旨の表示をする場合には、販売業者又は役務提供事業者は、主務省令で定めるところにより、これらの事項の一部を表示しないことができる。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価（販売価格に商品の送料が含まれない場合には、販売価格及び商品の送料）
- 二 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 三 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

- 四、有關於商品或指定權利之賣買契約要約之撤回或賣買契約之解除之事項（包括有第十五條之一第一項但書所規定之特約存在時，其之內容。）。
- 五、除前四款規定之外，其他依經濟產業省令規定之事項。

（誇大廣告等之禁止）

第十二條 販賣業者或勞務提供事業者，於從事通信販賣之際，就商品或指定權利之販賣條件、或勞務之提供條件為廣告時，就該商品之功能、或該權利或該勞務之內容、有關於該當商品或該當權利之賣買契約要約之撤回或賣買契約解除之事項（有該當於第十五條之一第一項但書所規定特約存在之情形，包括其內容。）、或其他依照經濟產業省令規定之事項，不得為使他人錯誤認知之表示，包括明顯與事實不符者，或明顯較實際商品或勞務優良或有利者。

（命提出合理證據之資料）

第十二條之二 主務大臣為判斷業者所為廣告是否該當於前條規定之誇大不實表示，於認為必要時，得對於為表示的該販賣業者或該勞務提供事業者，定期間命其提出證明該表示事項之合理證據資料。於此情形，該販賣業者或該勞務提供事業者未能提出該證據資料時，視為該販賣業者或該勞務提供事

- 四 商品若しくは指定権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(誇大広告等の禁止)

第十二条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするときは、当該商品の性能又は当該権利若しくは当該役務の内容、当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第十二条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした販売業者又は役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業

業者所為之表示該當於前條規定之表示，適用第十四條第一項以及第十五條第一項之規定。

（禁止提供電子郵件廣告予未為承諾之人）

第十二條之三 販賣業者或勞務提供事業者，除下列各款規定情形之外，於從事通信販賣之際，就商品或指定權利之販賣條件、或勞務之提供條件，未得相對人承諾前，不得對其提供電子郵件廣告【係指將該廣告中交易相關訊息以及其他資訊，以電子、磁性等方式（電子資訊處理組織所使用之方式，或其他資訊傳輸技術的利用方式，且為經濟產業省令規定者。以下亦同。）傳送，於廣告之相對人所使用的電腦畫面上顯示，以此方式所為之廣告。以下亦同。】：

一、基於相對人所為之請求，於從事通信販賣之際，就商品或指定權利之販賣條件、或勞務之提供條件，提供電子郵件廣告（本節以下稱為「通信販賣電子郵件廣告」。）者。

二、關於該販賣業者所販賣之商品或指定權利，或關於該勞務提供事業者所提供之勞務，就販賣契約或勞務提供契約之要約人或締約人，業者依照經濟產業省令規定方式向

者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、第十四条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第十二条の三 販売業者又は役務提供事業者は、次に掲げる場合を除き、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告（当該広告に係る通信文その他の情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により送信し、これを当該広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されるようにする方法により行う広告をいう。以下同じ。）をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件に係る電子メール広告（以下この節において「通信販売電子メール広告」という。）をするとき。
- 二 当該販売業者の販売する商品若しくは指定権利若しくは当該役務提供事業者の提供する役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みをした者又はこれらに

其通知該要約內容、該契約內容或與履行該契約之相關事項之情形，依照經濟產業省令規定，而提供通信販賣電子郵件廣告者。

三、除前二款規定之外，足認收受通信販賣電子郵件廣告者之利益，於通常情形下並無損害之虞者，依經濟產業省令規定，而提供通信販賣電子郵件廣告者。

2. 依前項規定得到相對人承諾，或依同項第一款規定受到相對人請求之販賣業者或勞務提供事業者，於嗣後收受該通信販賣電子郵件廣告之相對人所為之意思表示，而該意思表示意旨係為其不收受通信販賣電子郵件廣告者，販賣業者或勞務提供事業者於收受該意思表示後，不得對於該相對人再為提供通信販賣電子郵件廣告。但於收受該意思表示之後，就通信販賣電子郵件廣告一事，販賣業者或勞務提供事業者收到該相對人再次請求、或得到該相對人再承諾者，不在此限。
3. 販賣業者或勞務提供事業者於提供通信販賣電子郵件廣告之際，除第一項第二款或第三款規定情形外，就該通信販賣電子郵件廣告之相關行為係得到該相對人承諾、或受相對人請求一事，應依經濟產業省令規定製作紀錄，並且依照經濟產

つき売買契約若しくは役務提供契約を締結した者に対し、主務省令で定める方法により当該申込み若しくは当該契約の内容又は当該契約の履行に関する事項を通知する場合において、主務省令で定めるところにより通信販売電子メール広告をするとき。

- 三 前二号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた販売業者又は役務提供事業者は、当該通信販売電子メール広告の相手方から通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、通信販売電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び通信販売電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの

業省令規定保存之。

4. 販賣業者或勞務提供事業者於提供通信販賣電子郵件廣告之際，除第一項第二款或第三款規定情形外，就該通信販賣電子郵件廣告中，除記載第十一條各款規定事項之外，亦應依照經濟產業省令規定，將相對人欲表示「不收受通信販賣電子郵件廣告」意旨之意思時，依照經濟產業省令之必要事項，於廣告中明確表示之。

5. 販賣業者或勞務提供事業者將下列各款規定業務之全部委託他人經營時，與該委託相關之通信販賣電子郵件廣告，無前二項規定之適用：

一、為通信販賣電子郵件廣告時，得到相對人承諾或收受相對人所為請求之業務。

二、依第三項規定之製作紀錄以及保存紀錄之業務。

三、依前項規定，將相對人欲表示「不收受通信販賣電子郵件廣告」意旨之意思時之必要事項，於廣告中明確表示之業務。

第十二條之三 販賣業者或勞務提供事業者就前條第五項各款規定業務之全部委託他人時，其受委託者（本節

記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

- 4 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売電子メール広告をするときは、第一項第二号又は第三号に掲げる場合を除き、当該通信販売電子メール広告に、第十一条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、販売業者又は役務提供事業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る通信販売電子メール広告については、適用しない。
 - 一 通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
 - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
 - 三 前項に規定する通信販売電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第十二条の四 販売業者又は役務提供事業者から前条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委

以下以及第六十六條第四項與第六項稱為「通信販賣電子郵件廣告受託事業者」。）,除下列各款規定情形外,就委託該業務之販賣業者或勞務提供事業者（本節以下稱為「通信販賣電子郵件廣告委託者」。）所販賣的商品或指定權利之販賣條件或所提供的勞務之提供條件,未得相對人承諾前,不得對其提供通信販賣電子郵件廣告：

- 一、基於相對人所為之請求,提供相對人關於通信販賣電子郵件廣告委託者之通信販賣電子郵件廣告之情形。
 - 二、除前款規定之外,關於通信販賣電子郵件廣告委託者之通信販賣電子郵件廣告,足認收受廣告者的利益於通常情形下並無損害之虞者,依經濟產業省令規定,提供相對人關於通信販賣電子郵件廣告委託者之通信販賣電子郵件廣告之情形。
2. 前條第二項至第四項之規定,於通信販賣電子郵件廣告受託事業者,提供相對人關於通信販賣電子郵件廣告委託者之通信販賣電子郵件廣告之情形,準用之。於此情形,前條第三項及第四項規定之「第一項第二款或第三款規定」,應解釋為「第十二條之三第一項第二款規定」。

託を受けた者（以下この節並びに第六十六条第四項及び第六項において「通信販売電子メール広告受託事業者」という。）は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した販売業者又は役務提供事業者（以下この節において「通信販売電子メール広告委託者」という。）が通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について、その相手方となる者の承諾を得ないで通信販売電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者による通信販売電子メール広告委託者に係る通信販売電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（通信販賣之承諾等的通知）

第十三條 販賣業者或勞務提供事業者，於從事通信販賣之際，就商品、指定權利或勞務，於交付該商品、移轉該權利或提供該勞務前，自買賣契約或勞務提供契約之要約人受領由該要約人給付之該商品價金、該權利價金或該勞務對價之全部或一部之情形，如業者係以郵件等方式收受關於該商品、該權利或該勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約，並且已受領該商品價金、該權利價金或該勞務對價之全部或一部時，應依照經濟產業省令規定，將其是否對於該要約為承諾之意旨（業者於受領價金或對價前，已將是否對於該要約為承諾之意旨通知要約人之情形，其意旨。），以及其他依照經濟產業省令規定之事項，以書面方式無遲延地通知要約人。但於受領該商品價金、該權利價金或該勞務對價之全部或一部後，無遲延地交付該商品、移轉該權利或提供該勞務之情形，不在此限。

2. 販賣業者或勞務提供事業者，就前項本文規定以書面方式所為之通知，依照行政命令之規定，於得到該要約人之同意後，得以電子、磁性等方式或其他經濟產業省令規定方式代替書面，向要約人提供該通知事項。於此情形，視為該販賣業者

（通信販売における承諾等の通知）

第十三条 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする通信販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨）その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項本文の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、当該申込みをした者の承諾を得て、当該通知すべき事項を電磁的方法その他の主務省令で定める方法により提供すること

或勞務提供事業者以書面方式為該通知。

（指示）

第十四條 販賣業者或勞務提供事業者違反第十一條、第十二條、第十二條之二（第五項除外）或前條第一項之規定，或為下列各款規定之行為者，而經主務大臣認定有損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，主務大臣得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施：

- 一、基於通信販賣相關之賣買契約或勞務提供契約之債務、或基於通信販賣相關賣買契約或勞務提供契約之解除，所生債務之全部或一部履行之拒絕、或為不適當之遲延。
- 二、依照經濟產業省令規定，違背顧客之意思，使其為關於通信販賣之買賣契約或勞務提供契約之要約行為。
- 三、除前二款規定之外，業者所為與通信販賣相關之行為，並且有損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞，以經濟產業省令規定者。

2. 通信販賣電子郵件廣告受託事業者違反第十二條之

ができる。この場合において、当該販売業者又は役務提供事業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（指示）

第十四条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）若しくは前条第一項の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は通信販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 顧客の意に反して通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行為として主務省令で定めるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、通信販売に関する行為であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が

三第一項、第十二條之三第二項準用之第十二條之二第二項至第四項規定，或為下列各款規定之行為者，而為經濟產業大臣認定有損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，經濟產業大臣得指示該通信販賣電子郵件廣告受託事業者採取必要之措施：

- 一、依照經濟產業省令規定，違背顧客之意思，使顧客對於通信販賣電子郵件廣告委託者為關於通信販賣之買賣契約或勞務提供契約之要約行為。
- 二、除前款規定之外，業者所為與通信販賣相關之行為，並且有損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞，以經濟產業省令規定者。

（業務之停止等）

第十五條 販賣業者或勞務提供事業者違反第十一條、第十二條、第十二條之二（第五項除外。）或第十三條第一項之規定，或為前條第一項各款規定行為之情形，而經主務大臣認定有明顯損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞，或販賣業者或勞務提供事業者不遵從主務大臣依前條第一項規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命販賣業者或勞務提供事業者停止與通信販賣相

第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し、又は次に掲げる行爲をした場合において、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 顧客の意に反して通信販売電子メール広告委託者に対する通信販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みをさせようとする行爲として主務省令で定めるもの
- 二 前号に掲げるもののほか、通信販売に関する行爲であつて、通信販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

（業務の停止等）

第十五条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十一条、第十二条、第十二条の三（第五項を除く。）若しくは第十三条第一項の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行爲をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないと

關業務之全部或一部。

2. 通信販賣電子郵件廣告受託事業者違反第十二條之三第一項、第十二條之三第二項準用第十二條之二第二項至第四項之規定，或為前條第二項各款規定行為之情形，而為經濟產業大臣認定有明顯損害與通信販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞，或通信販賣電子郵件廣告受託事業者不遵從經濟產業大臣依前條第二項規定所為之指示時，經濟產業大臣得定一年內之期間，命該通信販賣電子郵件廣告受託事業者停止與通信販賣電子郵件廣告相關業務之全部或一部。
3. 主務大臣依第一項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。
4. 經濟產業大臣依第二項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（於通信販賣中所為契約之解除等）

第十五條之一 關於為通信販賣時之商品或指定權利之販賣條件事項為廣告之販賣業者，對於該當商品或該當指定權利之賣買契約接受要約之時，為其要約者或締結賣買契約時之購入者（於次項中僅稱之為「購入者」），得於其賣買契約相關商品之交付或接受指定權利之移轉日起算，至經過八日內之

きは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、通信販売電子メール広告受託事業者が第十二条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第十二条の三第二項から第四項までの規定に違反し若しくは前条第二項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は通信販売電子メール広告受託事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（通信販売における契約の解除等）

第十五条の二 通信販売をする場合の商品又は指定権利の販売条件について広告をした販売業者が当該商品若しくは当該指定権利の売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は売買契約を締結した場合におけるその購入者（次項において単に「購入者」という。）は、

期間，就其賣買契約要約之撤回或其賣買契約之解除（以下，於本條中稱之為「要約之撤回等」）。但，該當販賣業者就關於要約之撤回等事項之特約於該當廣告中有所表示之情形下（該當賣買契約該當於電子消費者契約及電子承諾通知相關民法特例之法律（平成十三年法律第九十五號），若該當於第二條第一項所規定之電子消費者契約之情形、或其他為經濟產業省令所規定之情形時，在該當廣告中所為之表示、且依據廣告表示方法以外之方法而為經濟產業省令所規定之方法為表示之情形時），則不在此限。

2. 在有要約之撤回等情事存在之情形下，關於其賣買契約商品之交付或指定權利之移轉已為實施之時，就其取回或返還所需要之費用，為購入者所負擔。

第四節 電話勸誘販賣

（明示與電話勸誘販賣相關之姓名或名稱等資訊）

第十六條 販賣業者或勞務提供事業者欲為電話勸誘販賣時，於向相對人進行勸誘前，應先對於相對人明確提示販賣業者或勞務提供事業者之姓名或名稱、進行勸誘者之姓名、商品或權利或勞務之種類、以及該電話之目的

その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して八日を経過するまでの間は、その売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、当該販売業者が申込みの撤回等についての特約を当該広告に表示していた場合（当該売買契約が電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（平成十三年法律第九十五号）第二条第一項に規定する電子消費者契約に該当する場合その他主務省令で定める場合にあつては、当該広告に表示し、かつ、広告に表示する方法以外の方法であつて主務省令で定める方法により表示していた場合）には、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、購入者の負担とする。

第四節 電話勧誘販売

（電話勧誘販売における氏名等の明示）

- 第十六条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称及びその勧誘を行う者の氏名並びに商品若し

係為勸誘相對人締結買賣契約或勞務提供契約等事項。

（為不欲締結契約之意思表示者之禁止勸誘）

第十七條 對於表示其不欲締結與電話勸誘販賣相關之買賣契約或勞務提供契約之意思者，販賣業者或勞務提供者不得勸誘其締結該買賣契約或該勞務提供契約。

（交付與電話勸誘販賣相關之文書）

第十八條 販賣業者或勞務提供者，透過電話勸誘行為，以郵件等方式自電話勸誘顧客方收受關於商品或指定權利買賣契約之要約、或以郵件等方式收受關於勞務之勞務提供契約之要約時，應依照經濟產業省令規定，將記載下列各款規定事項之要約內容的文書，無遲延地交付予要約人。但於接受要約時該買賣契約或勞務提供契約即已締結之情形，不在此限：

- 一、商品或權利或勞務之種類。
- 二、商品或權利之販賣價格，或勞務之對價。
- 三、商品或權利之價金或勞務對價的支付時期及支付方式。
- 四、商品之交付時期，或權利之移轉時期，或勞務之

くは権利又は役務の種類並びにその電話が売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならない。

（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止）

第十七条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（電話勧誘販売における書面の交付）

第十八条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘行為により、電話勧誘顧客から商品若しくは指定権利につき当該売買契約の申込みを郵便等により受け、又は役務につき当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

- 一 商品若しくは権利又は役務の種類
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は

提供時期。

五、依第二十四條第一項規定，買賣契約或勞務提供契約之撤回要約、或買賣契約或勞務提供契約之解除契約的相關事項（包括該當於第二十六條第三項或第四項規定適用之情形時，有關於同條第三項或第四項所規定之事項。）

六、除前五款規定之外，其他依照經濟產業省令規定之事項。

第十九條 販賣業者或勞務提供事業者，於該當下列各款情形之一時，除第二項規定之情形外，應依照經濟產業省令規定，將明確記載前條各款之相關事項（關於前條第五款之事項，以買賣契約或勞務提供契約之解除的相關事項為限。）之買賣契約或勞務提供契約內容之文書，無遲延地交付予購買人或接受勞務提供之人：

一、透過電話勸誘行為，與電話勸誘顧客以郵件等方式締結關於商品或指定權利之買賣契約、或以郵件等方式與電話勸誘顧客締結關於勞務之勞務提供契約時。

二、透過電話勸誘行為，以郵件等方式自電話勸誘顧客方收受關於商品或指定權利買賣契約之要約、或收受關於勞務之勞務提供契約之要約後，與顧客締結該買賣契約或該勞務提供契約時。

役務の提供時期

- 五 第二十四条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあっては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第十九条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、前条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 電話勧誘行為により、電話勧誘顧客と商品若しくは指定権利につき当該売買契約を郵便等により締結したとき又は役務につき当該役務提供契約を郵便等により締結したとき。
- 二 電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは指定権利又は役務につき当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、その売買契約又は役務提供契約を締結

2. 販賣業者或勞務提供事業者該當前項第二款規定情形時，於締結該買賣契約或勞務提供契約之際，於交付商品、或移轉指定權利、或提供勞務，並且受領指定商品或指定權利之全部價金或指定勞務之全部對價時，應依照經濟產業省令之規定，將記載前條第一款及第二款所規定之事項與同條第五款中關於買賣契約或勞務提供契約之解除事項、與其他記載依照經濟產業省令規定事項之文書，立即交付予購買人或接受勞務提供之人。

（電話勸誘販賣之承諾等的通知）

第二十條 販賣業者或勞務提供事業者，於從事電話勸誘買賣之際，就商品、指定權利或勞務，於交付該商品、移轉該權利或提供該勞務前，自買賣契約或勞務提供契約之要約人受領由該要約人給付之該商品價金、該權利價金或該勞務對價之全部或一部之情形，如業者係以郵件等方式收受關於該商品、該權利或該勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約，並且已受領該商品價金、該權利價金或該勞務對價之全部或一部時，應依照經濟產業省令規定，將其是否對於該要約為承諾之意旨（業者於受領價金或對價前，已將是否對於該要約為承諾之意旨通知要約人之情形，其意旨），以及其他依照經濟產業省令規定之事項，以書面方式無遲延地通知要約人。但於受領該商品價金、該權利價金

したとき。

- 2 販売業者又は役務提供事業者は、前項第二号に該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（電話勧誘販売における承諾等の通知）

- 第二十条 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みをした者から当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供に先立つて当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領することとする電話勧誘販売をする場合において、郵便等により当該商品若しくは当該権利又は当該役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、かつ、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その申込みを承諾する旨又は承諾しない旨（その受領前にその申込みを承諾する旨又

或該勞務對價之全部或一部後，無遲延地交付該商品、移轉該權利或提供該勞務之情形，不在此限。

（禁止行為）

第二十一條 販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘相對人締結關於電話勸誘販賣之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害關於電話勸誘販賣之買賣契約或勞務提供契約之撤回要約或解除契約，就下列各款規定事項，不得為不實之告知行為：

一、商品之種類、性能或品質，或權利或勞務之種類與內容，以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。

二、商品或權利之販賣價格，或勞務之對價。

三、商品或權利之價金或勞務對價的支付時期及支付方式。

四、商品之交付時期，或權利之移轉時期，或勞務之提供時期。

五、該買賣契約或該勞務提供契約之撤回要約、或

は承諾しない旨をその申込みをした者に通知している場合には、その旨)その他の主務省令で定める事項をその者に書面により通知しなければならない。ただし、当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の全部又は一部を受領した後遅滞なく当該商品を送付し、若しくは当該権利を移転し、又は当該役務を提供したときは、この限りでない。

(禁止行爲)

第二十一条 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行爲をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の

該買賣契約或該勞務提供契約之解除契約之相關事項（包括有該當於第二十六條第三項或第四項規定適用之情形時，有關於同條第三項或第四項所規定之事項。）

六、電話勸誘顧客必須締結該買賣契約或該勞務提供契約之相關理由。

七、除前六款規定之外，與該買賣契約或該勞務提供契約相關連，並且對於電話勸誘顧客或購買人或接受勞務提供者足以影響其判斷之重要事項。

2. 販賣業者或勞務提供事業者，於勸誘相對人締結關於電話勸誘販賣之買賣契約或勞務提供契約時，就前項第一款至第五款規定之事項，不得為故意不告知相關事實之行為。
3. 販賣業者或勞務提供事業者，不得以脅迫或使人迷惑之行為，使相對人締結與電話勸誘販賣相關之買賣契約或勞務提供契約，或妨害相對人撤回與電話勸誘販賣相關之買賣契約或勞務提供契約之要約，或妨害其解除契約。

（命提出合理證據之資料）

申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項(第二十四条第一項から第七項までの規定に関する事項(第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合に於ては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。))を含む。)

- 六 電話勧誘顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。
 - 3 販売業者又は役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第二十一條之一 主務大臣就前條第一項第一款規定之事項，為判斷業者是否為不實之告知，於認為必要時，得對於該販賣業者或該勞務提供事業者，定期間命其提出證明該告知事項之合理證據資料。於此情形，該販賣業者或該勞務提供事業者未能提出該證據資料時，視為該販賣業者或該勞務提供事業者就前條第一項第一款規定事項為不實之告知，適用第二十二條以及第二十三條第一項之規定。

（指示）

第二十二條 販賣業者或勞務提供事業者違反第十六條至第二十一條規定，或為下列各款規定之行為者，而經主務大臣認定有損害與電話勸誘販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，主務大臣得指示該販賣業者或勞務提供事業者採取必要之措施：

- 一、與電話勸誘販賣相關之買賣契約或勞務提供契約所發生債務之全部或一部，或因解除與電話勸誘販賣相關之買賣契約或勞務提供契約所生債務之全部或一部，業者拒絕履行該債

第二十一条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行爲をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第二十三条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行爲をしたものとみなす。

（指示）

第二十二条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し、又は次に掲げる行爲をした場合において、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行

務，或不當履行遲延者。

二、業者於勸誘相對人締結關於電話勸誘販賣之買賣契約或勞務提供契約時，或為妨害關於電話勸誘販賣之買賣契約或勞務提供契約之撤回要約或解除契約，就與該買賣契約或該勞務提供契約相關連、並且對於電話勸誘顧客或購買人或接受勞務提供者足以影響其判斷之重要事項（除第二十一條第一項第一款至第五款規定外。），故意不告知相對人相關事實者。

三、除前二款規定之外，其他依經濟產業省令規定屬於與電話勸誘販賣相關之行為，且有損害電話勸誘販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞者。

（業務之停止等）

第二十三條 販賣業者或勞務提供事業者違反第十六條至第二十一條之規定，或為前條各款規定之行為，而經主務大臣認定其行為有明顯損害電話勸誘販賣相關交易之公平性、以及購買人或接受勞務提供者利益之虞時，或販賣業者或勞務提供事業者不遵從主務大臣依前條規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命販賣業者或勞務提供事業者停止電話勸誘販賣相關業務之全部或一部。

を拒否し、又は不当に遅延させること。

- 二 電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、電話勧誘顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第二十一条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、電話勧誘販売に関する行為であつて、電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。

(業務の停止等)

- 第二十三条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第十六条から第二十一条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において電話勧誘販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供

2. 主務大臣依前項規定為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（撤回電話勸誘販賣契約之要約等）

第二十四條 販賣業者或勞務提供事業者透過電話勸誘行為，以郵件等方式自電話勸誘顧客方收受其就商品、指定權利、或勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約時，該情形之要約人；或販賣業者或勞務提供事業者透過電話勸誘行為，以郵件等方式與電話勸誘顧客締結關於商品、指定權利或勞務之買賣契約或勞務提供契約時，該情形之購買人或接受勞務提供者（本條以下及第二十四之一稱為「要約人等」）。上述情形之要約人、購買人或接受勞務提供者，得以書面之方式撤回該買賣契約或勞務提供契約之要約，或解除該買賣契約或勞務提供契約（本條以下稱為「要約之撤回等」）。但，在要約者等於受領第十九條所規定書面之日（若於該日之前已有受領該當於第十八條所規定書面之情形時，為受領該等書面之日）起算已經過八日之情形時（要約者等基於販賣業者或勞務提供事業者就違反有關第二十一條第一項所規定，而對於要約撤回等之相關事項為不實資訊告知之行為時，致使要約者誤認該當受告知之資訊係屬事實、販賣業者或勞務提供事業者經由違反同條第三項所規定而對要約者為脅迫

事業者に対し、一年以内の期間を限り、電話勧誘販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）

第二十四条 販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客から商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が電話勧誘行為により電話勧誘顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者（以下この条及び次条において「申込者等」という。）は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等が第十九条の書面を受領した日（その日前に第十八条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日）から起算して八日を経過した場合（申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第二十一条第一項の規定に違反

致生困擾，藉此使其未能於該當期間經過之前為要約之撤回等行為之情形時，該當要約者等於受領該當販賣業者或該當勞務提供事業者依據經濟產業省令所規定，記載得為該當賣買契約或該當勞務提供契約要約之撤回等行為意旨書面之日起算，已經過八日之情形），則不在此限。

2. 要約之撤回等行為，於發出與該要約之撤回等相關文書時，生其效力。
3. 於撤回要約之情形，販賣業者或勞務提供事業者，不得向要約人請求給付因該撤回要約所生之損害賠償或違約金。
4. 於撤回要約之情形，與該買賣契約相關之商品或權利業已交付或移轉者，其取回或返還所需費用，由販賣業者負擔之。
5. 相對人就勞務提供契約或指定權利之買賣契約撤回其要約之情形，該勞務提供契約所約定之勞務已為提供，或因行使該權利致使設施已為利用或勞務已為提供者，勞務提供事業者或指定權利之販賣業

して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

- 2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。
- 4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。
- 5 役務提供事業者又は指定権利の販売業者は、役務提供契約又は指定権利の売買契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該役務提供契約に基づき役務が提供され又は当該権利の行使

者，不得對於要約人等請求給付與該勞務提供契約相關之勞務對價及其他價金，或因行使該權利所得利益之金錢上相當對價。

6. 於相對人撤回勞務提供契約之要約等情形，勞務提供事業者已受領與該勞務提供契約相關之價金者，應儘速將之返還予要約人等。
7. 勞務提供契約或指定權利買賣契約之要約人等，於該勞務提供契約或買賣契約之要約被撤回之情形，對於因為該勞務提供契約或該指定權利相關勞務的提供，致要約人等之土地、建築物或其他工作物之現狀發生變更者，要約人等得請求該勞務提供事業者或該指定權利之販賣業者，以無償之方式採取必要之措施，以回復原狀。
8. 違反前列各項規定，而為不利於要約人等之約定者，無效。

（撤銷電話勸誘買賣契約中要約或承諾之意思表示）

第二十四條之一 要約人等於販賣業者或勞務提供事業者勸誘其締結與電話勸誘買賣相關之買賣契約或勞務提供契約時，因下列各款規定之行為，而為各該款規定之誤認，致使其為該買賣契約或勞

により施設が利用され若しくは役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭又は当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭の支払を請求することができない。

- 6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。
- 8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（電話勧誘販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第二十四条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の

務提供契約之要約或承諾意思表示時，要約人等得撤銷該要約或承諾：

- 一、違反第二十一條第一項之規定，為不實之告知行為時：要約人等將該告知內容誤認為事實者。
 - 二、違反第二十一條第二項之規定，故意不告知事實之行為：要約人等誤認該事實不存在者。
2. 要約人等依前項規定所為撤銷與電話勸誘買賣相關之買賣契約或勞務提供契約之要約或承諾意思表示時，準用第九條之二第二項至第四項之規定。

（電話勸誘販賣之解除契約等所生損害賠償等金額之限制）

第二十五條 販賣業者或勞務提供事業者，於締結該當於第十九條第一項各款規定之買賣契約或勞務提供契約之情形，該買賣契約或勞務提供契約為相對人解除契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款規定之情形，販賣業者或勞務提供事業者仍不得向購買人或接受勞務提供者請求給付超過各款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

各号に掲げる行爲をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 第二十一条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行爲 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 第二十一条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行爲 当該事実が存在しないとの誤認

- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による電話勧誘販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

（電話勧誘販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第二十五条 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約又はその役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して

- 一、該商品或該權利已為返還之情形：相當於該商品之通常使用費用，或基於行使該權利通常可獲得利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格之金額，扣除該商品或該權利返還時之現存價額後，若該金額超過相當於通常使用費用或基於行使該權利通常可獲得利益之金額時，則以該金額為準。）。
 - 二、該商品或該權利未被返還之情形：相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
 - 三、相對人解除該勞務提供契約，係於業者開始提供該勞務後之情形：相當於業者所提供該勞務對價之金額。
 - 四、該商品之交付或該權利之移轉或該勞務開始提供前，相對人解除該契約之情形：締結及履行契約所需通常必要費用之金額。
2. 販賣業者或勞務提供事業者，於締結該當於第十九條第一項各款規定之買賣契約或勞務提供契約之情形，關於該買賣契約的價金或該勞務提供契約的對價之全部或一部，相對人未履行給付義務者（相對人解除買賣契約或勞務提供契約之情形除外。），縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，販賣業者或勞務提供事業者仍不得向購買人或接受勞務提供者請求給付超過相當於該商品或該權

請求することができない。

- 一 当該商品又は当該権利が返還された場合
当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
 - 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合
当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該役務提供契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
 - 四 当該契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移転又は当該役務の提供の開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 2 販売業者又は役務提供事業者は、第十九条第一項各号のいずれかに該当する売買契約又は役務提供契約の締結をした場合において、その売買契約についての代金又はその役務提供契約についての対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合(売買契約又は役務提供契約が解除された場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違

利的販賣價格或該勞務對價之金額、扣除既已給付之該商品或該權利價金或該勞務對價之金額，並加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額後之總金額。

第五節 雜則

（適用除外）

第二十六條 下列各款規定之販賣或勞務提供，該當於訪問販賣、通信販賣或電話勸誘販賣者，不適用前三節之規定：

- 一、買賣契約或勞務提供契約之要約人、購買人或接受勞務提供之人，係為營業之故或以營業之資格，締結買賣契約或勞務提供契約者，與此契約相關之販賣或勞務之提供。
- 二、對於本國以外之人，為商品或權利之販賣，或勞務之提供。
- 三、中央機關或地方自治團體所為之販賣或勞務之提供。
- 四、下列各團體對於該團體之直接會員或間接會員，所為之販賣或勞務之提供（於該團體得使

約金の定めがあるときにおいても、当該商品若しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を購入者又は役務の提供を受ける者に対して請求することができない。

第五節 雜則

(適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供
- 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供
- 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供(その団体が構

會員以外之人利用其事業或設施之情形，包括該團體對於該等利用人所為之販賣或勞務之提供）：

（一）依特別法成立之公會、聯合會與總會。

（二）國家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十號）第一百零八條之一或地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第五十二條規定之團體。

（三）勞工工會。

五、事業對其員工所為之販賣或勞務之提供。

六、股份有限公司以外之人所發行新聞紙之販賣

七、律師所為律師法（昭和二十四年法律第二百零五號）第三條第一項所規定之勞務提供及同法第三十條之一所規定之律師法人所為之同法第三條第一項或第三十條之四所規定之勞務提供，與依據外國律師之法律事務處理相關之特別措置法（昭和六十一年法律第六十六號）第二條第三款所規定之外國法事務律師所為同法第三條第一項、第五條第一項、第五條之一第一項或第五條之二所規定之勞務提供。

八、以下所規定之販賣或勞務之提供：

（一）金融商品交易法（昭和二十三年法律第二十五號）第二條第九項所規定之金融

成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二 又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条 の団体

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供

六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売

七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項 に規定する役務の提供及び同法第三十条の二 に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項 又は第三十条の五 に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号 に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項 、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項 に規定する金

商品交易業者所為同條第八項所規定商品之販賣或勞務之提供、同條第十二項所規定之金融商品仲介業者所為同條第十一項所規定之勞務之提供、同項所規定之登錄金融機關所為同法第三十三條之四第一項第三款所規定之商品之販賣或勞務之提供、同法第七十九條之九所規定之認定投資者保護團體所為之同法第七十九條之六第一項所規定之勞務之提供及同法第二條第三十項所規定之證券金融公司所為同法第一百五十六條之二十三第一項或第一百五十六條之二十六第一項所規定之勞務之提供。

（二）宅地建物交易業法（昭和二十七年法律第七十六號）第二條第三款所規定之宅地建物交易業者（包括有關於信託公司或金融機關之信託業務兼營等之法律（昭和十八年法律第四十三號）為接受第一條第一項認可之金融機關、經營宅地建物交易業法第二條第二款所規定之宅地建物交易業。）所為之宅地建物交易業法第二條第二款所規定之商品之販賣或勞務之提供。

（三）旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九號）第六條之三第一項所規定之旅

融商品取引業者が行う同条第八項 に規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十二項 に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項 に規定する役務の提供、同項 に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号 に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十 に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項 に規定する役務の提供及び同法第二条第三十項 に規定する証券金融会社が行う同法第一百五十六条の二十四第一項 又は第一百五十六条の二十七第一項 に規定する役務の提供

- ロ 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第三号 に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項 の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号 に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）が行う宅地建物取引業法第二条第二号 に規定する商品の販売又は役務の提供
- ハ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項 に規定する

行業者及同條第三項所規定之旅行業者代理業者所為之同法第二條第三項所規定之勞務之提供。

- （四）自第一目至第三目所規定之業者外，依據其他法律之規定就訪問販賣、通信販賣或電話勸誘販賣中之商品或指定權利之賣買契約或勞務提供契約之相關事項，得認為有應保護其勸誘或廣告之相對人、為其要約之人或購入者或接受勞務提供權利者等人利益之販賣或勞務提供，而以政令加以規定者。

2. 第四條、第五條、第九條、第一十八條、第十九條及第二十四條規定，對於就其全部之履行係屬契約之締結後立即履行者之通例的勞務提供，為政令所規定之對象、以及該當於訪問販賣或電話勸誘販賣之全部或一部，但卻於契約締結之後立即履行（以經濟產業省令所規定之情形為限。）之相關情形，則不適用之。
3. 第九條及第二十四條規定，就有關於以下之販賣或勞務之提供中該當於訪問販賣或電話勸誘販賣要件者，不適用之。
 - 一、有關於其販賣條件或勞務之提供條件等事項之交涉，販賣業者或勞務提供事業者與購入者或接受勞務之提供者之間歷經相當之期間而

旅行業者及び同条第三項 に規定する旅行業者代理業者が行う同法第二条第三項 に規定する役務の提供

- ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

- 2 第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条及び第二十四条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合（主務省令で定める場合に限る。）については、適用しない。
- 3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供事業者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相

履行者，係屬通常之交易態樣的商品或勞務，而為政令所規定對象標的之販賣或提供。

二、於契約之締結後並未儘速為提供之情形時，有顯著侵害接受其提供者利益之虞時的勞務，而為政令所規定之勞務的提供。

4. 第九條及第二十四條之規定，就有關於該當訪問販賣或電話勸誘販賣之販賣或勞務之提供者，而在該當於以下之情況中的該當販賣或勞務之提供等，不適用之。

一、第九條第一項所規定之要約者等或第二十四條第一項所規定之要約者等，於受領第四條、第五條、第十八條或第十九條所規定之書面時，對於經由其之使用或為一部之消費而有導致價格顯著減少之虞的商品而為政令所規定之對象，為使用或對其為全部或一部之消費之情形（排除該當販賣業者使該當要約者等對於該當商品為使用之行為、或使消費者為其全部或一部消費行為之情形。）。）。。

二、第九條第一項所規定要約者等或第二十四條第一項所規定之要約者等，於受領第四條、第五條、第十八條或第十九條所規定之書面之情形下，於相當之期間有難以保持品質之標的、基於品質之減低而有導致價格顯著減少之虞的商品而為政令所規定者之取回。

当の期間にわたり行われることが通常取引の態様である商品又は役務として政令で定めるものの販売又は提供

- 二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供
- 4 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。
 - 一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該販売業者が当該申込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。
 - 二 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがあ

三、於第五條第二項或第一十九條第二項所規定之情形下，有關於該當賣買契約之商品或指定權利之價金、或有關於該當勞務提供契約之勞務的對價之總額，並未超過政令所規定金額之情形。

5. 下列各款規定之訪問販賣，不適用第四條至第七條之規定：

一、對於請求於其住所或居所為買賣契約或勞務提供契約之要約、或締結買賣契約或勞務提供契約者，所為之訪問販賣。

二、該當於依行政命令規定之訪問販賣，販賣業者或勞務提供事業者係於其營業所等以外之場所，接受關於商品、指定權利或勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約，或締結買賣契約或勞務提供契約之情形，係為一般慣例，並且足認此一交易形態對於購買人或接受勞務提供者之利益，於通常情形下無損害之虞者。

6. 下列各款規定之電話勸誘販賣，不適用第十八條、第十九條、第二十一條至第二十五條之規定：

一、相對人基於提出買賣契約或勞務提供契約之要約、或締結買賣契約或勞務提供契約之目的，

る商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。

- 三 第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- 5 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
 - 一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売
 - 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売
- 6 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
 - 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締

而請求業者打電話者（基於電話勸誘行為、或依照行政命令規定之行為而為上述請求者，除外。）對於此相對人所為之電話勸誘販賣。

二、該當於依行政命令規定之電話勸誘買賣，販賣業者或勞務提供事業者，透過電話誘行為，以郵件等方式收受關於指定商品、指定權利或指定勞務之買賣契約或勞務提供契約之要約，或以郵件等方式締結讓買賣契約或該勞務提供契約之情形，係為一般慣例，並且足認此一交易型態對於購買人或接受勞務提供者之利益，於通常情形下無損害之虞者。

7. 以分期付款販賣【係指依照分期付款販賣法（昭和三十六年法律第一百五十九號）第二條第一項規定之分期付款販賣。以下亦同。】之方式交易，而該當於訪問販賣或電話勸誘販賣者，不適用第十條以及第二十五條之規定。
8. 以分期付款販賣等【係指分期付款販賣、分期付款販賣法第二條第二項規定之信用貸款協助販賣、或同條第三項規定之斡旋分期付款購入之相關販賣。第六項亦同。】方式交易，而該當於通信販賣者，不適用第十一條以及第十三條之規定。
9. 以分期付款販賣等方式交易，而該當於電話勸誘販

結するために電話をかけることを請求した者(電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。)に対して行う電話勧誘販売

- 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 7 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。)で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 8 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等(割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。)で通信販売に該当するものについては、適用しない。
- 9 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に

賣者，不適用第二十條之規定。

（訪問販賣協會）

第二十七條 以經營訪問販賣為業者，為提升訪問販賣相關交易之公平性，保護購買人及接受勞務提供者之利益，以及促進訪問販賣事業之健全發展，並且以其章程中登記「以經營訪問販賣為業者為社員」之意旨為限，得設立一般社團法人，並於其名稱中使用「訪問販賣協會」之文字。

2. 前項規定之章程登記事項，不得嗣後變更之。

（加入協會之限制等事項）

第二十七條之一 前條第一項所規定之一般社團法人（以下稱之為「訪問販賣協會」），必須於其章程中規定，就有關於依據第八條第一項之規定被作成訪問販賣相關業務之全部或一部之停止處分者、或依據第二十九條之二所規定章程之規定，而接受從該當訪問販賣協會中加以除名之處分者，得拒絕其成為社員而為該協會加入之意旨。

2. 訪問販賣協會，必須將社員之登記名冊提供於公眾查閱。

（成立之提出）

該当するものについては、適用しない。

（訪問販売協会）

第二十七条 その名称中に訪問販売協会という文字を用いる一般社団法人は、訪問販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、訪問販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、訪問販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（協会への加入の制限等）

第二十七条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「訪問販売協会」という。）は、その定款において、第八条第一項の規定により訪問販売に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた者又は第二十九条の三に規定する定款の定めによつて当該訪問販売協会から除名の処分を受けた者については、その者が社員として加入することを拒否することができる旨を定めなければならない。

- 2 訪問販売協会は、社員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（成立の届出）

第二十七條之二 前條第一項之訪問販賣協會於成立後，應於成立之日起二週內，向經濟產業大臣報告其成立意旨，並檢附登記事項證明書及章程繕本或影本。

2. 經濟產業大臣收受依前項規定所為之報告時，應將該意旨公告之。

（變更之提出）

第二十七條之三 訪問販賣協會於變更其名稱、住所、章程或其他依照經濟產業省令所規定事項後，應於該變更之日起二週內，向經濟產業大臣報告其變更意旨。

2. 訪問販賣協會依照前項規定提出報告之情形，準用前條第二項之規定。

（名稱之使用限制）

第二十八條 非訪問販賣協會者，不得於其名稱或商號中、使用「訪問販賣協會」有導致相對人誤認之虞的文字。

2. 未加入訪問販賣協會者，不得於其名稱中使用「訪問販賣協會會員」之文字。

（有關於購入者等利益保護之相關措施）

第二十七條之三 訪問販売協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（変更の届出）

第二十七條之四 訪問販売協会は、その名称、住所、定款その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（名称の使用制限）

第二十八條 訪問販売協会でない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 訪問販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、訪問販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（購入者等の利益の保護に関する措置）

第二十九條 購買人或接受勞務提供者，對於訪問販賣協會會員所經營之訪問販賣業務提出相關申訴請求處理時，訪問販賣協會應於諮詢後，就諮詢內容對於申訴人提供必要之建議，調查該申訴之相關情況，並且將申訴內容通知該會員，要求其迅速處理之。

2. 訪問販賣協會處理與前項規定相關之申訴，於認為必要時，得要求該會員以書面或言詞方式進行說明，或要求其提出相關資料。
3. 訪問販賣協會之會員無正當理由，不得拒絕訪問販賣協會依照前項規定所為之要求。
4. 關於依第一項規定所為之申訴、該申訴相關情況、以及處理之結果，訪問販賣協會應告知各會員。

第二十九條之一 對於依據本法之規定就會員所經營訪問販賣之業務相關賣買契約或勞務提供契約為解除行為、或依據本法之規定就會員所經營訪問販賣之業務相關賣買契約或勞務提供契約之要約或其承諾之意思表示為撤銷，而請求對於該當會員所支付金錢之返還者，相對人若於無正當之理由下又未接受該當金錢之返還時，訪問販賣協會對於該當請求者，為一定金額之金錢的交付業務。

第二十九条 訪問販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む訪問販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- 2 訪問販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、訪問販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 訪問販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

第二十九条の二 訪問販売協会は、会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約をこの法律の規定により解除し、又は会員の営む訪問販売の業務に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその承諾の意思表示をこの法律の規定により取り消して当該会員に支払つた金銭の返還を請求した者に対し、正当な理由なくその金銭の返還がされない場合に、その者に対し、一定の金額

2. 訪問販賣協會就有關於前項之業務設置基金，以充當此一業務所需要之費用為條件，以會員所捐贈金額之總數加以因應。
3. 訪問販賣協會於章程中，必須就第一項業務之實施方法等事項為事先之規定。
4. 訪問販賣協會依據前項之規定，而對於業務之實施方法等事項為規定時，必須公布該等相關規定。若於相關規定有所變更之時，亦應加以公布。

（對於社員之處分）

第二十九條之二 訪問販賣協會必須於其章程中規定，若其社員有違反本法律之規定或基於本法律規定所作處分之行為時，得對於作成該當行為之社員課徵過怠金之處罰、停止或限制其行使章程中所規定之社員權利、或作成將其除名之處分的意旨。

（資訊之提供等）

第二十九條之三 經濟產業大臣對於訪問販賣協會實施第二十九條及第二十九條之一所規定之業務時，提供相關之必要性資訊及資料、或為相關之指導與建議。

の金銭を交付する業務を行うものとする。

- 2 訪問販売協会は、前項の業務に関する基金を設け、この業務に要する費用に充てることを条件として会員から出えんされた金額の合計額をもつてこれに充てるものとする。
- 3 訪問販売協会は、定款において、第一項の業務の実施の方法を定めておかなければならない。
- 4 訪問販売協会は、前項の規定により業務の実施の方法を定めたときは、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（社員に対する処分）

第二十九条の三 訪問販売協会は、その定款において、社員が、この法律の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行爲をした場合に、当該社員に対し、過怠金を課し、定款に定める社員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

（情報の提供等）

第二十九条の四 主務大臣は、訪問販売協会に対し、第二十九条及び第二十九条の二に規定する業務の実施に関し必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。

（訪問販賣協會業務之監督）

第二十九條之四 訪問販賣協會之業務，屬於經濟產業大臣之監督。

2. 經濟產業大臣為確保規定業務為適當之執行，於認為必要時，得於本法律所規定之施行上所必要之限度內查核該業務、檢查訪問販賣協會之財產狀況、或對於訪問販賣協會發布業務上，命令其應採取其改善所必要之一切措施。
3. 經濟產業大臣於發布前項命令時，為保護購買人或接受勞務提供者之利益，於認為有特別之必要時，得公告該命令之意旨。

（通信販賣協會）

第三十條 以經營通信販賣為業者，為提升通信販賣相關交易之公平性，保護購買人及接受勞務提供者之利益，以及促進通信販賣事業之健全發展，並且以其章程中登記「以經營通信販賣為業者為社員」之意旨為限，得設立一般社團法人，並於其名稱中使用「通信販賣協會」之文字。

2. 前項規定之章程登記事項，不得嗣後變更之。

（訪問販売協会の業務の監督）

第二十九条の五 訪問販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。

- 2 主務大臣は、業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、この法律の規定の施行に必要な限度において、当該業務及び訪問販売協会の財産の状況を検査し、又は訪問販売協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

（通信販売協会）

第 三十 条 その名称中に通信販売協会という文字を用いる一般社団法人は、通信販売に係る取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、通信販売の事業の健全な発展に資することを目的とし、かつ、通信販売を業として営む者を社員とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立之提出）

第三十條之一 前條第一項之一般社團法人（以下稱為「通信販賣協會」。）於成立後，應於成立之日起二週內，向經濟產業大臣報告其成立意旨，並檢附登記事項證明書及章程繕本或影本。

2. 經濟產業大臣收受依前項規定所為之報告時，應將該意旨公告之。

（變更之提出）

第三十條之二 通信販賣協會於變更其名稱、住所或其他依照經濟產業省令所規定事項後，應於該變更之日起二週內，向經濟產業大臣報告其變更意旨。

2. 通信販賣協會依照前項規定提出報告之情形，準用前條第二項之規定。

（名稱之使用限制）

第三十一條 非通信販賣協會者，不得於其名稱或商號中使用「通信販賣協會」使相對人有產生誤認之虞的文字。

2. 未加入通信販賣協會者，不得於其名稱或商號中使用「通信販賣協會會員」使相對人有產生誤認之虞的文字。

（成立の届出）

第三十条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「通信販売協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（変更の届出）

第三十条の三 通信販売協会は、その名称、住所その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、当該変更の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（名称の使用制限）

第三十一条 通信販売協会でない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 通信販売協会に加入していない者は、その名称又は商号中に、通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（申訴之處理）

第三十二條 購買人或接受勞務提供者，對於通信販賣協會會員所經營之通信販賣業務提出相關申訴請求處理時，通信販賣協會應於諮詢後，就諮詢內容對於申訴人提供必要之建議，調查該申訴之相關情況，並且將申訴內容通知該會員，要求其迅速處理之。

2. 通信販賣協會處理與前項規定相關之申訴，於認為必要時，得要求該會員以書面或言詞陳述方式進行說明，或要求其提出相關資料。
3. 通信販賣協會之會員無正當理由，不得拒絕通信販賣協會依照前項規定所為之要求。
4. 關於依第一項規定所為之申訴、該申訴相關情況、以及處理之結果，通信販賣協會應告知各會員。

（通信販賣協會業務之監督）

第三十二條之一 通信販賣協會之業務，屬於經濟產業大臣之監督。

2. 經濟產業大臣為確保前條規定業務為適當之執行，於認為必要時，得隨時查核該業務、檢查通信販賣協會之財產狀況、或對於通信買賣協會發布業務相關之監督

（苦情の解決）

第三十二条 通信販売協会は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

- 2 通信販売協会は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 会員は、通信販売協会から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 4 通信販売協会は、第一項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させなければならない。

（通信販売協会の業務の監督）

第三十二条の二 通信販売協会の業務は、主務大臣の監督に属する。

- 2 主務大臣は、前条の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び通信販売協会の財産の状況を検査し、又は通信販売

上必要之命令。

3. 經濟產業大臣於發布前項命令時，為保護購買人或接受勞務提供者之利益，於認為有特別之必要時，得公告該命令之意旨。

第三章 連鎖販賣交易

（定義）

第三十三條 本章與第五十八條之六第一項及第三項與第六十七條第一項規定所稱之「連鎖販賣事業」，係指從事物品（包括利用設施或接受勞務提供之權利。以下亦同。）販賣（包括販賣之斡旋行為。）或以有償方式提供勞務之事業，對於將該販賣行為之標的物的物品（本章以下及第五十八條之六第一項第一款第一目稱為「商品」。）為再販賣（係指販賣之相對人於買受商品後再為販賣之情形。以下亦同。）、受託販賣（係指受販賣行為之委託而販賣商品之情形。以下亦同。）或為販賣之斡旋者，或提供相同種類勞務（係指提供與原勞務同一種類的勞務之情形。以下亦同。）或就該勞務提供為斡旋者，以得收受特定利益（係指由該商品之再販賣、受託販賣或為販賣斡旋行為之第三人，或由提供相同種類勞務或就該勞務提供為斡旋之第三人，該第三人所繳納之交易費用、以及其他該當於經濟產業省令規定要件之利益的全部或一部。本章以下及第

協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

- 3 主務大臣は、前項の命令をした場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該命令をした旨を公表することができる。

第三章 連鎖販売取引

(定義)

第三十三条 この章並びに第五十八条の七第一項及び第三項並びに第六十七条第一項において「連鎖販売業」とは、物品（施設を利用し又は役務の提供を受ける権利を含む。以下同じ。）の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の七第一項第一号イにおいて「商品」という。）の再販売（販売の相手方が商品を買受けて販売することをいう。以下同じ。）、受託販売（販売の委託を受けて商品を販売することをいう。以下同じ。）若しくは販売のあつせんをする者又は同種役務の提供（その役務と同一の種類の役務の提供をすることをいう。以下同じ。）若しくはその役務の提供のあつせんをする者を特定利益（その商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせんをする他の者又は同種役務の提供若しくはその役務の提

五十八條之六第一項第四款亦同。)一事引誘之，而使其承受特定負擔後(係指購買該商品、給付該勞務對價、或繳納交易費用之情形。本章以下亦同。)，與其進行販賣該商品、或為販賣之斡旋、或提供相同種類勞務、或就該勞務提供為斡旋之交易(包括變更交易條件之情形。以下稱為「連鎖販賣交易」。)者。

2. 本章與第五十八條之六、第六十六條第一項及第六十七條第一項規定所稱之「統籌者」，係指使用自己之商標於連鎖販賣事業相關商品上，或使用自己之商號名稱或其他特定表達於連鎖販賣事業相關之勞務提供，並且訂定關於連鎖販賣交易之約款，或對於從事連鎖販賣事業之業者持續指導其經營事宜等，就一連串相關連之連鎖販賣事業為實際統籌規畫之人。
3. 本章所稱之「交易費用」，不問其係以交易費用、加盟金、保證金或其他任何名義所為者，係指於進行交易或變更交易條件之際，所繳納之價金或交付之物品。

供のあつせんをする他の者が提供する取引料その他の主務省令で定める要件に該当する利益の全部又は一部をいう。以下この章及び第五十八条の七第一項第四号において同じ。)を収受し得ることをもつて誘引し、その者と特定負担(その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章及び第五十八条の七第一項第四号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「連鎖販売取引」という。)をするものをいう。

- 2 この章並びに第五十八条の七、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「統括者」とは、連鎖販売業に係る商品に自己の商標を付し、若しくは連鎖販売業に係る役務の提供について自己の商号その他特定の表示を使用させ、連鎖販売取引に関する約款を定め、又は連鎖販売業を行う者の経営に関し継続的に指導を行う等一連の連鎖販売業を実質的に統括する者をいう。
- 3 この章において「取引料」とは、取引料、加盟料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

（明示與連鎖販賣交易相關之姓名或名稱等資訊）

第三十三條之一 統籌者、勸誘者（係指勸誘相對人與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業進行連鎖販賣交易之人。以下亦同。）或一般連鎖販賣業者（係指統籌者或勸誘者以外之人，而從事連鎖販賣事業者。以下亦同。），於勸誘相對人與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業進行連鎖販賣交易之前，應先對於相對人明確提示統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者之姓名或名稱（於勸誘者或一般連鎖販賣業者之情形，應包括與該連鎖販賣事業相關之統籌者姓名或名稱。）、勸誘目的係為與其締結附有特定負擔的交易契約之意旨、以及該勸誘行為相關商品或勞務之種類。

（禁止行為）

第三十四條 統籌者或勸誘者，於勸誘相對人與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業進行連鎖販賣交易並締結契約【限於該契約係於非屬於店鋪或其他類似設施之場所（以下稱為「店鋪等」。），由該連鎖販賣事業就相關商品為販賣或販賣之斡旋行為、或就相關勞務為提供或為勞務提供之斡旋行為，而與個人所締結之契約。本條以下亦同。】時，或為妨害相對人就連鎖販賣事業之連鎖販賣交易為解除契約，就下

（連鎖販売取引における氏名等の明示）

第三十三条の二 統括者、勧誘者（統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。）又は一般連鎖販売業者（統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。）は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称（勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。）、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（禁止行爲）

第三十四条 統括者又は勧誘者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗その他これに類似する設備（以下「店舗等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る

列各款規定之事項，不得為故意不告知相關事實、或為不實之告知行為：

一、商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。）之種類、性能或品質，或利用設施以及接受勞務提供之權利，或勞務之種類與內容，以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。

二、該連鎖販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。

三、解除該契約之相關事項（包括第四十條第一項至第三項、以及第四十條之一第一項至第五項規定之相關事項。）

四、關於該連鎖販賣事業之特定利益的相關事項。

五、除前四款規定之外，與該連鎖販賣事業相關連，並且對於連鎖販賣交易之相對人足以影響其判斷之重要事項。

2. 一般連鎖販賣業者，於勸誘相對人與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業進行連鎖販賣交易並締結契約時，或為妨害相對人就連鎖販賣事業之連鎖販賣交易為解除契約，就前項各款規定之事項，不得為不實之告知行為。

連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
 - 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
 - 三 当該契約の解除に関する事項(第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。)
 - 四 その連鎖販売業に係る特定利益に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その連鎖販売業に関する事項であつて、連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前項各号の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

3. 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，不得以脅迫或使人迷惑之行為，使相對人與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業進行連鎖販賣交易並締結契約，或妨害相對人就連鎖販賣事業之連鎖販賣交易為解除契約。
4. 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，未事先告知相對人其勸誘目的係為締結附有特定負擔之交易契約，而於營業所、代理店或其他依照經濟產業省令規定場所以外之場所招徠且引領相對人，或以其他依照行政命令所定方式引誘相對人者，其於公眾出入場所以外之場所，不得對於該相對人為締結該契約之勸誘行為。

（命提出合理證據之資料）

第三十四條之一 主務大臣就前條第一項第一款或第四款規定之事項，為判斷業者是否為不實之告知，於認為必要時，得對於該統籌者、該勸誘者或該一般連鎖販賣業者，定期間命其提出證明該告知事項之合理證據資料。於此情形，該統籌者、該勸誘者或該一般連鎖販賣業者未能提出該證據資料時，視為該統籌者、該勸誘者或該一般連鎖販賣業者就前條第一項第一款或第四款規定事項為不實之告知，適用第三十八條第一項至第三項以及第三十九條第一項之規定。

- 3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。
- 4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第三十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行爲をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の規定の

（與連鎖販賣交易相關之廣告）

第三十五條 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，就統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易為廣告時，應依照經濟產業省令規定，於該廣告中明確表示與該連鎖販賣事業相關之下列各款規定事項：

- 一、商品或勞務之種類。
- 二、該連鎖販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。
- 三、就該連鎖販賣事業之特定利益為廣告時，特定利益之計算方式。
- 四、除前三款規定之外，其他依經濟產業省令規定之事項。

（誇大廣告等之禁止）

第三十六條 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，就統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易為廣告時，就關於該連鎖販賣事業之商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。）功能或品質、或利用設施或接受勞務提供之權利或勞務之內容、該連鎖販賣交易所附隨之特定負擔、與該連鎖販賣事業相關之特定利益、或其他依照經濟產業省

適用については、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

（連鎖販売取引についての広告）

第三十五条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その連鎖販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算の方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（誇大広告等の禁止）

第三十六条 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするときは、その連鎖販売業に係る商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負

令規定之事項，不得為使他人錯誤認知之表示，包括明顯與事實不符者，或明顯較實際商品或勞務優良或有利者。

（命提出合理證據之資料）

第三十六條之一 主務大臣為判斷業者所為廣告是否該當於前條規定之誇大不實表示，於認為必要時，得對於為表示的統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，定期間命其提出證明該表示事項之合理證據資料。於此情形，該統籌者、該勸誘者或該一般連鎖販賣業者未能提出該證據資料時，視為該表示該當於前條規定之表示，適用第三十八條第一項至第三項以及第三十九條第一項之規定。

（禁止提供電子郵件廣告予未為承諾之人）

第三十六條之三 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，除下列各款規定情形之外，於從事統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易時，未得相對人承諾前，不得對其提供電子郵件廣告：

一、基於相對人所為之請求，就統籌者所統籌

担、当該連鎖販売業に係る特定利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第三十六条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者が当該資料を提出しないときは、第三十八条第一項から第三項まで及び第三十九条第一項の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第三十六条の三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、次に掲げる場合を除き、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

一 相手方となる者の請求に基づき、その統

之一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易，提供電子郵件廣告（本章以下稱為「連鎖販賣交易電子郵件廣告」。）者。

二、除前款規定之外，足認收受連鎖販賣交易電子郵件廣告者之利益，於通常情形下並無損害之虞者，依經濟產業省令規定，而提供連鎖販賣交易電子郵件廣告者。

2. 依前項規定得到相對人承諾，或依同項第一款規定受到相對人請求之統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，於嗣後收受該連鎖販賣交易電子郵件廣告之相對人所為之意思表示，而該意思表示意旨係為其不收受連鎖販賣交易電子郵件廣告者，統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者於收受該意思表示後，不得對於該相對人再為提供連鎖販賣交易電子郵件廣告。但於收受該意思表示之後，就連鎖販賣交易電子郵件廣告一事，統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者受到該相對人再次請求、或得到該相對人再承諾者，不在此限。
3. 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，於提供連鎖販賣交易電子郵件廣告之際，除第一項第二款規定情形外，就該連鎖販賣交易電子郵件廣告之相關行為係得到該相對人承諾、或受相對人請求一事，應依經濟產業省令規定製作紀

括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「連鎖販売取引電子メール広告」という。）をするとき。

二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告をするとき。

2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、当該連鎖販売取引電子メール広告の相手方から連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び連鎖販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。

3 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請

錄，並且依照經濟產業省令規定保存之。

4. 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，於提供連鎖販賣交易電子郵件廣告之際，除第一項第二款規定情形外，就該連鎖販賣交易電子郵件廣告中，除記載第三十五條各款規定事項之外，亦應依照經濟產業省令規定，將相對人欲表示「不收受連鎖販賣交易電子郵件廣告」意旨之意思時，依照經濟產業省令規定之必要事項，於廣告中明確表示之。
5. 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，將下列各款規定業務之全部委託他人經營時，與該委託相關之連鎖販賣交易電子郵件廣告，無前二項規定之適用：
 - 一、提供連鎖販賣交易電子郵件廣告時，得到相對人承諾、或收受相對人所為請求之業務。
 - 二、依第三項規定之製作紀錄以及保存紀錄之業務。
 - 三、依前項規定，將相對人欲表示「不收受連鎖販賣交易電子郵件廣告」意旨之意思時之必要事項，於廣告中明確表示之業務。

第三十六條之四 統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者就前條第

求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者は、連鎖販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該連鎖販売取引電子メール広告に、第三十五条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。

5 前二項の規定は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る連鎖販売取引電子メール広告については、適用しない。

- 一 連鎖販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
- 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
- 三 前項に規定する連鎖販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第三十六条の四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者から前

五項各款規定業務全部委託他人時，其受委託者（本章以下以及第六十六條第四項與第六項稱為「連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者」。），除下列各款規定情形外，就委託該業務之統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者（本條以下稱為「連鎖販賣交易電子郵件廣告委託者」。）所進行之統籌者所統籌一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易，未得相對人承諾前，不得對其提供連鎖販賣交易電子郵件廣告：

- 一、基於相對人所為之請求，提供相對人關於連鎖販賣交易電子郵件廣告委託者之連鎖販賣交易電子郵件廣告之情形。
 - 二、除前款規定之外，關於提供連鎖販賣交易電子郵件廣告委託者之連鎖販賣交易電子郵件廣告一事，足認收受廣告者的利益於通常情形下並無損害之虞者，依經濟產業省令規定，提供相對人關於連鎖販賣交易電子郵件廣告委託者之連鎖販賣交易電子郵件廣告之情形。
2. 前條第二項至第四項之規定，於連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者，提供相對人關於連鎖販賣交易電子郵件廣告委託者之連鎖販賣交易電子郵件廣告之情形，準用之。於此情

条第五項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者(以下この章並びに第六十六条第四項及び第六項において「連鎖販売取引電子メール広告受託事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者(以下この条において「連鎖販売取引電子メール広告委託者」という。)が行うその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで連鎖販売取引電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者による連鎖販売取引電子メール広告委託者に係る連鎖販売取引電子メール広告について準用す

形，前條第三項及第四項規定之「第一項第二款規定」，應解釋為「第三十六條之三第一項第二款規定」。

（交付與連鎖販賣交易相關之文書）

第三十七條 從事連鎖販賣事業之人（非從事連鎖販賣事業之人，進行與連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易，而締結附隨特定負擔之契約時，亦屬之。），與欲承受連鎖販賣交易所附隨之特定負擔者（限於連鎖販賣事業就相關商品為販賣或販賣之斡旋行為、或就相關勞務為提供或為勞務提供之斡旋行為，於非屬店鋪等場所進行交易之個人。），欲締結該附隨特定負擔之契約時，於締結該契約前，依照經濟產業省令規定，應將記載該連鎖販賣事業概要總覽之文書交付予相對人。

2. 從事連鎖販賣事業之人，締結與連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易契約（本章以下稱為「連鎖販賣契約」。）之情形，該連鎖販賣契約之相對人與連鎖販賣事業，就相關商品之販賣或販賣之斡旋行為、或就相關勞務之提供或勞務提供之斡旋行為，於非屬店鋪等場所進行交易，且該相對人屬於個人時，應依照經濟產業省令規定，將明確記載下列各款規定事項之連鎖販賣契約內容的文書，無遲延地交付予相對人：

る。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（連鎖販売取引における書面の交付）

第三十七条 連鎖販売業を行う者（連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結する者であるときは、その者）は、連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その連鎖販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

- 2 連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（以下この章において「連鎖販売契約」という。）を締結した場合において、その連鎖販売契約の相手方がその連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその連鎖販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しなければならない。

- 一、商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。）之種類、性能或品質，或利用設施或接受勞務提供之權利或勞務之種類，以及與上述內容相關之事項。
- 二、商品之再販賣、受託販賣或販賣之斡旋，或相同種類勞務之提供或勞務提供之斡旋之交易條件等相關事項。
- 三、該連鎖販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。
- 四、解除該連鎖販賣契約時之相關事項（包括第四十條第一項至第三項以及第四十條之一第一項至第五項規定之相關事項。）。
- 五、除前四款規定事項之外，其他依經濟產業省令規定之事項。

（指示）

第三十八條 統籌者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項與第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之二（第五項除外。）或前條之規定，或為下列各款規定之行為者；或勸誘者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條或第三十六條之二（第五項除外。）之規定，或為下列第二款至第四款規定之行為者，此二者經主務大臣認定有損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞

- 一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 商品の再販売、受託販売若しくは販売のあつせん又は同種役務の提供若しくは役務の提供のあつせんについての条件に関する事項
- 三 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 四 当該連鎖販売契約の解除に関する事項(第四十条第一項から第三項まで及び第四十条の二第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(指示)

第三十八条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三(第五項を除く。)若しくは前条の規定に違反し若しくは次に掲げる行爲をした場合又は勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三(第五項を除く。)の規定に違反し若しくは第二号から第四号までに掲げる行爲をした場合にお

時，主務大臣得指示該連鎖販賣事業之統籌者採取必要之措施：

- 一、與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣契約所發生債務之全部或一部，或因解除該契約所生債務之全部或一部，業者拒絕履行該債務，或不當履行遲延者。
- 二、就該統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易，提供相對人過於武斷之判斷，致使相對人陷入錯誤，誤解該交易能確實產生利益，而勸誘相對人締結與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣契約（以該連鎖販賣事業就相關商品為販賣或販賣之斡旋行為、或就相關勞務為提供或為勞務提供之斡旋行為，而與個人於非屬店鋪等場所進行交易，並與該人締結之契約為限。第三款亦同。）者。
- 三、對於表示「不與該統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業締結連鎖販賣契約」意旨之意思者，以使人迷惑之方式勸誘其締結該連鎖販賣契約者。
- 四、除前三款規定之外，其他依經濟產業省令規定，屬於與該統籌者所統籌一連串連鎖販賣事業相關之連鎖販賣契約相關連之行為，且有損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易相對人利益之虞者。

いて連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その統括者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 その連鎖販売業に係る連鎖販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
- 三 その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方
で勧誘をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約に関する行為であつて、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定め

2. 勸誘者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條或第三十六條之二（第五項除外。）或前條之規定，或為前項各款規定之行為，經主務大臣認定有損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易相對人利益之虞時，主務大臣得指示該連鎖販賣事業之勸誘者採取必要之措施。
3. 一般連鎖販賣業者違反第三十三條之一、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條或第三十六條之二（第五項除外。）或前條之規定，或為第一項各款規定之行為，經主務大臣認定有損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易相對人利益之虞時，主務大臣得指示該連鎖販賣事業之一般連鎖販賣業者採取必要之措施。
4. 連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者違反第三十六條之三第一項或同條第二項規定準用第三十六條之二第二項至第四項之規定，而為經濟產業大臣認定有損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞時，經濟產業大臣得指示該連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者採取必要之措施。

るもの。

- 2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は前項各号に掲げる行爲をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その勧誘者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは前条の規定に違反し、又は第一項各号に掲げる行爲をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その一般連鎖販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項又は同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（連鎖販賣交易之停止等）

第三十九條 統籌者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項與第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之二（第五項除外。）或第三十七條之規定，或為前條第一項各款規定之行為者；或勸誘者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項或第四項、第三十五條、第三十六條或第三十六條之二（第五項除外。）之規定，或為前條第一項第二款至第四款規定之行為者，經主務大臣認定有明顯損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞，或統籌者不遵從主務大臣依前條第一項規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命該統籌者停止與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易勸誘行為、停止使勸誘者對相對人為勸誘行為、或停止其從事之連鎖販賣交易之全部或一部。

2. 勸誘者違反第三十三條之一、第三十四條第一項、第三項與第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之二（第五項除外。）或第三十七條之規定，或為前條第一項各款規定之行為者，而經主務大臣認定有明顯損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞，或勸誘者不遵從主務大臣依前條第二項規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之

（連鎖販売取引の停止等）

第三十九条 主務大臣は、統括者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行爲をした場合若しくは勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条若しくは第三十六条の三（第五項を除く。）の規定に違反し若しくは前条第一項第二号から第四号までに掲げる行爲をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は統括者が同項の規定による指示に従わないときは、その統括者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行い若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、勧誘者が第三十三条の二、第三十四条第一項、第三項若しくは第四項、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行爲をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は勧誘

期間，命該勸誘者停止與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易勸誘行為、或停止其從事之連鎖販賣交易之全部或一部。

3. 一般連鎖販賣業者違反第三十三條之一、第三十四條第二項至第四項、第三十五條、第三十六條、第三十六條之二（第五項除外。）或第三十七條之規定，或為前條第一項各款規定之行為者，而經主務大臣認定有明顯損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞，或一般連鎖販賣業者不遵從主務大臣依前條第三項規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命該一般連鎖販賣業者停止與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣交易勸誘行為、或停止其從事之連鎖販賣交易之全部或一部。
4. 連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者違反第三十六條之三第一項或同條第二項規定準用第三十六條之二第二項至第四項之規定，而為經濟產業大臣認定有明顯損害連鎖販賣交易之公平性、以及連鎖販賣交易之相對人利益之虞，或連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業

者が同条第二項の規定による指示に従わないときは、その勧誘者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、一般連鎖販売業者が第三十三条の二、第三十四条第二項から第四項まで、第三十五条、第三十六条、第三十六条の三（第五項を除く。）若しくは第三十七条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行為をした場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は一般連鎖販売業者が同条第三項の規定による指示に従わないときは、その一般連鎖販売業者に対し、一年以内の期間を限り、当該連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行うことを停止し、又はその行う連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。
- 4 主務大臣は、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が第三十六条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第三十六条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害される

者不遵從經濟產業大臣依前條第四項規定所為之指示時，經濟產業大臣得定一年內之期間，命該連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者停止與該連鎖販賣交易電子郵件廣告相關業務之全部或一部。

5. 主務大臣依第一項至第三項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。
6. 經濟產業大臣依第四項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（連鎖販賣契約之解除等）

第 四十 條 從事連鎖販賣事業者締結與該連鎖販賣事業相關之連鎖販賣契約之情形，該連鎖販賣契約之相對人（限於連鎖販賣事業就相關商品為販賣或販賣之斡旋行為、或就相關勞務為提供或為勞務提供之斡旋行為，於非屬店鋪等場所進行交易之個人。本章以下稱為「連鎖販賣加入者」。），除於收受第三十七條第二項規定文書之日【於該連鎖販賣契約相關之特定負擔，係為要求相對人先行購入再販賣之商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。本項以下亦同。）之情形，基於該連鎖販賣契約而購入之商品，若相對人首次受領該商品交付之日，係後於收受該文書之日時，則以首次受領該商品交付之日為準。第四十條之一第一項亦同。】起已經過二

おそれがあると認めるとき、又は連鎖販売取引電子メール広告受託事業者が前条第四項の規定による指示に従わないときは、その連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 5 主務大臣は、第一項から第三項までの規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 6 主務大臣は、第四項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（連鎖販売契約の解除等）

第 四十 条 連鎖販売業を行う者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結した場合におけるその連鎖販売契約の相手方（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人に限る。以下この章において「連鎖販売加入者」という。）は、第三十七条第二項の書面を受領した日（その連鎖販売契約に係る特定負担が再販売をする商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。）の購入についてのものである場合において、その連鎖販売契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日がその受領した日後である

十日之情形（連鎖販賣加入者，於統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項規定，或一般連鎖販賣業者違反第三十四條第二項規定，而就本項規定之解除連鎖販賣契約相關事項為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者違反第三十四條第三項規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照本項規定解除連鎖販賣契約之情形。上述二情形中，該連鎖販賣事業相關之統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣事業者，依照經濟產業省令規定，將依本項規定記載「相對人得解除該連鎖販賣契約」意旨之文書，交付予該連鎖販賣加入者，由其收受該文書之日起，經過二十日之情形。）以外，得以書面之方式解除該連鎖販賣契約。於此情形，該從事連鎖販賣事業之人，不得請求相對人給付因解除連鎖販賣契約所生之損害賠償或違約金。

2. 依前項規定解除連鎖販賣契約之情形，於發出版載明「解除該連鎖販賣契約」意旨之文書時，生其效力。
3. 於依照第一項規定解除連鎖販賣契約之情形

ときは、その引渡しを受けた日。次条第一項において同じ。)から起算して二十日を経過したとき（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反してこの項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき)を除き、書面によりその連鎖販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その連鎖販売業を行う者は、その連鎖販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の連鎖販売契約の解除は、その連鎖販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 第一項の連鎖販売契約の解除があつた場合

，與該連鎖販賣契約相關之商品業已交付者，其取回所需費用，由從事連鎖販賣事業之人負擔之。

4. 違反前三項規定，而為不利於該連鎖販賣加入者之約定者，無效。

第四十條之二 連鎖販賣加入者，於收受第三十七條第二項規定文書之日起，經過二十日之後（連鎖販賣加入者，於統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項規定，或一般連鎖販賣業者違反第三十四條第二項規定，而就前條第一項規定之解除連鎖販賣契約相關事項為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者違反第三十四條第三項規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照前條第一項規定解除連鎖販賣契約之情形。上述二情形中，該連鎖販賣事業相關之統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣事業者，依照前條第一項之經濟產業省令規定，將依前條第一項規定記載「相對人得解除該連鎖販賣契約」意旨之文書，交付予該連鎖販賣加入者，由其收受該文書之日起，經過二十日之後。），得向將來解除該連鎖販賣契約。

において、その連鎖販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その連鎖販売業を行う者の負担とする。

- 4 前三項の規定に反する特約でその連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。

第四十条の二 連鎖販売加入者は、第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反して前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が第三十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後）においては、将来に向かつて

2. 依前項規定連鎖販賣加入者解除連鎖販賣契約之情形，於解除契約前，從事連鎖販賣事業之人對於連鎖販賣加入者【限於締結該連鎖販賣契約（連鎖販賣契約之交易條件有所變更者除外。）之日起尚未經過一年之情形。本條以下亦同。】已經進行連鎖販賣事業相關商品之販賣（包括販賣之斡旋行為）時，除下列各款規定情形之外，該連鎖販賣加入者得解除關於該商品之販賣契約（包括該連鎖販賣契約中與商品販賣相關連而附隨於該連鎖販賣交易的特定負擔部分。本條以下稱為「商品販賣契約」）：

- 一、該商品交付（該商品為利用設施或接受勞務提供之權利者，則為權利移轉。本條以下亦同。）予連鎖販賣加入者，而為連鎖販賣加入者受領之日起，經過九十日者。
- 二、連鎖販賣加入者已將該商品再販賣者。
- 三、該商品已為使用，或已消耗該商品之全部或一部者（從事與該連鎖販賣事業相關商品販賣之人，使該連鎖販賣加入者為使用該商品、或消耗該商品之全部或一部者，除外。）

その連鎖販売契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約（取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。）を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この条において同じ。）に対し、既に、連鎖販売業に係る商品の販売（そのあつせんを含む。）を行つているときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この条において「商品販売契約」という。）の解除を行うことができる。

- 一 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあつては、その移転。以下この条において同じ。）を受けた日から起算して九十日を経過したとき。
- 二 当該商品を再販売したとき。
- 三 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）。

四、其他依行政命令所規定者。

3. 依第一項規定連鎖販賣加入者解除連鎖販賣契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，從事連鎖販賣事業之人仍不得向連鎖販賣加入者請求給付超過締結及履行契約所需通常必要費用之金額（於該當下列各款規定情形之一者，依各該款規定情形而定，就該締結及履行契約所需通常必要費用之金額加計各該款規定金額之總金額。）加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

一、該連鎖販賣契約之解除契約時點，係於附有特定負擔之該連鎖販賣交易的相關商品交付時點之後的情形，為下列金額合計後之金額：

（一）相當於所交付之該商品（以基於該連鎖販賣契約而販賣之商品為限。依前項規定解除商品販賣契約時，關於商品販賣契約之該商品除外。）的販賣價格之金額。

（二）相當於所提供之特定利益或其他所繳納價金或所交付物品（依前項規定解除商品販賣契約時，限於與商品販賣契約之商品相關的價金或物品。）之金額。

二、該連鎖販賣契約之解除契約時點，係於附有

四 その他政令で定めるとき。

- 3 連鎖販売業を行う者は、第一項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額)にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額

- イ 引渡しがされた当該商品(当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたものに限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。)の販売価格に相当する額
- ロ 提供された特定利益その他の金品(前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。)に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売

特定負擔之該連鎖販賣交易的相關勞務開始提供之時點後的情形，為相當於所提供之該勞務（以基於該連鎖販賣契約而提供之勞務為限。）對價之金額。

4. 依照第二項規定連鎖販賣加入者解除商品販賣契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款規定之情形，從事販賣與連鎖販賣事業相關的商品之人，仍不得向該連鎖販賣加入者請求給付超過各該款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

一、該商品已為返還之情形，或於該商品交付前解除該商品販賣契約之情形：相當於該商品販賣價格十分之一之金額。

二、該商品未被返還之情形：相當於該商品販賣價格之金額。

5. 依第二項規定連鎖販賣加入者解除商品販賣契約時，與該商品相關之一連串連鎖販賣事業的統籌者，就該商品之販賣人因解除契約所生之債務，負連帶清償責任。
6. 違反前項規定，而為不利於該連鎖販賣加入者之約定者，無效。
7. 以分期付款販賣之方式，販賣或提供與連鎖販賣業相關之商品或勞務者，不適用第三項及第四項

取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務(当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。)の対価に相当する額

- 4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。
 - 一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額
 - 二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額
- 5 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行つた者の債務の弁済の責めに任ずる。
- 6 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提

之規定。

（撤銷連鎖販賣契約中要約或承諾之意思表示）

第四十條之二 統籌者或勸誘者勸誘連鎖販賣加入者與統籌者所統籌之一連串連鎖販賣事業締結連鎖販賣契約時，因統籌者或勸誘者所為之下列第一款或第二款規定行為，而使連鎖販賣加入者為同款規定之誤認；或一般連鎖販賣業者勸誘連鎖販賣加入者與連鎖販賣事業締結連鎖販賣契約時，因一般連鎖販賣業者所為之下列第三款規定行為，而使連鎖販賣加入者為同款規定之誤認，上述誤認情形致使連鎖販賣加入者為該連鎖販賣契約之要約或承諾之意思表示時，得撤銷該要約或承諾。但該連鎖販賣契約之相對人於締結該連鎖販賣契約之時，並不知該統籌者、該勸誘者或該一般連鎖販賣業者所為各款規定行為之事實者，不在此限：

- 一、統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項之規定，為不實之告知行為時：連鎖販賣加入者將該告知內容誤認為事實者。
- 二、統籌者或勸誘者違反第三十四條第一項之規定，故意不告知事實之行為：連鎖販賣加入者誤認該事實不存在者。
- 三、一般連鎖販賣業者違反第三十四條第二項之規定，為不實之告知行為時：連鎖販賣加入者將該告知內容誤認為事實者。

供するものについては、適用しない。

（連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四十条の三 連鎖販売加入者は、統括者若しくは勧誘者がその統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第一号若しくは第二号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、又は一般連鎖販売業者がその連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し第三号に掲げる行為をしたことにより同号に定める誤認をし、これらによつて当該連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該連鎖販売契約の相手方が、当該連鎖販売契約の締結の当時、当該統括者、当該勧誘者又は当該一般連鎖販売業者がこれらの行為をした事実を知らなかつたときは、この限りでない。

- 一 第三十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 第三十四条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認
- 三 第三十四条第二項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

2. 第九條之二第二項至第四項之規定，於依前項規定撤銷連鎖販賣契約之要約或承諾的意思表示時，準用之。

第四章 特定繼續性勞務提供

（定義）

第四十一條 本章及第五十八條之七第一項第一款所稱之「特定繼續性勞務提供」，係指下列各款規定之情形：

- 一、勞務提供事業者與相對人約定，勞務提供事業者於超過行政命令依各該特定繼續性勞務所規定之期間內，提供相對人特定繼續性勞務，而作為該對價，相對人給付超過行政命令規定金額之價金予勞務提供事業者，雙方締結契約（本章以下稱為「特定繼續性勞務提供契約」），勞務提供事業者依該契約所為之特定繼續性勞務之提供。
 - 二、販賣業者以收受超過同款行政命令規定金額之價金為對價，販賣接受特定繼續性勞務提供（限於超過前款行政命令規定之期間內所提供之勞務。）的權利，販賣契約（本章以下稱為「特定權利販賣契約」），締結後相對人得接受特定繼續性勞務提供之情形，販賣業者所為販賣該權利之行為。
2. 本章與第五十八條之七第一項第一款及第六十七條第一項規定所稱之「特定繼續性勞務」，係指與國民日常生活相關之交易中，以有償之方式為繼續

- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による連鎖販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

第四章 特定継続的役務提供

(定義)

第四十一条 この章及び第五十八条の八第一項第一号において「特定継続的役務提供」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 役務提供事業者が、特定継続的役務をそれぞれの特定継続的役務ごとに政令で定める期間を超える期間にわたり提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額を超える金銭を支払うことを約する契約(以下この章において「特定継続的役務提供契約」という。)を締結して行う特定継続的役務の提供
 - 二 販売業者が、特定継続的役務の提供(前号の政令で定める期間を超える期間にわたり提供するものに限る。)を受ける権利を同号の政令で定める金額を超える金銭を受け取って販売する契約(以下この章において「特定権利販売契約」という。)を締結して行う特定継続的役務の提供を受ける権利の販売
- 2 この章並びに第五十八条の八第一項第一号及び第六十七条第一項において「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継

性提供之勞務，且依行政命令規定該當於下列各款情形之一者：

- 一、接受勞務提供之人，得美化其身體，或提升其知識、技能，或實現其他關於其身心或財產之目的，以上述誘因引誘相對人者。
- 二、依勞務之性質，無從確定得否實現前款規定之各目的者。

（交付與特定繼續性勞務提供相關之文書）

第四十二條 勞務提供事業者或販賣業者，與欲接受特定繼續性勞務提供之人、或欲購買接受特定繼續性勞務提供的權利之人，雙方欲締結特定繼續性勞務提供契約或特定權利販賣契約（本章及第五十八條之七以下稱為「特定繼續性勞務提供等契約」。）時，於締結該特定繼續性勞務提供契約前，依照經濟產業省令規定，勞務提供事業者或販賣業者應將記載該特定繼續性勞務提供等契約之概要總覽的文書，交付予上述契約之相對人。

2. 勞務提供事業者與相對人締結特定繼續性勞務提供契約時，應依照經濟產業省令規定，將明確記載下列各款規定事項之該特定繼續性勞務提供契約內容的文書，無遲延地交付予接受該特定繼續性勞務提供之人：

続的に提供される役務であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。

- 一 役務の提供を受ける者の身体の美化又は知識若しくは技能の向上その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもつて誘引が行われるもの
- 二 役務の性質上、前号に規定する目的が実現するかどうかが確実でないもの

（特定継続的役務提供における書面の交付）

- 第四十二条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務の提供を受けようとする者又は特定継続的役務の提供を受ける権利を購入しようとする者と特定継続的役務提供契約又は特定権利販売契約（以下この章及び第五十八条の八において「特定継続的役務提供等契約」という。）を締結しようとするときは、当該特定継続的役務提供等契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、当該特定継続的役務提供等契約の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。
- 2 役務提供事業者は、特定継続的役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一、依照經濟產業省令規定之勞務內容相關事項，以及業者提供該勞務時，接受該勞務提供之人必須購買特定商品者，該商品名稱。
 - 二、勞務之對價，以及接受勞務提供者必須給付之其他價金的金額。
 - 三、前款規定之對價或價金的支付時期及支付方式。
 - 四、勞務之提供期間。
 - 五、依第四十八條第一項規定，特定繼續性勞務提供契約之解除契約的相關事項（包括同條第二項至第七項規定之相關事項。）。)
 - 六、依第四十九條第一項規定，特定繼續性勞務提供契約之解除契約的相關事項（包括同條第二項、第五項以及第六項規定之相關事項。）。)
 - 七、除前六款規定之外，其他依照經濟產業省令規定之事項。
3. 販賣業者與相對人締結特定權利販賣契約時，應依照經濟產業省令規定，將明確記載下列各款規定事項之該特定權利販賣契約內容的文書，無遲延地交付予接受該特定繼續性勞務提供的權利之買受人：
- 一、依照經濟產業省令規定之權利內容相關事項，以及欲行使該權利使業者提供該勞務時，接受

- 一 役務の内容であつて主務省令で定める事項及び当該役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名
 - 二 役務の対価その他の役務の提供を受ける者が支払わなければならない金銭の額
 - 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
 - 四 役務の提供期間
 - 五 第四十八条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)
 - 六 第四十九条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項(同条第二項、第五項及び第六項の規定に関する事項を含む。)
 - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 3 販売業者は、特定権利販売契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項について当該特定権利販売契約の内容を明らかにする書面を当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に交付しなければならない。
- 一 権利の内容であつて主務省令で定める事項及び当該権利の行使による役務の提供に際

該特定繼續性勞務提供權利之買受人必須購買特定商品者，該商品名稱。

- 二、權利之販賣價格，以及接受該特定繼續性勞務提供權利之買受人必須給付之其他價金的金額。
- 三、前款規定之價金的支付時期及支付方式。
- 四、買受人行使該權利而得接受勞務提供時，該勞務之提供期間。
- 五、依第四十八條第一項規定，特定權利販賣契約之解除契約的相關事項（包括同條第二項至第七項規定之相關事項。）。
- 六、依第四十九條第三項規定，特定權利販賣契約之解除契約的相關事項（包括同條第四項至第六項規定之相關事項。）。
- 七、除前六款規定之外，其他依照經濟產業省令規定之事項。

（誇大廣告等之禁止）

第四十三條 勞務提供事業者或販賣業者，於提供特定繼續性勞務之際，就特定繼續性勞務之提供條件、或接受該特定繼續性勞務提供權利之販賣條件為廣告時，就特定繼續性勞務之內容、效果或其他依照經濟產業省令規定之事項，不得為使他人錯誤認知之表示，包括明顯與事實不符者，或明顯較實際勞務或商品優良或有利者。

- し当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合にはその商品名
- 二 権利の販売価格その他の当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額
 - 三 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
 - 四 権利の行使により受けることができる役務の提供期間
 - 五 第四十八条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項(同条第二項から第七項までの規定に関する事項を含む。)
 - 六 第四十九条第三項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項(同条第四項から第六項までの規定に関する事項を含む。)
 - 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(誇大広告等の禁止)

第四十三条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするときは、当該特定継続的役務の内容又は効果その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をして

（命提出合理證據之資料）

第四十三條之一 主務大臣為判斷業者所為廣告是否該當於前條規定之誇大不實表示，於認為必要時，得對於為表示的勞務提供事業者或販賣業者，定期間命其提出證明該表示事項之合理證據資料。於此情形，該勞務提供事業者或該販賣業者未能提出該證據資料時，視為該勞務提供事業者或該販賣業者所為之表示該當於前條規定之表示，適用第四十六條第一項以及第四十七條第一項之規定。

（禁止行為）

第四十四條 勞務提供事業者或販賣業者，於勸誘相對人締結特定繼續性勞務提供等契約時，或為妨害特定繼續性勞務提供等契約之解除契約，就下列各款規定之事項，不得為不實之告知行為：

- 一、勞務或接受勞務提供權利之種類、內容或效果（於接受勞務提供權利之情形，係為與該權利相關之勞務的效果。），以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。
- 二、於業者提供勞務或因買受人行使權利而業者提供勞務之際，該接受勞務提供之人或該權利之

はならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十三条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした役務提供事業者又は販売業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（禁止行爲）

第四十四条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行爲をしてはならない。

- 一 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当

買受人必須購買特定商品者，該商品之種類、性能或品質，以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。

三、勞務之對價或權利之販賣價格，以及接受勞務提供者或接受勞務提供權利之買受人必須給付之其他價金的金額。

四、前款規定之對價或價金的支付時期及支付方式。

五、勞務之提供期間，或買受人行使該權利而得接受勞務提供時，該勞務之提供期間。

六、該特定繼續性勞務提供等契約之解除契約的相關事項（包括第四十八條第一項至第七項、以及第四十九條第一項至第六項規定之相關事項。）

七、顧客必須締結該特定繼續性勞務提供等契約之相關理由。

八、除前七款規定之外，與該特定繼續性勞務提供等契約相關連，並且對於顧客、接受特定繼續性勞務提供之人、或接受特定繼續性勞務提供權利之買受人，足以影響其判斷之重要事項。

2. 勞務提供事業者或販賣業者，於勸誘相對人締結特定繼續性勞務提供等契約時，就前項第一款至第六款規定之事項，不得為故意不告知相關事實之行

- 該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 三 役務の対価又は権利の販売価格その他の役務の提供を受ける者又は役務の提供を受ける権利の購入者が支払わなければならない金銭の額
 - 四 前号に掲げる金銭の支払の時期及び方法
 - 五 役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間
 - 六 当該特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項(第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。)
 - 七 顧客が当該特定継続的役務提供等契約の締結を必要とする事情に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務の提供を受ける者若しくは特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故

為。

3. 勞務提供事業者或販賣業者，不得以脅迫或使人迷惑之行為，使相對人締結特定繼續性勞務提供等契約，或妨害相對人解除特定繼續性勞務提供等契約。

（命提出合理證據之資料）

第四十四條之一 主務大臣就前條第一項第一款或第二款規定之事項，為判斷業者是否為不實之告知，於認為必要時，得對於該勞務提供事業者或該販賣業者，定期間命其提出證明該告知事項之合理證據資料。於此情形，該勞務提供事業者或該販賣業者未能提出該證據資料時，視為該勞務提供事業者或該販賣業者就前條第一項第一款或第二款規定事項為不實之告知，適用第四十六條以及第四十七條第一項之規定。

（文件之備置與閱覽等）

第四十五條 勞務提供事業者或販賣業者進行與特定繼續性勞務提供相關之預先給付交易（係指關於特定繼續性勞務提供之交易中，業者於提供特定繼續性勞務之前，預先自相對人方受領超過行政命令規定金額之

意に事実を告げない行爲をしてはならない。

- 3 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第四十四条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行爲をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該役務提供事業者又は当該販売業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該資料を提出しないときは、第四十六条及び第四十七条第一項の規定の適用については、当該役務提供事業者又は当該販売業者は、前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項につき不実のことを告げる行爲をしたものとみなす。

（書類の備付け及び閲覧等）

第四十五条 役務提供事業者又は販売業者は、特定継続的役務提供に係る前払取引（特定継続的役務提供に先立つてその相手方から政令で定める金額を超える金銭を受領する特定継続的役務提供に係る取引

價金。第二項亦同。）時，依照經濟產業省令規定，應將記載其業務及財產狀況之報告文件，備置於其執行與特定繼續性勞務提供等契約相關業務之事務所。

2. 與特定繼續性勞務提供相關之預先給付交易，其交易相對人得請求閱覽前項規定之報告文件，或於給付前項規定中勞務提供事業者或販賣業者所定費用後，請求交付該報告文件之繕本、影本或節本。

（指示）

第四十六條 勞務提供事業者或販賣業者違反第四十二條、第四十三條、第四十四條或前條之規定，或為下列各款規定之行為，而經主務大臣認定其行為有損害特定繼續性勞務提供相關交易之公平性之虞，並且對於締結特定繼續性勞務提供契約而接受特定繼續性勞務提供之人、或締結特定權利販賣契約而購買接受特定繼續性勞務提供權利之買受人（本章以下稱為「特定繼續性勞務提供受領人等」），有損害其利益之虞時，主務大臣得指示該勞務提供事業者或販賣業者採取必要之措施：

- 一、基於特定繼續性勞務提供等契約所發生債務之全部或一部，或因解除特定繼續性勞務提供等契約所生債務之全部或一部，業者拒絕履行該

をいう。次項において同じ。)を行うときは、主務省令で定めるところにより、その業務及び財産の状況を記載した書類を、特定継続的役務提供等契約に関する業務を行う事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定継続的役務提供に係る前払取引の相手方は、前項に規定する書類の閲覧を求め、又は前項の役務提供事業者若しくは販売業者の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(指示)

第四十六条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者又は特定権利販売契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける権利を購入する者(以下この章において「特定継続的役務提供受領者等」という。)の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 特定継続的役務提供等契約に基づく債務又は特定継続的役務提供等契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否

債務，或不當履行遲延者。

二、業者於勸誘相對人締結特定繼續性勞務提供等契約時，或為妨害特定繼續性勞務提供等契約之解除契約，就與該特定繼續性勞務提供等契約相關連、並且對於顧客或特定繼續性勞務提供受領人等，足以影響其判斷之重要事項（除第四十四條第一項第一款至第六款規定外。），故意不告知相對人相關事實者。

三、除前二款規定之外，其他依經濟產業省令規定屬於與特定繼續性勞務提供相關之行為，且有損害特定繼續性勞務提供相關交易之公平性、以及特定繼續性勞務提供受領人等利益之虞者。

（業務之停止等）

第四十七條 勞務提供事業者或販賣業者違反第四十二條、第四十三條、第四十四條或第四十五條之規定，或為前條各款規定之行為，而經主務大臣認定其行為有明顯損害特定繼續性勞務提供相關交易之公平性、以及特定繼續性勞務提供受領人等利益之虞，或勞務提供事業者或販賣業者不遵從主務大臣依前條規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命勞務提供事業者或販賣業者停止特定繼續性勞務提供相關業務之全部或一部。

- し、又は不当に遅延させること。
- 二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、当該特定継続的役務提供等契約に関する事項であつて、顧客又は特定継続的役務提供受領者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第四十四条第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定継続的役務提供に関する行為であつて、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

(業務の停止等)

第四十七条 主務大臣は、役務提供事業者又は販売業者が第四十二条、第四十三条、第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供受領者等の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条の規定による指示に従わないときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、一年以内の期間を限り、特定継続的役務提供に関する業務の全

2. 主務大臣依前項規定為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（特定繼續性勞務提供等契約之解除等）

第四十八條 勞務提供事業者或販賣業者締結特定繼續性勞務提供等契約之情形，該特定繼續性勞務提供受領人等，除於收受第四十二條第二項或第三項規定文書之日起已經過八日之情形（特定繼續性勞務提供受領人等，於勞務提供事業者或販賣業者違反第四十四條第一項規定，而就本項規定之解除特定繼續性勞務提供等契約的相關事項，為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或勞務提供事業者或販賣業者違反第四十四條第三項規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照本項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形。上述二情形中，該勞務提供事業者或該販賣業者，依照經濟產業省令規定，將依本項規定記載「相對人得解除該特定繼續性勞務提供等契約」意旨之文書，交付予該特定繼續性勞務提供受領人等，由其收受該文書之日起，經過八日。）以外，得以書面之方式解除該特定繼續性勞務提供等契約。

部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（特定継続的役務提供等契約の解除等）

第四十八条 役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約を締結した場合におけるその特定継続的役務提供受領者等は、第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過したとき（特定継続的役務提供受領者等が、役務提供事業者若しくは販売業者が第四十四条第一項の規定に違反してこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者若しくは販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務提供受領者等が、当該役務提供事業者又は当該販売業者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該特定継続的役務提供等契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき）を除き、書面によりその特定継続的役

2. 依前項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形，依照行政命令規定勞務提供事業者或販賣業者於提供特定繼續性勞務時，特定繼續性勞務提供受領人等必須購買特定商品者，勞務提供事業者或販賣業者販賣、代理或居間媒介該商品（本章與第五十八條之七第二項以下以及六十六條第二項稱為「關連商品」。）時，關於該商品之販賣契約（本條以下、次條及第五十八條之七第二項稱為「關連商品販賣契約」。），與前項同。但於特定繼續性勞務提供受領人等收受依第四十二條第二項或第三項規定文書之情形，若關連商品屬於一經使用或部分消耗即有明顯減損其價值之虞，且為行政命令規定之指定商品，而特定繼續性勞務提供受領人等已為使用、或消耗該關連商品全部或一部（該勞務提供事業者或該販賣業者，使特定繼續性勞務提供受領人等使用該商品，或使特定繼續性勞務提供受領人等消耗該商品之全部或一部者，除外。）者，不在此限。
3. 依前二項規定，解除特定繼續性勞務提供等契約及解除關連商品販賣契約之情形，於發出載明「解除契約」意旨之各該文書時，生其效力。

務提供等契約の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合において、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務の提供に際し特定継続的役務提供受領者等が購入する必要のある商品として政令で定める商品（以下この章並びに第五十八条の八第二項及び第六十六条第二項において「関連商品」という。）の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、当該商品の販売に係る契約（以下この条、次条及び第五十八条の八第二項において「関連商品販売契約」という。）についても、前項と同様とする。ただし、特定継続的役務提供受領者等が第四十二条第二項又は第三項の書面を受領した場合において、関連商品であつてその使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき（当該役務提供事業者又は当該販売業者が当該特定継続的役務提供受領者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。）は、この限りでない。
- 3 前二項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除及び関連商品販売契約の解除は、それぞれ当該解除を行う旨の書面を発し

4. 依第一項規定解除特定繼續性勞務提供等契約、或依第二項規定解除關連商品販賣契約之情形，勞務提供事業者、販賣業者或從事販賣關連商品之人，不得向特定繼續性勞務提供受領人等，請求給付因該解除契約所生之損害賠償或違約金。
5. 依第一項規定解除特定權利販賣契約、或依第二項規定解除關連商品販賣契約之情形，與該特定權利販賣契約或關連商品販賣契約相關之權利或關連商品，業已移轉或交付者，其返還或取回所需費用，由販賣業者或從事販賣關連商品之人負擔之。
6. 依第一項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形，該特定繼續性勞務提供等契約所約定之特定繼續性勞務已為提供者，勞務提供事業者或販賣業者，不得對於特定繼續性勞務提供受領人等，請求給付與該特定繼續性勞務提供等契約相關之特定繼續性勞務之對價，或其他價金。
7. 依第一項規定解除特定繼續性勞務提供契約之情形，勞務提供事業者已受領與該特定繼續性勞務提供契約相關之價金者，應儘速將之返

た時に、その効力を生ずる。

- 4 第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合においては、役務提供事業者若しくは販売業者又は関連商品の販売を行つた者は、当該解除に伴う損害賠償若しくは違約金の支払を請求することができない。
- 5 第一項の規定による特定権利販売契約の解除又は第二項の規定による関連商品販売契約の解除があつた場合において、その特定権利販売契約又は関連商品販売契約に係る権利の移転又は関連商品の引渡しが既にされているときは、その返還又は引取りに要する費用は、販売業者又は関連商品の販売を行つた者の負担とする。
- 6 役務提供事業者又は販売業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供等契約の解除があつた場合には、既に当該特定継続的役務提供等契約に基づき特定継続的役務提供が行われたときにおいても、特定継続的役務提供受領者等に対し、当該特定継続的役務提供等契約に係る特定継続的役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。
- 7 役務提供事業者は、第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除があつた場合において、当該特定継続的役務提供契約に関連

還予接受特定繼續性勞務提供之人。

8. 違反前列各項規定，而為不利於特定繼續性勞務提供受領人等之約定者，無效。

第四十九條 勞務提供事業者締結特定繼續性勞務提供契約之情形，接受特定繼續性勞務提供之人，於收受第四十二條第二項規定文書之日起，經過八日之後（該接受特定繼續性勞務提供之人，於勞務提供事業者違反第四十四條第一項規定，而就前條第一項規定之解除特定繼續性勞務提供契約的相關事項，為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或勞務提供事業者違反第四十四條第三項規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照前條第一項規定解除特定繼續性勞務提供契約之情形。上述二情形中，該勞務提供事業者依照前條第一項之經濟產業省令規定，將依前條第一項規定記載「相對人得解除該特定繼續性勞務提供契約」意旨之文書，交付予該接受特定繼續性勞務提供之人，由其收受該文書之日起，經過八日之後。），得向將來解除該特定繼續性勞務提供契約。

して金銭を受領しているときは、特定継続的役務の提供を受ける者に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

- 8 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

第四十九条 役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第四十二条第二項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後(その特定継続的役務の提供を受ける者が、役務提供事業者が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は役務提供事業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける者が、当該役務提供事業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後)においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。

2. 依第一項規定接受特定繼續性勞務提供之人解除特定繼續性勞務提供契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，勞務提供事業者仍不得向接受特定繼續性勞務提供之人，請求給付超過依照下列各該款規定情形之金額，加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：
 - 一、該特定繼續性勞務提供契約之解除契約時點，係於開始提供特定繼續性勞務時點之後的情形，為下列金額合計後之金額：
 - （一）相當於所提供特定繼續性勞務對價之金額。
 - （二）依照第四十一條第二項規定之行政命令所定之各類勞務，各該勞務依行政命令規定，於通常情形下因解除該特定繼續性勞務提供契約所生損害之金額。
 - 二、該特定繼續性勞務提供契約之解除契約時點，係於開始提供特定繼續性勞務時點之前的情形，為依照第四十一條第二項規定之行政命令所定之各類勞務，各該勞務依行政命令規定之締結及履行契約所需通常必要費用之金額。
3. 販賣業者締結特定權利販賣契約之情形，該接受特定繼續性勞務提供權利之買受人，於收受第四十二條第三項規定文書之日起，經過八日之後（該接受特定繼續性勞務提供權利之買受人，於販賣業者違反第四十四條第一項規定，而就前條第一項規定之

- 2 役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。
 - 一 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合 次の額を合算した額
 - イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によつて通常生ずる損害の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
 - 二 当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として第四十一条第二項の政令で定める役務ごとに政令で定める額
- 3 販売業者が特定権利販売契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者は、第四十二条第三項の書面を受領した日から起算して八日を経過した後（その特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が、販売業者

解除特定權利販賣契約的相關事項，為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或販賣業者違反第四十四條第三項規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照前條第一項規定解除特定權利販賣契約之情形。上述二情形中，該販賣業者依照前條第一項之經濟產業省令規定，將依前條第一項規定記載「相對人得解除該特定權利販賣契約」意旨之文書，交付予該接受特定繼續性勞務提供權利之買受人，由其收受該文書之日起，經過八日之後。）），得解除該特定權利販賣契約。

4. 接受特定繼續性勞務提供權利之買受人依照前項規定解除商品販賣契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款規定之情形，販賣業者仍不得向該接受特定繼續性勞務提供權利之買受人，請求給付超過各該款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

- 一、該權利已為返還之情形：相當於行使該權利通常可獲得利益之金額（由相當於該權利販賣價格之金額，扣除該權利返還時之現存價額後，若該金額超過相當於行使該權利通常可獲得

が第四十四条第一項の規定に違反して前条第一項の規定による特定権利販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者が第四十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による特定権利販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者が、当該販売業者が同項の主務省令で定めるところにより同項の規定による当該特定権利販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した後)においては、その特定権利販売契約の解除を行うことができる。

- 4 販売業者は、前項の規定により特定権利販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける権利の購入者に対して請求することができない。

- 一 当該権利が返還された場合 当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該権利の販売価格に相当する額から当該権利の返還されたときにおける価額を控除し

利益之金額時，則以該金額為準）。

二、該權利未被返還之情形：相當於該權利販賣價格之金額。

三、解除契約係於移轉該權利之前之情形：締結及履行契約所需通常必要費用之金額。

5. 依第一項或第三項規定解除特定繼續性勞務提供等契約之情形，勞務提供事業者或販賣業者對於特定繼續性勞務提供受領人等，為關連商品之販賣、代理或居間媒介者，特定繼續性勞務提供受領人等得解除該關連商品販賣契約。

6. 特定繼續性勞務提供受領人等依照前項規定解除關連商品販賣契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符合下列各款規定之情形，從事販賣關連商品之人仍不得向該特定繼續性勞務提供受領人等，請求給付超過各該款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

一、該關連商品已為返還之情形：相當於該關連商品之通常使用費用之金額（由相當於該關連商品販賣價格之金額，扣除該關連商品返還時之現存價額後，若該金額超過相當於該關連商品通常使用費用之金額時，則以該金額為準。）。

- た額が当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
- 二 当該権利が返還されない場合 当該権利の販売価格に相当する額
 - 三 当該契約の解除が当該権利の移転前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 5 第一項又は第三項の規定により特定継続的役務提供等契約が解除された場合であつて、役務提供者又は販売業者が特定継続的役務提供受領者等に対し、関連商品の販売又はその代理若しくは媒介を行つている場合には、特定継続的役務提供受領者等は当該関連商品販売契約の解除を行うことができる。
- 6 関連商品の販売を行つた者は、前項の規定により関連商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務提供受領者等に対して請求することができる。
- 一 当該関連商品が返還された場合 当該関連商品の通常の使用料に相当する額(当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還されたときにおける価額を控除した額が通常の使用料に相当する額を超え

二、該關連商品未被返還之情形：相當於該關連商品販賣價格之金額。

三、解除契約係於交付該關連商品之前之情形：締結及履行契約所需通常必要費用之金額。

7. 違反前列各項規定，而為不利於特定繼續性勞務提供受領人等之約定者，無效。

（撤銷特定繼續性勞務提供等契約中要約或承諾之意思表示）

第四十九條之二 特定繼續性勞務提供受領人等，於勞務提供事業者或販賣業者勸誘其締結特定繼續性勞務提供等契約時，因下列各款規定之行為，而為各該款規定之誤認，致使其為該特定繼續性勞務提供等契約之要約或承諾意思表示時，特定繼續性勞務提供受領人等得撤銷該要約或承諾：

- 一、違反第四十四條第一項之規定，為不實之告知行為時：特定繼續性勞務提供受領人等將該告知內容誤認為事實者。
 - 二、違反第四十四條第二項之規定，故意不告知事實之行為：特定繼續性勞務提供受領人等誤認該事實不存在者。
2. 依前項規定而撤銷該特定繼續性勞務提供等契約之要約或承諾意思表示者，準用第九條之

- るときは、その額)
- 二 当該関連商品が返還されない場合 当該関連商品の販売価格に相当する額
 - 三 当該契約の解除が当該関連商品の引渡し前である場合 契約の締結及び履行のために通常要する費用の額
- 7 前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。

(特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第四十九条の二 特定継続的役務提供受領者等は、役務提供事業者又は販売業者が特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 第四十四条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
 - 二 第四十四条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認
- 2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による特定継続的役務提供等

二第二項至第四項規定。

3. 依第一項規定而撤銷該特定繼續性勞務提供等契約之要約或承諾意思表示之情形，準用前條第五項至第七項規定。

（適用除外）

第 五十 條 下列各款規定之特定繼續性勞務提供，不適用本章之規定：

一、特定繼續性勞務提供受領人等，係為營業之故或以營業之資格，締結特定繼續性勞務提供等契約者，與此契約相關之特定繼續性勞務提供。

二、對於本國以外之人，為特定繼續性勞務提供。

三、中央機關或地方自治團體所為之特定繼續性勞務提供。

四、下列各團體對於該團體之直接會員或間接會員，所為之特定繼續性勞務提供（於該團體得使會員以外之人利用其事業或設施之情形，包括該團體對於該等利用人所為之特定繼續性勞務提供）：

（一）依特別法成立之公會、聯合會與總會。

（二）國家公務員法第一百零八條之一或地方公務員法第五十二條規定之團體。

契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

- 3 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定により特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合について準用する。

（適用除外）

第 五十 条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。

- 一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る特定継続的役務提供
- 二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供
- 三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）
 - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
 - ロ 国家公務員法第百八条の二 又は地方公務員法第五十二条 の団体

（三）勞工工會。

五、事業對其員工所為之特定繼續性勞務提供。

2. 以分期付款販賣等方式，提供特定繼續性勞務或販賣關連商品者，不適用第四十九條第二項、第四項及第六項（包括依前條第三項準用之情形。）之規定。

第五章 業務提供引誘販賣交易

（定義）

第五十一條 本章及第五十八條之八、第六十六條第一項與第六十七條第一項所稱之「業務提供引誘販賣業」，係指從事物品（包括販賣之斡旋行為。）販賣或以有償方式提供勞務（包括勞務提供之斡旋行為。）之事業，就該販賣行為之標的物的物品（本章以下及第五十八條之八第一項第一款第一目稱為「商品」。）或所提供之勞務，以從事利用該物品或該勞務的業務（限於從事商品販賣、販賣之斡旋、勞務之提供、或為勞務提供之斡旋者，係自己從事販賣、提供或為斡旋之情形。）得收受之利益（本章及第五十八條之八第一項第三款以下稱為「業務提供利益」。）引誘相對人，而使其承受特定負擔後（係指購買該商品、給付該勞務對價、或繳納交易費用之情形。本章以下及第五十八條之八第一項第三款亦同。），與其進行販賣該商品、或為販賣之斡旋、或提供該勞務、或就該勞務提供為斡旋之交

ハ 労働組合

五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供

- 2 第四十九条第二項、第四項及び第六項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売により提供し又は販売するものについては、適用しない。

第五章 業務提供誘引販売取引

（定義）

第五十一条 この章並びに第五十八条の九、第六十六条第一項及び第六十七条第一項において「業務提供誘引販売業」とは、物品の販売（そのあつせんを含む。）又は有償で行う役務の提供（そのあつせんを含む。）の事業であつて、その販売の目的物たる物品（以下この章及び第五十八条の九第一項第一号イにおいて「商品」という。）又はその提供される役務を利用する業務（その商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんを行う者が自ら提供を行い、又はあつせんを行うものに限る。）に従事することにより得られる利益（以下この章及び第五十八条の九第一項第三号において「業務提供利益」という。）を収受し得ることをもつて相手方を誘引し、その者と特定負担（その商品の購入若しくはその役務の対価の支払又は取引料の提供をいう。以下この章

易（包括變更交易條件之情形。以下稱為「業務提供引誘販賣交易」。）者。

2. 本章所稱之「交易費用」，不問其係以交易費用、登記費用、保證金或其他任何名義所為者，係指於進行交易或變更交易條件之際，所繳納之價金或交付之物品。

（明示與業務提供引誘販賣交易相關之姓名或名稱等資訊）

第五十一條之一 從事業務提供引誘販賣業之人，欲為關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易時，於其勸誘相對人前，應先對於相對人明確提示從事業務提供引誘販賣業之人的姓名或名稱、勸誘目的係為與其締結附有特定負擔的交易契約之意旨、以及該勸誘行為相關商品或勞務之種類。

（禁止行為）

第五十二條 從事業務提供引誘販賣業之人，於勸誘相對人締結與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易契約【限於非為事業所或其他類似設施之場

及び第五十八条の九第一項第三号において同じ。)を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又はその役務の提供若しくはそのあつせんに係る取引(その取引条件の変更を含む。以下「業務提供誘引販売取引」という。)をするものをいう。

2 この章において「取引料」とは、取引料、登録料、保証金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、取引をするに際し、又は取引条件を変更するに際し提供される金品をいう。

(業務提供誘引販売取引における氏名等の明示)

第五十一条の二 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、業務提供誘引販売業を行う者の氏名又は名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(禁止行爲)

第五十二条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に関して提供さ

所（以下稱為「事業所等」。）,從事與該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供或勞務提供斡旋之業務,而與個人所締結之契約。本條以下亦同。】時,或為妨害相對人就與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易為解除契約,就下列各款規定之事項,不得為故意不告知相關事實、或為不實之告知行為:

- 一、商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。）之種類、性能或品質,或利用設施以及接受勞務提供之權利,或勞務之種類與內容,以及其他依照經濟產業省令規定與相關說明類似之事項。
 - 二、該業務提供引誘販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。
 - 三、解除該契約之相關事項（包括第五十八條第一項至第三項規定之相關事項。）
 - 四、關於該業務提供引誘販賣業之業務提供利益的相關事項。
 - 五、除前四款規定之外,與該業務提供引誘販賣業相關連,並且對於業務提供引誘販賣交易之相對人足以影響其判斷之重要事項。
2. 從事業務提供引誘販賣業之人,不得以脅迫或使人迷惑之行為,使相對人締結關於該業務提供引誘販

れ、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設（以下「事業所等」という。）によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次の事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
 - 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
 - 三 当該契約の解除に関する事項（第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。）
 - 四 その業務提供誘引販売業に係る業務提供利益に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に関する事項であつて、業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの
- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について

賣業之業務提供引誘販賣交易契約，或妨害相對人解除與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易契約。

3. 從事業務提供引誘販賣業之人，未事先告知相對人其勸誘目的係為締結附有特定負擔之交易契約，而於營業所、代理店或其他依照經濟產業省令規定場所以外之場所招徠且引領相對人，或以其他依照行政命令所定方式引誘相對人者，其於公眾出入場所以外之場所，不得勸誘該相對人締結與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易契約。

（命提出合理證據之資料）

第五十二條之一 主務大臣就前條第一項第一款或第四款規定之事項，為判斷業者是否為不實之告知，於認為必要時，得對於該從事業務提供引誘販賣業之人，定期間命其提出證明該告知事項之合理證據資料。於此情形，該從事業務提供引誘販賣業之人未能提出該證據資料時，視為該從事業務提供引誘販賣業之人就前條第一項第一款或第四款規定事項為不實之告知，適用第五十六條第一項以及第五十七條第一項之規定。

の契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所、代理店その他の主務省令で定める場所以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をしてはならない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第五十二条の二 主務大臣は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該業務提供誘引販売業を行う者は、前条第一項第一号又は第四号に掲げる事項

（與業務提供引誘販賣交易相關之廣告）

第五十三條 從事業務提供引誘販賣業之人，就關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易為廣告時，應依照經濟產業省令規定，於該廣告中明確表示與該業務提供引誘販賣業相關之下列各款規定事項：

- 一、商品或勞務之種類。
- 二、該業務提供引誘販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。
- 三、就該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供業務或勞務提供斡旋業務為廣告時，該業務之提供條件。
- 四、除前三款規定之外，其他依經濟產業省令規定之事項。

（誇大廣告等之禁止）

第五十四條 從事業務提供引誘販賣業之人，就關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易為廣告時，就該業務提供引誘販賣交易所附隨之特定負擔、與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供利益、或其他依照經濟產業省令規定之事項，不得為使他人錯誤認知之表示，包括明顯與事實不符者，或明顯較實際商品或勞務優良或有利者。

につき不実のことを告げる行爲をしたものとみなす。

（業務提供誘引販売取引についての広告）

第五十三条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、主務省令で定めるところにより、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する次の事項を表示しなければならない。

- 一 商品又は役務の種類
- 二 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 三 その業務提供誘引販売業に関して提供し、又はあつせんする業務について広告をするときは、その業務の提供条件
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（誇大広告等の禁止）

第五十四条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするときは、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益その他の主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはなら

（命提出合理證據之資料）

第五十四條之一 主務大臣為判斷業者所為廣告是否該當於前條規定之誇大不實表示，於認為必要時，得對於為表示之從事業務提供引誘販賣業之人，定期間命其提出證明該表示事項之合理證據資料。於此情形，從事業務提供引誘販賣業之人未能提出該證據資料時，視為該表示該當於前條規定之表示，適用第五十六條第一項以及第五十七條第一項之規定。

（禁止提供電子郵件廣告予未為承諾之人）

第五十四條之二 從事業務提供引誘販賣業之人，除下列各款規定情形之外，於從事關於業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易時，未得相對人承諾前，不得對其提供電子郵件廣告：

- 一、基於相對人所為之請求，就關於業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易，提供電子郵件廣告（本章以下稱為「業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告」。）者。

ない。

（合理的な根拠を示す資料の提出）

第五十四条の二 主務大臣は、前条に規定する表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした業務提供誘引販売業を行う者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該業務提供誘引販売業を行う者が当該資料を提出しないときは、第五十六条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、当該表示は、前条に規定する表示に該当するものとみなす。

（承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止等）

第五十四条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、次に掲げる場合を除き、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引に係る電子メール広告（以下この章において「業務提供誘引販売取引電子メール広告」という。）をするとき。

- 二、除前款規定之外，足認收受業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告者之利益，於通常情形下並無損害之虞者，依經濟產業省令規定，而提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告者。
2. 依前項規定得到相對人承諾，或依同項第一款規定受到相對人請求之從事業務提供引誘販賣業之人，於嗣後收受該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之相對人所為之意思表示，而該意思表示意旨係為其不收受業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告者，從事業務提供引誘販賣業之人於收受該意思表示後，不得對於該相對人再為提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告。但於收受該意思表示之後，就業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告一事，從事業務提供引誘販賣業之人受到該相對人再次請求、或得到該相對人再承諾者，不在此限。
3. 從事業務提供引誘販賣業之人，於提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之際，除第一項第二款規定情形外，就該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之相關行為係得到該相對人承諾、或受相對人請求一事，應依經濟產業省令規定製作紀錄，並且依照經濟產業省令規定保存之。

- 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前項に規定する承諾を得、又は同項第一号に規定する請求を受けた業務提供誘引販売業を行う者は、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告の相手方から業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思の表示を受けたときは、当該相手方に対し、業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。ただし、当該表示を受けた後に再び業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつき当該相手方から請求を受け、又は当該相手方の承諾を得た場合には、この限りでない。
- 3 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受けたことの記録として主務省令で定めるものを作成し、主務省令で定めるところによりこれを保存しなければならない。

4. 從事業務提供引誘販賣業之人，於提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之際，除第一項第二款規定情形外，就該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告中，除記載第五十三條各款規定事項之外，亦應依照經濟產業省令規定，將相對人欲表示「不收受業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告」意旨之意思時，依照經濟產業省令規定之必要事項，於廣告中明確表示之。
5. 從事業務提供引誘販賣業之人，將下列各款規定業務之全部委託他人經營時，與該委託相關之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告，無前二項規定之適用：
 - 一、提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告時，得到相對人承諾、或收受相對人所為請求之業務。
 - 二、依第三項規定之製作紀錄以及保存紀錄之業務。
 - 三、依前項規定，將相對人欲表示「不收受業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告」意旨之意思時之必要事項，於廣告中明確表示之業務。

第五十四條之三 從事業務提供引誘販賣業之人就前條第五項

- 4 業務提供誘引販売業を行う者は、業務提供誘引販売取引電子メール広告をするときは、第一項第二号に掲げる場合を除き、当該業務提供誘引販売取引電子メール広告に、第五十三条各号に掲げる事項のほか、主務省令で定めるところにより、その相手方が業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項として主務省令で定めるものを表示しなければならない。
- 5 前二項の規定は、業務提供誘引販売業を行う者が他の者に次に掲げる業務のすべてにつき一括して委託しているときは、その委託に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告については、適用しない。
 - 一 業務提供誘引販売取引電子メール広告をすることにつきその相手方の承諾を得、又はその相手方から請求を受ける業務
 - 二 第三項に規定する記録を作成し、及び保存する業務
 - 三 前項に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受けない旨の意思を表示するために必要な事項を表示する業務

第五十四条の四 業務提供誘引販売業を行う者から前条第五

各款規定業務全部委託他人時，其受委託者（本章以下以及第六十六條第四項與第六項稱為「業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者」。），除下列各款規定情形外，就委託該業務之從事業務提供引誘販賣業之人（本條以下稱為「業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告委託者」。）所進行之關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易，未得相對人承諾前，不得對其提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告：

- 一、基於相對人所為之請求，提供相對人關於業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告委託者之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之情形。
 - 二、除前款規定之外，關於提供業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告委託者之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告一事，足認收受廣告者的利益於通常情形下並無損害之虞者，依經濟產業省令規定，提供相對人關於業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告委託者之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之情形。
2. 前條第二項至第四項之規定，於業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者，提供相對

項各号に掲げる業務のすべてにつき一括して委託を受けた者(以下この章並びに第六十六条第四項及び第六項において「業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」という。)は、次に掲げる場合を除き、当該業務を委託した業務提供誘引販売業を行う者(以下この条において「業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者」という。)が行うその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について、その相手方となる者の承諾を得ないで業務提供誘引販売取引電子メール広告をしてはならない。

- 一 相手方となる者の請求に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
 - 二 前号に掲げるもののほか、通常業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる場合として主務省令で定める場合において、業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告をするとき。
- 2 前条第二項から第四項までの規定は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者

人關於業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告委託者之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告之情形，準用之。於此情形，前條第三項及第四項規定之「第一項第二款規定」，應解釋為「第五十四條之三第一項第二款規定」。

（交付與業務提供引誘販賣交易相關之文書）

第五十五條 從事業務提供引誘販賣業之人，與欲承受業務提供引誘販賣交易所附隨之特定負擔者（以非於事業所等場所而從事與該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供或勞務提供斡旋業務之個人為限。），欲締結該附隨特定負擔之契約時，於締結該契約前，依照經濟產業省令規定，應將記載該業務提供引誘販賣業之概要總覽的文書，交付予相對人。

2. 從事業務提供引誘販賣業之人，締結關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易契約（本章以下稱為「業務提供引誘販賣契約」。）之情形，該業務提供引誘販賣契約之相對人，係為非於事業所等場所而從事與該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供或勞務提供斡旋業務之個人時，應依照經濟產業省令規定，將明確記載下列各款規定事項之業務提供引誘販賣契約內容的文書，無遲延地交付予相對人：

による業務提供誘引販売取引電子メール広告委託者に係る業務提供誘引販売取引電子メール広告について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一項第二号」とあるのは、「次条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（業務提供誘引販売取引における書面の交付）

第五十五条 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売取引に伴う特定負担をしようとする者（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。）とその特定負担についての契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、主務省令で定めるところにより、その業務提供誘引販売業の概要について記載した書面をその者に交付しなければならない。

- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下この章において「業務提供誘引販売契約」という。）を締結した場合において、その業務提供誘引販売契約の相手方がその業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人であるときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面をその者に交付しな

- 一、商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。）之種類、性能或品質，或利用設施或接受勞務提供之權利或勞務之種類，以及與上述內容相關之事項。
- 二、利用商品或利用所提供勞務之業務，就該業務為提供或為提供之斡旋的情形，就該勞務為提供或提供之斡旋的條件等相關事項。
- 三、該業務提供引誘販賣交易所附隨之特定負擔相關事項。
- 四、解除該業務提供引誘販賣契約時之相關事項（包括第五十八條第一項至第三項規定之相關事項。）。
- 五、除前四款規定事項之外，其他依經濟產業省令規定之事項。

（指示）

第五十六條 從事業務提供引誘販賣業之人，違反第五十一條之一、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之二（第五項除外。）或前條之規定，或為下列各款規定之行為者，經主務大臣認定有損害業務提供引誘販賣交易之公平性、以及業務提供引誘販賣交易相對人利益之虞時，主務大臣得指示該從事業務提供引誘販賣業之人採取必要之措施：

ければならない。

- 一 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容に関する事項
- 二 商品若しくは提供される役務を利用する業務の提供又はあつせんについての条件に関する事項
- 三 当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項
- 四 当該業務提供誘引販売契約の解除に関する事項(第五十八条第一項から第三項までの規定に関する事項を含む。)
- 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(指示)

第五十六条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三(第五項を除く。)若しくは前条の規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一、關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣契約，基於該契約所發生債務之全部或一部，或因解除該契約所生債務之全部或一部，業者拒絕履行該債務，或不當履行遲延者。
 - 二、關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易，提供相對人過於武斷之判斷，致使相對人陷入錯誤，誤解該交易能確實產生利益，而勸誘相對人締結與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣契約（以該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供或勞務提供斡旋之業務，係與個人於非屬事業所等場所從事該業務，而從事業務提供引誘販賣業之人與該人締結之契約為限。第三款亦同。）者。
 - 三、對於表示「不締結與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣契約」意旨之意思者，以使人迷惑之方式勸誘其締結該業務提供引誘販賣契約者。
 - 四、除前三款規定之外，其他依經濟產業省令規定，屬於與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣契約相關連之行為，且有損害業務提供引誘販賣交易之公平性、以及業務提供引誘販賣交易相對人利益之虞者。
2. 業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者違反第五十四條之三第一項或同條第二項規定準用第五十四條之二第二項至第四項之規定，而為經

- 一 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務又はその解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
 - 二 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。次号において同じ。)の締結について勧誘をすること。
 - 三 その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該業務提供誘引販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方勧誘をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に関する行為であつて、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの。
- 2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項又は同条第二項において準用する第五十四条の三第二項

濟產業大臣認定有損害業務提供引誘販賣交易之公平性、以及業務提供引誘販賣交易之相對人利益之虞時，經濟產業大臣得指示該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者採取必要之措施。

（業務提供引誘販賣交易之停止等）

第五十七條 從事業務提供引誘販賣業之人，違反第五十一條之一、第五十二條、第五十三條、第五十四條、第五十四條之二（第五項除外。）或五十五條之規定，或為前條第一項各款規定之行為者，經主務大臣認定有明顯損害業務提供引誘販賣交易之公平性、以及業務提供引誘販賣交易相對人利益之虞，或從事業務提供引誘販賣業之人不遵從主務大臣依前條第一項規定所為之指示時，主務大臣得定一年內之期間，命該從事業務提供引誘販賣業之人，停止與該業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易之全部或一部。

2. 業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者違反第五十四條之三第一項或同條第二項規定準用第五十四條之二第二項至第四項之規定，而為經濟產業大臣認定有明顯損害業務提供引誘販賣交易之公平性、以及業務提供引誘販賣交易之相對人利益之虞，或業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告

から第四項までの規定に違反した場合において、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（業務提供誘引販売取引の停止等）

第五十七条 主務大臣は、業務提供誘引販売業を行う者が第五十一条の二、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十四条の三（第五項を除く。）若しくは第五十五条の規定に違反し若しくは前条第一項各号に掲げる行爲をした場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売業を行う者が同項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、一年以内の期間を限り、当該業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が第五十四条の四第一項若しくは同条第二項において準用する第五十四条の三第二項から第四項までの規定に違反した場合において業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手

受託事業者不遵從經濟產業大臣依前條第二項規定所為之指示時，經濟產業大臣得定一年內之期間，命該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者，停止與該業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告相關業務之全部或一部。

3. 主務大臣依第一項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。
4. 經濟產業大臣依第二項規定而為命令時，應將該命令之意旨公告之。

（業務提供引誘販賣契約之解除）

第五十八條 從事業務提供引誘販賣業之人締結關於業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣契約之情形，該業務提供引誘販賣契約之相對人（以非於事業所等場所而從事與該業務提供引誘販賣業相關之勞務提供或勞務提供斡旋業務之個人為限。本條以下至第五十八條之二稱為「相對人」。），除於收受第五十五條第二項規定文書之日起，已經過二十日之情形（相對人於從事業務提供引誘販賣業之人違反第五十二條第一項規定，而就本項規定之解除業務提供引誘販賣契約相關事項為不實之告知行為，致使相對人對於該告知內容誤認為事實之情形；或從事業務提供引誘販賣業之人違反第五十二條第二項

方の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が前条第二項の規定による指示に従わないときは、その業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 3 主務大臣は、第一項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。
- 4 主務大臣は、第二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（業務提供誘引販売契約の解除）

第五十八条 業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約を締結した場合におけるその業務提供誘引販売契約の相手方（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人に限る。以下この条から第五十八条の三までにおいて「相手方」という。）は、第五十五条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき（相手方が、業務提供誘引販売業を行う者が第五十二条第一項の規定に違反してこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げ

規定，以脅迫行為使相對人迷惑，致使相對人於該期間經過後仍未依照本項規定解除業務提供引誘販賣契約之情形。上述二情形中，該從事業務提供引誘販賣業之人，依照經濟產業省令規定，將依本項規定記載「相對人得解除該業務提供引誘販賣契約」意旨之文書，交付予相對人，由其收受該文書之日起，經過二十日之情形。）以外，得以書面之方式解除該業務提供引誘販賣契約。於此情形，該從事業務提供引誘販賣業之人，不得請求相對人給付因解除業務提供引誘販賣契約所生之損害賠償或違約金。

2. 依前項規定解除業務提供引誘販賣契約之情形，於發出載明「解除該業務提供引誘販賣契約」意旨之文書時，生其效力。
3. 於依照第一項規定解除業務提供引誘販賣契約之情形，與該業務提供引誘販賣契約相關之商品業已交付者，其取回所需費用，由該從事業務提供引誘販賣業之人負擔之。
4. 違反前三項規定，而為不利於該相對人之約定者，無效。

る行爲をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は業務提供誘引販売業を行う者が同条第二項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでにこの項の規定による業務提供誘引販売契約の解除を行わなかつた場合には、相手方が、当該業務提供誘引販売業を行う者が主務省令で定めるところによりこの項の規定による当該業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過したとき)を除き、書面によりその業務提供誘引販売契約の解除を行うことができる。この場合において、その業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

- 2 前項の業務提供誘引販売契約の解除は、その業務提供誘引販売契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 3 第一項の業務提供誘引販売契約の解除があつた場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の引渡しが既にされているときは、その引取りに要する費用は、その業務提供誘引販売業を行う者の負担とする。
- 4 前三項の規定に反する特約でその相手方に不利なものは、無効とする。

（撤銷業務提供引誘販賣契約中要約或承諾之意思表示）

第五十八條之一 從事業務提供引誘販賣業之人，勸誘相對人締結關於該業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣契約時，因從事業務提供引誘販賣業之人所為之下列各款規定行為，而使相對人為同款規定之誤認，致使相對人為該業務提供引誘販賣契約之要約或承諾之意思表示時，得撤銷該要約或承諾：

- 一、從事業務提供引誘販賣業之人違反第五十二條第一項之規定，為不實之告知行為時：相對人將該告知內容誤認為事實者。
 - 二、從事業務提供引誘販賣業之人違反第五十二條第一項之規定，故意不告知事實之行為：相對人誤認該事實不存在者。
2. 第九條之二第二項至第四項之規定，於依前項規定撤銷業務提供引誘販賣契約之要約或承諾的意思表示時，準用之。

（解除業務提供引誘販賣契約等所生損害賠償等金額之限制）

第五十八條之二 從事業務提供引誘販賣業之人締結關於業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣契約之情形，相對人解除該業務提供引誘賣契約時，縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，於符

（業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第五十八条の二 相手方は、業務提供誘引販売業を行う者がその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 第五十二条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
- 二 第五十二条第一項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 第九条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定による業務提供誘引販売契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しについて準用する。

（業務提供誘引販売契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限）

第五十八条の三 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約が解除されたときは、損害賠償額

合下列各款規定之情形，從事業務提供引誘販賣業之人仍不得向買受人請求給付超過各款規定金額加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額之總金額：

- 一、該商品（利用設施以及接受勞務提供之權利除外。本項以下亦同。）或該權利已為返還之情形：相當於該商品之通常使用費用，或基於行使該權利通常可獲得利益之金額（由相當於該商品或該權利之販賣價格之金額，扣除該商品或該權利返還時之現存價額後，若該金額超過相當於通常使用費用或基於行使該權利通常可獲得利益之金額時，則以該金額為準。）。
- 二、該商品或該權利未被返還之情形：相當於該商品或該權利販賣價格之金額。
- 三、相對人解除該業務提供引誘販賣契約，係於從事業務提供引誘販賣業之人開始提供該勞務後之情形：相當於業者所提供該勞務對價之金額。
- 四、該商品之交付或該權利之移轉或該勞務開始提供前，相對人解除該業務提供引誘販

の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払をその相手方に対して請求することができない。

- 一 当該商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。以下この項において同じ。)又は当該権利が返還された場合 当該商品の通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額(当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額から当該商品又は当該権利の返還された時における価額を控除した額が通常の使用料の額又は当該権利の行使により通常得られる利益に相当する額を超えるときは、その額)
- 二 当該商品又は当該権利が返還されない場合 当該商品又は当該権利の販売価格に相当する額
- 三 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該役務の提供の開始後である場合 提供された当該役務の対価に相当する額
- 四 当該業務提供誘引販売契約の解除が当該商品の引渡し若しくは当該権利の移

賣契約之情形：締結及履行契約所需通常必要費用之金額。

2. 從事業務提供引誘販賣業之人締結關於業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣契約之情形，就關於該業務提供引誘販賣契約之商品價金或勞務對價之全部或一部，相對人未履行給付義務者（相對人解除業務提供引誘販賣契約之情形除外），縱有預先約定損害賠償額或約定違約金，從事業務提供引誘販賣業之人仍不得向相對人請求給付超過相當於該商品販賣價格或該勞務對價之金額、扣除既已給付之該商品價金或該勞務對價之金額，並加計依照相對應法定利率計算之遲延損害賠償金額後之總金額。
3. 以分期付款販賣之方式，販賣或提供與業務提供引誘販賣交易相關之商品或勞務者，不適用前二項之規定。

第五章之一 制止請求權

（有關訪問販賣之制止請求權）

第五十八條之三 消費者契約法（平成十二年法律第六十一號）
第二條第四項所規定之適格消費者團體（以下本章簡稱之為「適格消費者團體」。），於販賣

転又は当該役務の提供の開始前である
場合 契約の締結及び履行のために通
常要する費用の額

- 2 業務提供誘引販売業を行う者は、その業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約の締結をした場合において、その業務提供誘引販売契約に係る商品の代金又は役務の対価の全部又は一部の支払の義務が履行されない場合（業務提供誘引販売契約が解除された場合を除く。）には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品の販売価格又は当該役務の対価に相当する額から既に支払われた当該商品の代金又は当該役務の対価の額を控除した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を相手方に対して請求することができない。
- 3 前二項の規定は、業務提供誘引販売取引に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

第五章の二 差止請求権

（訪問販売に係る差止請求権）

第五十八条の四 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）
第二条第四項 に規定する適格消費者団体
（以下この章において単に「適格消費者団

業者或勞務提供事業者為有關訪問販賣，對於不特定且多數之消費者，現為或有為下列各款所規定行為之虞時，其得請求該販賣業者或勞務提供事業者對該當行為之停止或預防、為供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防採取必要之措施。

一、為有關買賣契約或勞務提供契約締結之勸誘時、或有妨害買賣契約或勞務提供契約要約之撤回或解除之情事，就以下所規定之事項為不實告知之行為：

（一）商品之種類及其性能、品質、權利或勞務之種類及其內容。

（二）自第六條第一項第二款至第五款所規定之事項。

（三）第六條第一項第六款或第七款所規定之事項。

二、為買賣契約或勞務提供契約締結之勸誘時，就有關前款第一目或第二目所規定事項，故意不為事實告知之行為。

三、為使買賣契約或勞務提供契約之締結，或妨害買賣契約勞務提供契約要約之撤回

体」という。)は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
 - イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
 - ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
 - ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項
- 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為
- 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契

或解除，而為脅迫致生困擾之行為。

2. 適格消費者團體於販賣業者或勞務提供事業者為買賣契約或勞務提供契約締結，而於不特定且多數之人之間，現為或有為包括以下所規定特約之買賣契約或勞務提供契約之要約或承諾之意思表示行為之虞時，其得請求該當販賣業者或勞務提供事業者，對該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、第九條第八項（包括於第九條之一第三項中應為解釋而加以準用之情形。）所規定之特約
- 二、違反第十條規定之特約

（關於通信販賣之制止請求權）

第五十八條之四 適格消費者團體對於販賣業者或勞務提供事業者，就關於通信販賣時之商品或指定權利之販售條件或勞務之提供條件等事項為廣告，對於不特定且多數之人就該當商品之性能或該當權利、該當勞務之內容或該當商品、該當權利買賣契約之要約撤回或解除之相關事項（包括存在第十五條之一第一項但書所規定特約內容之情形。）現為或有違與事實有顯著違背

約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行爲

- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行爲の停止若しくは予防又は当該行爲に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行爲の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項(第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する特約

二 第十条の規定に反する特約

(通信販売に係る差止請求権)

- 第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項(第十五条の二第

之表示、或使相對人誤認該標的較實際標的為顯著優良或為有利表示之虞時，其得請求該販賣業者或勞務提供事業者對於該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施。

（關於電話勸誘販賣之制止請求權）

第五十八條之五 適格消費者團體對於販賣業者或勞務提供事業者，就關於電話勸誘販賣之事項，對於不特多數之人現為或有為以下所規定行為之時，其得請求該當販賣業者或勞務提供事業者，對於該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、關於為買賣契約或勞務提供契約締結之勸誘時、為妨害買賣契約或勞務提供契約要約之撤回或解除之故，就以下所規定之事項告以不實資訊之行為：

一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

(電話勧誘販売に係る差止請求権)

第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

（一）商品之種類及其性能或品質、權利或勞務之種類及其之內容。

（二）自第二十一條第一項第二款至第五款所規定之事項。

（三）第二十一條第一項第六款或第七款所規定之事項

二、關於買賣契約或勞務提供契約之締結為勸誘之時，就有關前款第一目與第二目所規定之事項，故意不為事實告知之行為。

三、為使其為買賣契約或勞務提供契約之締結、或妨害其為買賣契約或勞務提供契約要約之撤回或解除之故，而為脅迫致生困擾之行為。

2. 適格消費者團體對於販賣業者或勞務提供事業者，為買賣契約或勞務提供契約之締結時，對於不特定且多數之人之間，現為或有為包括以下所規定特約之買賣契約或勞務提供契約之要約或其承諾之意思表示之虞時，其得對於該當販賣業者或勞務提供事業者，請求其對於該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

一、第二十四條第八項所規定之特約

- イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容
 - ロ 第二十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項
 - ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項
 - 二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行爲
 - 三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行爲
- 2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行爲の停止若しくは予防又は当該行爲に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行爲の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
- 一 第二十四条第八項に規定する特約

二、違反第二十五條規定之特約

（關於連鎖販賣交易之制止請求權）

第五十八條之六 適格消費者團體就統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，對於不特定且多數人現為或有為以下所規定行為之虞時，其得分別對於該當統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，請求其對於該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

一、統籌者或勸誘者就有關其統籌者所統籌之數個連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約（以有關其連鎖販賣業商品之販賣或其之斡旋、勞務之提供或其之斡旋，非經由店鋪等而為之與個人所締結之契約為限。以下於本項及第三項中，亦同。）勸誘其締結之時、或妨害有關其連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約解除之故，對於以下所規定之事項，故意不為事實之告知，或為不實事項告知之行為：

（一）利用商品（扣除利用設施及接受勞務提供之權利，於第四款之規定，

二 第二十五条の規定に反する特約

（連鎖販売取引に係る差止請求権）

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。）の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号におい

亦同。）之種類及其性能或品質或設施、接受勞務提供之權利或勞務之種類及其之內容。

（二）自第三十四條第一項第二款至第五款所規定之事項。

二、一般連鎖販賣業者就有關其統籌者所統籌之數個連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約締結為勸誘之時、或妨害有關其連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約解除之故，就前款第一目或第二目所規定之事項，而為不實事項之告知行為。

三、統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者使相對人，就有關其統籌者所統籌數個連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約為締結，或為妨害相對人就有關其連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約解除之故，而為脅迫致生困擾之行為。

四、統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者就有關其統籌者所統籌之數個連鎖販賣業之連鎖販賣交易為廣告之時，就有關其連鎖販賣業商品之性能或品質、設施之利用、接受勞務提供之權利或勞務之內容、有關伴隨該當連鎖販賣交易之特定負擔或該當連鎖販賣業之特定利益等事項，為與事實顯著相反之表示、或使相對人誤認其比

て同じ。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

- 二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為
- 三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為
- 四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業

實際標的更為顯著優良或有利表示之行為。

五、統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，就有關其統籌者所統籌數個連鎖販賣業之連鎖販賣交易產生利益係屬確實，提供足以產生誤解之確定性判斷資訊，而勸誘相對人對相關該當連鎖販賣業之連鎖販賣交易為契約締結之行為。

2. 適格消費者團體就勸誘者對於不特定且多數之人，現為或有為前項第一款或自第三款至第五款所規定行為之虞時，得請求該當統籌者對於為該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施。
3. 適格消費者團體對於統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，就有關其連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約之締結時，對於不特定且多數之人間現為或有為包括以下所規定特約之連鎖販賣業之連鎖販賣交易契約之要約或為其承諾之意思表示之虞時，得分別對於該當統籌者、勸誘者或一般連鎖販賣業者，請求其對於該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或

に係る特定利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般

除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、第四十條第四項所規定之特約。
- 二、第四十條之一第六項所規定之特約。

（關於特定繼續性勞務提供之制止請求權）

第五十八條之七 適格消費者團體就勞務提供事業者或販賣業者，對於不特定且多數之人現為或有為以下所規定行為之虞時，得對於該當勞務提供事業者或販賣業者，請求其為該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、就有關接受特定繼續性勞務提供時之特定繼續性勞務之提供條件或特定繼續性勞務提供權利之販賣條件等事項為廣告時，對於有關該當特定繼續性勞務之內容或效果等事項，為與事實有顯著差異之表示、或為使相對人誤認該當標的物較實際標的為顯著優良或有利之表示行為。
- 二、就關於特定繼續性勞務提供等契約為締結

連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第四十条第四項に規定する特約
- 二 第四十条の二第六項に規定する特約

（特定継続的役務提供に係る差止請求権）

第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為
- 二 特定継続的役務提供等契約の締結につ

之勸誘時，或妨害特定繼續性勞務提供等契約解除之故，而就有關以下所規定之事項為不實資訊之告知行為：

（一）接受勞務或勞務提供權利之種類及其內容或效果（若該當於權利之時，為關於該當權利之勞務效果）

（二）對於經由勞務提供或權利之行使而為勞務提供，接受該當勞務提供者或該當權利之購入者有購入必要之商品時，關於該當商品之種類及其性能或品質之事項。

（三）自第四十四條第一項第三款至第六款所規定之事項。

二、第四十四條第一項第七款或第八款所規定之事項。

三、就有關特定繼續性勞務提供等契約之締結為勸誘之時，對於有關自前款第一目至第四目所規定之事項，故意不為事實告知之行為。

四、使相對人為特定繼續性勞務提供等契約之締結、或妨害其為特定繼續性勞務提供等契約解除之故，而為脅迫致生困擾之行為。

2. 適格消費者團體對於勞務提供事業者、販賣業

いて勧誘をするに際し、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行爲

イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質

ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

二 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項

三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行爲

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行爲

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業

者或為相關商品之販賣者，就特定繼續性勞務提供等契約或相關商品販賣契約為締結之時，對於不特定且多數之人間現為或有為包括以下所規定特約之特定繼續性勞務提供等契約之要約或其承諾之意思表示之虞時，得分別對於該當勞務提供事業者、販賣業者或為相關商品之販賣者，請求其為該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、第四十八條第八項所規定之特約。
- 二、第四十九條第七項（包括準用第四十九條之一第三項規定之情形。）所規定之特約。

（關於業務提供引誘販賣交易之制止請求權）

第五十八條之八 適格消費者團體就為業務提供引誘販賣業者，對於不特定且多數之人現為或有為以下所規定行為之虞時，得對於該當業務提供引誘販賣業者，請求其為該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、就有關業務提供引誘販賣業之業務提供

者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 第四十八条第八項に規定する特約
- 二 第四十九条第七項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する特約

(業務提供誘引販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘

引誘販賣交易之契約（以非經由其事業所以就相關業務提供引誘販賣業所提供、或所幹旋之業務，而為之個人契約為限，以下於本條中，亦同。）締結為勸誘之時、或妨害該當業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易契約解除之故，就關於以下所規定之事項，故意不為事實之告知、或為不實事項告知之行為：

（一）商品（排除接受設施之利用及勞務提供之權利。）之種類及其性能或品質、接受設施之利用或勞務提供之權利、或勞務之種類及其之內容。

（二）自第五十二條第一項第二款至第五款所規定之事項。

二、使相對人就有關業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易為契約之締結、或妨害相對人就有關其業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易契約解除之故、而為脅迫致生困擾之行為。

三、就有關業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易為廣告之時，對於有關伴隨該當業務提供引誘販賣交易之特定負擔或

引販売取引についての契約(その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行爲

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行爲

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特

有關該當業務提供引誘販賣業之業務提供利益等事項，為與事實有顯著差異之表示、或為使相對人誤認該當標的較實際標的為顯著優良或有利表示之行為。

四、就有關業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易所生利益係屬確實之事項，提供使相對人產生誤解之肯定性判斷資訊，而就有關於該當業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易，為契約締結之勸誘行為。

2. 適格消費者團體對於為業務提供引誘販賣業者，就其為有關業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易契約之締結時，對於不特定且多數之人間現為或有為包括以下所規定特約之業務提供引誘販賣業之業務提供引誘販賣交易契約之要約或為其承諾之意思表示之虞時，對於為該當業務提供引誘販賣業者，得請求其為該當行為之停止或預防、供該當行為用物品之廢棄或除去、其他該當行為之停止或預防等，採取必要之措施：

- 一、第五十八條第四項所規定之特約。
- 二、違反第五十八條之二第一項或第二項規定

定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八条第四項に規定する特約

二 第五十八条の三第一項又は第二項の規

之特約。

（排除適用規定）

第五十八條之十 以下各款所為之規定，關於該當各款所列舉規定之適用上，準用之。

一、第二十六條第一項 自第五十八條之三至第五十八條之五。

二、第二十六條第五項 第五十八條之三。

三、第二十六條第六項 第五十八條之五。

四、第二十六條第七項 第五十八條之三第二項（以第二款相關部分為限。）及第五十八條之五第二項（以第二款相關部分為限。）

五、第四十條之一第七項 第五十八條之六第三項（以第二款所規定特約之中違反第四十條之一第三項及第四項規定之相關部分為限。）

六、第五十條第一項 第五十八條之七

七、第五十條第二項 第五十八條之七第二項（第二款所規定特約之中違反第四十九條第二項、第四項及第六項（包括準用第四十九條之一第三項之情形。）規定之相關部分為限。）

八、第五十八條之二第三項 前條第二項（以第二款相關部分為限。）

定に反する特約

(適用除外)

- 第五十八条の十 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める規定の適用について準用する。
- 一 第二十六条第一項 第五十八条の四から第五十八条の六まで
 - 二 第二十六条第五項 第五十八条の四
 - 三 第二十六条第六項 第五十八条の六
 - 四 第二十六条第七項 第五十八条の四第二項(第二号に係る部分に限る。) 及び第五十八条の六第二項(第二号に係る部分に限る。)
 - 五 第四十条の二第七項 第五十八条の七第三項(第二号に掲げる特約のうち第四十条の二第三項及び第四項の規定に反するものに係る部分に限る。)
 - 六 第五十条第一項 第五十八条の八
 - 七 第五十条第二項 第五十八条の八第二項(第二号に掲げる特約のうち第四十九条第二項、第四項及び第六項(第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定に反するものに係る部分に限る。)
 - 八 第五十八条の三第三項 前条第二項(第二号に係る部分に限る。)

第六章 雜則

（非基於買賣契約而為寄送之商品）

第五十九條 接受販賣業者就買賣契約所提出要約的該要約人以及締結買賣契約之買受人（本項以下稱為「要約人等」。）以外之人，販賣業者對之提出買賣契約之要約，並且寄送與該要約相關之商品；或販賣業者對於要約人等就該買賣契約相關商品以外之商品提出買賣契約之要約，並且寄送與該要約相關之商品予要約人等之情形，自該商品寄送之日起，經過十四日之後（如受領所寄送商品之人請求販賣業者取回該商品之情形，於該請求之日起，經過七日之後），若受領所寄送商品之人仍未就該要約為承諾，且販賣業者並未取回該商品者，販賣業者不得請求返還所寄送之商品。

2. 前項規定，於為受領所寄送商品之人的利益，而由販賣業者提出屬於商業行為之買賣契約要約者，不適用之。

（向主務大臣提出申訴）

第六十條 人民認為特定事件有損害特定商交易之公平性、以

第六章 雜則

（売買契約に基づかないで送付された商品）

第五十九条 販売業者は、売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者及び売買契約を締結した場合におけるその購入者（以下この項において「申込者等」という。）以外の者に対して売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合又は申込者等に対してその売買契約に係る商品以外の商品につき売買契約の申込みをし、かつ、その申込みに係る商品を送付した場合において、その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）までに、その商品の送付を受けた者がその申込みにつき承諾をせず、かつ、販売業者がその商品の引取りをしないときは、その送付した商品の返還を請求することができない。

2 前項の規定は、その商品の送付を受けた者のために商行為となる売買契約の申込みについては、適用しない。

（主務大臣に対する申出）

第六十条 何人も、特定商取引の公正及び購入者等の利益が

及買受人等之利益時，得就該事件向主務大臣提出申訴，並說明該事件之意旨，請求採取適當之措施。

2. 主務大臣處理與前項規定相關之申訴時，應先為必要之調查，於認定該申訴內容係為事實後，應依照本法規定採取相關措施，或為其他適當之措施。

（指定法人）

第六十一條 主務大臣依照主務省令之規定，就一般社團法人或一般財團法人，足認其得正當且確實執行第二項規定之業務（本項以下以及第六十六條第五項稱為「特定商交易正當化業務」。），得依申請而指定其為執行特定商交易正當化業務之人（以下稱為「指定法人」。）。

2. 指定法人執行下列各款規定之業務：
 - 一、對於欲依照前條第一項規定向主務大臣提出申訴之人，為指導或建議。
 - 二、於主務大臣請求指定法人之情形，就前條第二項規定與申訴相關之事實關係進行調查。
 - 三、蒐集以及提供與特定商交易相關之資訊或資料。

害されるおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

（指定法人）

第六十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務（以下この項及び第六十六条第五項において「特定商取引適正化業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、特定商取引適正化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

- 2 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 前条第一項の規定による主務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。
 - 二 主務大臣から求められた場合において、前条第二項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。
 - 三 特定商取引に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四、訓練專業人士，負責處理與特定商交易相關之申訴處理或諮詢相關業務。

（改善命令）

第六十二條 主務大臣認定指定法人就經營前條第二項規定之業務有改善之必要時，得命該指定法人採取必要之改善措施。

（撤銷指定）

第六十三條 主務大臣於指定法人違反依前條規定所為之命令時，得撤銷該指定。

（徵詢消費經濟審議會之意見）

第六十四條 主務大臣欲制定、修正或廢止關於第二條第四項、第二十六條第一項第八款第四目、第二項、第三項各款、第四項第一款或第二款、第五項第二款或第六項第二款或第三項第二款、第四十一條第一項第一款（以與期間相關之行政命令者為限。）或第二項、以及第四十八條第二項規定之行政命令者，於擬定命令時，應先徵詢消費經濟審議會之意見。

2. 經濟產業大臣欲制定、修正或廢止關於第二條第一項第二款或第三項、第六條第四項、第二十六條第四項第三款或第六項第一款、第三十四條第四項、第四十條之一第二項第四款、第

四 特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成すること。

(改善命令)

第六十二条 主務大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第六十三条 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(消費者委員会及び消費経済審議会への諮問)

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号(期間に係るものに限る。)若しくは第二項又は第四十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第二条第一項第二号若しくは第三項、第六条第四項、第二十六条第四項第三号若しくは第六項第一号、第三十四条第四項、第四十条の二第二項第四号、第四十一条

四十一條第一項第一款（以與金額相關之行政命令者為限。）、第四十九條第二項第一款第二目或第二款、第五十二條第三項、以及第六十六條第二項（限於界定利害關係人範圍之行政命令者。）規定之行政命令者，於擬定命令時，應先徵詢消費經濟審議會之意見。

（過渡條款）

第六十五條 基於本法規定而制定、修正或廢止行政命令時，於合理的必要範圍內，得於該制定、修正或廢止之命令中，附隨該命令而制定必要的過渡條款（包括關於罰則之過渡條款）。

（報告及行政查核）

第六十六條 為施行本法律，於認為必要時，主務大臣得依照行政命令規定，命令販賣業者、勞務提供事業者、統籌者、勸誘者、一般連鎖販賣業者、或從事業務提供引誘販賣業之人（本條以下稱為「販賣業者等」。）提出報告、帳冊、文書或其他物品，或指派其職員進入販賣業者等之店鋪或其他事業所，檢查帳冊、文書或其他物品。

2. 為施行本法律，於認為有特別之必要時，主務大臣

第一項第一号（金額に係るものに限る。）
第四十九条第二項第一号ロ若しくは第二号、第五十二条第三項又は第六十六条第二項（密接関係者の定めに係るものに限る。）の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

（経過措置）

第六十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（報告及び立入検査）

第六十六条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要が

得依照行政命令規定，命令從事販賣關連商品之人、或其他依行政命令規定與販賣業者等具備密切關係之人（本項以下稱為「利害關係人」。）提出報告或資料，或指派其職員進入利害關係人之店鋪或其他事業所，檢查帳冊、文書或其他物品。

3. 為施行本法律，於認為有特別之必要時，主務大臣得命令與販賣業者等為交易之人（適用第四項規定者除外。），就關於該販賣業者等之業務或財產，提供得為參考之報告或資料。
4. 主務大臣（關於通信販賣電子郵件廣告受託事業者、連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者、或業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者之情形，為經濟產業大臣。）為施行本法律，於認為有特別之必要時，為辨別依照電氣通信事業法（昭和五十九年法律第八十六號）第二條第五款規定利用電子、磁性等方式之電氣通信事業者或其他人所使用之文字、號碼、記號或其他符號，或為辨別依照同條第二款規定的電氣通信設備所使用之文字、號碼、記號或其他符號（限於電子郵件廣告相對人所使用之電腦畫面上顯示之符號；或電子郵件廣告所使用符號中與該從事電子郵件廣告之人相關之符號。），主務大臣得對於上述符號之使用權

あると認めるときは、政令で定めるところにより
 関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と
 密接な関係を有する者として政令で定める者（以
 下この項において「密接関係者」という。）に対
 し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員
 に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入
 り、帳簿、書類その他の物件を検査させることが
 できる。

- 3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要が
 あると認めるときは、販売業者等と取引する者
 （次項の規定が適用される者を除く。）に対し、
 当該販売業者等の業務又は財産に関し参考とな
 るべき報告又は資料の提出を命ずることができ
 る。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要が
 あると認めるときは、電気通信事業法（昭和五
 十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定す
 る電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方
 法の利用者を識別するための文字、番号、記号そ
 の他の符号又は同条第二号 に規定する電気通信
 設備を識別するための文字、番号、記号その他の
 符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子
 計算機の映像面に表示されたもの又は電子メー
 ル広告をするために用いられたもののうち当該
 電子メール広告をした者に関するものに限る。）
 を使用する権利を付与したものから、当該権利を
 付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該

- 人，命其報告該權利之被授權人之姓名或名稱、住所、或其他為特定該權利之被授權人之必要資訊。
5. 主務大臣為確保特定商交易正當化業務之正常營運，於必要限度內，得命令指定法人就特定商交易正當化業務或其財產狀況為必要之報告，或指派其職員進入指定法人之事務所，檢查特定商交易正當化業務之執行狀況，或檢查帳冊、文書或其他物品。
 6. 第一項至第三項之規定，於通信販賣電子郵件廣告受託事業者、連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者、以及業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者之情形準用之。於此情形，第一項至第三項規定之「主務大臣」，應解釋為「經濟產業大臣」；而第二項及第三項規定之「販賣業者等」，應解釋為「通信販賣電子郵件廣告受託事業者、連鎖販賣交易電子郵件廣告受託事業者、或業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者」。
 7. 依照第一項、第二項（包括依照前項規定準用第一項或第二項規定之情形。）或第五項規定進入店鋪、事務所等場所進行檢查之職員，應攜帶身份證明文件，並向關係人提示之。
 8. 依照第一項、第二項（包括依照第六項規定準用第一項或第二項規定之情形。）、或第五項規定之行政查核權限，不得解釋為「以執行犯罪搜查為目的而為認可」之權限。

權利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。

- 5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6 第一項から第三項までの規定は、通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「販売業者等」とあるのは、「通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者」と読み替えるものとする。
- 7 第一項若しくは第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 8 第一項若しくは第二項(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)又は第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第六十七條 本法所稱之主務大臣，依下列各款情形定之：

- 一、商品相關之販賣業者的相關事項、與商品相關之一連串連鎖販賣事業之統籌者、勸誘者及一般連鎖販賣業者的相關事項、以及與商品相關之從事業務提供引誘販賣業之人的相關事項：主務大臣係為經濟產業大臣、以及主管該商品流通之大臣。
- 二、關於指定權利之販賣業者的相關事項、與利用設施或接受勞務提供之權利相關之一連串連鎖販賣事業之統籌者、勸誘者以及一般連鎖販賣業者的相關事項、關於接受特定繼續性勞務提供權利之販賣業者的相關事項、以及與利用設施或接受勞務提供之權利相關之從事業務提供引誘販賣業之人的相關事項：主務大臣係為經濟產業大臣、以及主管與該權利相關設施或勞務提供事業之大臣。
- 三、勞務提供事業者的相關事項、與勞務相關之一連串連鎖販賣事業之統籌者、勸誘者及一般連鎖販賣業者的相關事項、與勞務提供事業者的相關事項、以及與勞務相關之從事業務提供引誘販賣業之人的相關事項：主務大臣係為經濟產業大臣、以及主管勞務提供事業之大臣。
- 四、通信販賣電子郵件廣告受託事業者、連鎖販賣

（主務大臣等）

第六十七條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 商品に係る販売業者に関する事項、商品に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに商品に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣
- 二 指定権利に係る販売業者に関する事項、施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項、特定継続的役務の提供を受ける権利に係る販売業者に関する事項並びに施設を利用し又は役務の提供を受ける権利に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 三 役務提供事業者に関する事項、役務に係る一連の連鎖販売業の統括者、勧誘者及び一般連鎖販売業者に関する事項並びに役務に係る業務提供誘引販売業を行う者に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣
- 四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販

交易電子郵件電告受託事業業者或業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告受託事業者的相關事項，訪問販賣協會及通信販賣協會之相關事項，以及第六十四條第二項規定消費者委員會以及消費經濟審議諮詢之相關事項：主務大臣係為內閣總理大臣與經濟產業大臣。

五、關於指定法人之相關事項：主務大臣係為經濟產業大臣、以及主管商品流通之大臣、主管與該指定權利相關設施或勞務提供事業之大臣、主管勞務提供事業之大臣、以及主管特定繼續性勞務提供事業之大臣。

六、依第六十四條第一項規定關於徵詢消費經濟審議會意見之相關事項：主務大臣係為經濟產業大臣、以及主管該商品流通之大臣、主管與該權利相關設施或勞務提供事業之大臣、以及主管該勞務提供事業之大臣。

2. 內閣總理大臣將依據本法律之規定所得行使之權限（限於金融廳之所掌相關業務部分，排除以政令所規定之業務。）授權於金融廳長官。
3. 內閣總理大臣將依據本法律之規定所得行使之權限（限於消費者廳所掌相關業務部分，排除以政令所規定之業務。）授權於消費者廳長官。
4. 本法所稱主務省的法令，係指由內閣總理大臣及經

売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

五 指定法人に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに商品の流通を所掌する大臣、指定権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣、役務の提供を行う事業を所管する大臣及び特定継続的役務の提供を行う事業を所管する大臣

六 第六十四条第一項の規定による消費者委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

- 2 内閣総理大臣は、この法律による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 3 内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 4 この法律における主務省令は、内閣総理大臣及び

濟產業大臣共同發布。惟依主務省法令規定就第六十一條第一項的規定，要求其第一項第五號規定應由主務大臣發布。

（都道府縣負責處理之事務）

第六十八條 依本法規定屬於主務大臣權限之事務之一部者，得依照行政命令規定，由都道府縣之首長負責處理之。

（權限之委任）

第六十九條 依本法規定屬於主務大臣權限之事項，得依照行政命令規定，委由地方支分部局之首長行使該權限。

2. 金融廳長官依據所為之規定，得將依據第六十七條第二項之規定所被授權權限之一部，授權於財務局長或財務支局長。
3. 消費者廳長官依據所為之規定，得將依據第六十七條第三項之規定所被授權權限之一部，授權於經濟產業局長。

第七章 罰則

第七十條 違反第六條第一項至第三項、第二十一條、自第三十四條第一項至第三項、第四十四條或第五十二條

經濟産業大臣が共同で発する命令とする。ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。

（都道府県が処理する事務）

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（権限の委任）

第六十九条 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

3 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第三項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

第七章 罰則

第七十条 第六条第一項から第三項まで、第二十一条、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条又は第

第一項或第二項之規者，處三年以下之有期徒刑或三百萬日圓以下之罰金，或併科之。

第七十條之一 違反依據第八條第一項、第一十五條第一項或第二項、第二十三條第一項、自第三十九條第一項至第四項、第四十七條第一項或第五十七條第一項或第二項之規定所發布之命令者，處二年以下之有期徒刑或三百萬日圓以下之罰金，或併科之。

第七十條之二 違反第六條第四項、第三十四條第四項或第五十二條第三項之規定者，處一年以下之有期徒刑或二百萬日圓以下之罰金、或併科之。

第七十一條 違反第三十七條或第五十五條之規定，未為書面之交付、或交付未記載依據前述規定所需記載事項之書面、或交付具有虛偽記載之書面者，處六月以下之有期徒刑或一百萬日圓以下之罰金，或併科之。

第七十二條 該當下列各款情形之一者，處一百萬元以下之罰金：

一、違反第四條、第五條、第十八條、第十九條、或第四十二條之規定，未交付文書予申請人，或所交付文書未依照各該條規定事項而為記載，或將虛偽記載之文書交付予申請人者。

五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十条の三 第六条第四項、第三十四条第四項又は第五十二条第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十一条 第三十七条又は第五十五条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第五条、第十八条、第十九条又は第四十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のあ

- 二、違反主務大臣依照第七條、第十四條、第二十二條、第三十八條、第四十六條或第五十六條規定所為之指示者。
- 三、違反第十二條、第三十六條、第四十三條、或第五十四條之規定，於廣告中所為表示明顯與事實不符，或其於廣告中所為表示可能引起他人錯誤之認知者，包括明顯較實際商品或勞務優良或有利之情形。
- 四、違反第十二條之二第一項、第二項（包括依照第十二條之三第二項規定準用之情形。）、第十二條之三第一項、第三十六條之二第一項、第二項（包括依照第三十六條之三第二項規定準用之情形。）、第三十六條之三第一項、第五十四條之二第一項、第二項（包括依照第五十四條之三第二項規定準用之情形。）、或第五十四條之三第一項規定者。
- 五、違反第十二條之二第三項（包括依照第十二條之三第二項規定準用之情形。）、第三十六條之二第三項（包括依照第三十六條之三第二項規定準用之情形。）、或第五十四條之二第三項規定（包括依照第五十四條之三第二項規定準用之情形。），未作成紀錄，或為虛偽不實之紀錄，或未依規定保存紀錄者。

- る書面を交付した者
- 二 第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条又は第五十六条の規定による指示に違反した者
- 三 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
- 四 第十二条の三第一項若しくは第二項(第十二条の四第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項(第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。)、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項(第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。)又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者
- 五 第十二条の三第三項(第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十六条の三第三項(第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第五十四条の三第三項(第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

- 六、違反第十三條第一項或第二十條之規定，未為通知者。
 - 七、違反第三十五條或第五十三條之規定，未為表示者。
 - 八、違反第四十五條第一項規定，未備置該項規定之報告文件，或於該類報告文件為不實記載者。
 - 九、違反第四十五條第二項規定，無正當理由卻拒絕報告文件閱覽之請求，或拒絕交付相關報告文件之繕本、影本或節本者。
 - 十、未依照第六十六條第一項規定（包括依照同條第六項規定準用之情形。本款以下亦同。）提出報告文件，或提出之報告文件有虛偽記載之情事，或未依照同條第一項規定提出相關物品，或提出之物品非屬真正，或拒絕、妨礙或規避依同項規定所為之檢查者。
 - 十一、未依照第六十六條第二項規定（包括依照同條第六項規定準用之情形。本款以下亦同。）提出報告文件，或提出之報告文件有虛偽記載之情事，或未依照同條第二項規定提出相關資料，或提出之資料虛偽不實，或拒絕、妨礙或規避依同項規定所為之檢查者。
2. 犯前項第四款規定之罪者，其提供之電子郵件廣告違反第十一條、第十二條之二第四項（包括依照第

- 六 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者
 - 七 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつた者
 - 八 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者
 - 九 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者
 - 十 第六十六条第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
 - 十一 第六十六条第二項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 2 前項第四号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の第三

十二條之三第二項規定準用之情形。）、第三十五條、第三十六條之二第四項（包括依照第三十六條之三第二項規定準用之情形。）、第五十三條、或第五十四條之二第四項規定（包括依照第五十四條之三第二項規定準用之情形。），未為相關事項之表示者，或違反第十二條、第三十六條、或第五十四條規定表示明顯與事實不符，或其於廣告中所為表示可能引起他人錯誤之認知，包括明顯較實際商品或勞務優良或有利者，處一年以下有期徒刑，或二百萬元以下之罰金。二者得併科之。

第七十三條 該當於下列各款情形之一者，處三十萬元以下之罰金：

- 一、違反第二十八條第二項或第三十一條第二項之規定，於其名稱或商號中使用「訪問販賣協會會員」或「通信販賣協會會員」使相對人有產生誤認之虞的文字。
- 二、未依照第六十六條第三項規定（包括依照同條第六項規定準用之情形。本款以下亦同。）提出報告文件，或提出之報告文件有虛偽記載之情事，或依同條第三項之規定未提出相關資料，或提出之資料虛偽不實者。
- 三、未依照第六十六條第五項之規定提出報告文

四項(第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十五条、第三十六条の三第四項(第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項(第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第三十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第二項又は第三十一条第二項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会会員又は通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いた者
- 二 第六十六条第三項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第三項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 三 第六十六条第五項の規定による報告をせ

件，或提出之報告文件有虛偽記載之情事，或拒絕、妨礙或規避主務大臣依照同項規定所為之檢查者。

第七十四條 法人之代表人，法人或自然人之代理人、受雇人或其他從業人員，就該法人或自然人之業務，有下列各款情形之一而違反相關規定時，除依該規定處罰其行為人外，對該法人亦科以本條各款所定之罰金，而對於自然人亦科以各該條之罰金：

- 一、該當第七十條之一規定者，處三億元以下之罰金。
- 二、該當第七十條或自第七十條之二至前條之規定者，處各該條之罰金。

第七十五條 該當於下列各款情形之一者，處五十萬元以下之罰鍰：

- 一、未依照第二十七條之二第一項、第二十七條之三第一項、第三十條之一第一項、以及第三十條之二第一項之規定提出報告，或為虛偽之報告者。
- 二、拒絕、妨礙或規避主務大臣依照第二十九條之四第二項或第三十二條之一第二項規定所為之檢查，或違反主務大臣依照第二十九條之一第二項或第三十二條之一第二項規定所為之命令者。

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十条の二 三億円以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十条の三から前条まで各本条の罰金刑

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十九条の五第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第二十九条の五第二項若しくは第三十二条の二第二項の規定による命令に違反した者

第七十六條 違反第二十八條第一項或第三十一條第一項之規定，使用「訪問販賣協會」或「通信販賣協會」使其有產生誤認之虞的文字於其名稱或商號者，處十萬元以下之罰鍰。

附則

（施行日）

第一條 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。但第十九條、第二十一條第二款、附則第三條及附則第四條之規定，自公布日施行。

（過渡條款）

第二條 本法施行前，販賣業者接受相對人提出買賣契約之要約者，不適用第四條以及第九條之規定。

2. 本法施行前，締結買賣契約者，不適用第五條第一項至第三項、以及第七條之規定。
3. 本法施行前，販賣業者接受相對人提出買賣契約之要約者、或與該要約相關之買賣契約係於本法施行後方為締結者、或於本法施行前締結買賣契約者，不適用第六條之規定。

第七十六條 第二十八條第一項又は第三十一條第一項の規定に違反して、その名称又は商号中に訪問販売協会又は通信販売協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十九條、第二十一條第二号、附則第三條及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二條 第四條及び第九條の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みについては、適用しない。

2 第五條第一項から第三項まで及び第七條の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

3 第六條の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

4. 本法施行前，依第十一條第一項規定，從事相當於連鎖販賣事業之人締結相當於同項規定連鎖販賣交易契約之契約者，不適用第十五條第二項以及第十六條之規定。
5. 本法施行前，販賣業者為商品之寄送者，於適用第十八條規定時，該條第一項規定之「該商品寄送之日」，應解釋為「本法施行日」。

附則（昭和五十九年六月二日法律第四十九號） 抄
（施行日）

1. 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。

（部分修正與訪問販賣相關之法律時附隨之過渡條款）

12. 本法施行前，締結買賣契約者、或本法施行前販賣業者接受相對人提出買賣契約之要約者、或於本法施行後締結與該要約相關之買賣契約者，就該買賣契約之適用，仍從前例，不適用依前項規定所修正之關於訪問販賣等之法律第六條規定。

附則（昭和六十三年五月十七日法律第四十三號） 抄
（施行日等）

- 第一條 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令

- 4 第十五条第二項及び第十六条の規定は、この法律の施行前に第十一条第一項に規定する連鎖販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。
- 5 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての第十八条の規定の適用については、同条第一項中「その商品の送付があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

附 則 （昭和五九年六月二日法律第四九号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 12 この法律の施行前に締結した売買契約又はこの法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはこの法律の施行後当該申込みに係る売買契約が締結された場合における当該売買契約については、前項の規定による改正後の訪問販売等に関する法律第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和六三年五月一七日法律第四三号） 抄
（施行期日等）

- 第 一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない

規定之日起施行之。但附則第二條之規定，自公布日施行。

第 二 條 本法施行日前，欲制定修正後之關於訪問販賣等之法律（以下稱為「新法」。）第二條第一項第二款及第三項、第六條第一項、第十條第二項第二款、或第十一條第一項規定之行政命令者，於擬定命令時，仍依照修正前之關於訪問販賣等之法律（以下稱為「舊法」。）第十九條規定之前例。

（過渡條款）

第 三 條 本法施行後，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出買賣契約或勞務提供契約之要約者，適用新法第四條之規定；本法施行前，販賣業者接受相對人提出同時該當於新法第二條第三項規定與舊法第二條第三項規定之指定商品（以下稱為「特定指定商品」。）買賣契約之要約者，仍從前例。

2. 本法施行後，締結買賣契約或勞務提供契約者，適用新法第五條之規定；本法施行前，締結特定指定商品之買賣契約者，仍從前例。

3. 本法施行後，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出買賣契約或勞務提供契約之要約者，或

範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第 二 条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第一項第二号及び第三項、第六条第一項、第十条第二項第二号又は第十一条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条の規定の例による。

（経過措置等）

第 三 条 新法第四条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定商品であつて旧法第二条第三項に規定する指定商品に該当するもの（以下「特定指定商品」という。）の売買契約の申込みについては、なお従前の例による。

- 2 新法第五条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
- 3 新法第六条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契

本法施行後締結買賣契約或勞務提供契約（本法施行前接受該契約之要約者除外。）者，適用新法第六條之規定；本法施行前，販賣業者接受相對人提出特定指定商品買賣契約之要約者，或與該要約相關之買賣契約係於本法施行後締結者，或於本法施行前締結特定指定商品買賣契約者，仍從前例。

4. 本法施行後，締結買賣契約或勞務提供契約者，適用新法第七條第一項之規定；本法施行前，締結特定指定商品買賣契約者，仍從前例。
5. 本法施行前，締結買賣契約或勞務提供契約者，不適用新法第七條第二項之規定。
6. 本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人所提出依照新法第二條第三項規定之指定權利買賣契約或勞務提供契約之要約者，不適用新法第九條之規定。
7. 本法施行後，依照新法第十一條第一項規定從事連鎖販賣事業之人，締結依照同項規定之連鎖販賣交易契約者，適用新法第十四條第二項以及第十七條之規定；本法施行前，依照舊法第十一條

- 約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた特定指定商品の売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。
- 4 新法第七条第一項の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品のの売買契約については、なお従前の例による。
 - 5 新法第七条第二項の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約については、適用しない。
 - 6 新法第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。
 - 7 新法第十四条第二項及び第十七条の規定は、この法律の施行後に新法第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に旧法第十一条第一

第一項規定從事連鎖販賣事業之人，締結依照同項規定之連鎖販賣交易契約者，仍從前例。

8. 本法施行前，販賣業者為商品寄送之情形，於適用新法第十八條第一項規定時，同項規定之「自該商品寄送之日起，經過十四日之後（如受領所寄送商品之人請求販賣業者取回該商品之情形，於該請求之日起，經過七日之後。）」，應解釋為「自部分修正關於訪問販賣等之法律（昭和六十三年法律第四十三號）之施行日起經過十四日之後，或該商品寄送之日起經過三個月之後，或受領所寄送商品之人請求販賣業者取回該商品之日起經過一個月之後，三者之中最早者。」。
9. 本法施行前之行為、以及依本條第一項、第二項及第七項規定仍從前例之情形，不適用本法施行後對於該行為之罰則，仍從前例。

第 四 條 於昭和五十五年四月一日設立之社團法人日本訪問

- 項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。
- 8 この法律の施行前に販売業者が行った商品の送付についての新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日（その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日）」とあるのは、「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十三号）の施行の日から起算して十四日を経過する日、その商品の送付があつた日から起算して三月を経過する日又はその商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して一月を経過する日のいずれか早い日」とする。
- 9 この法律の施行前にした行為並びに第一項、第二項及び第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 四 条 昭和五十五年四月一日に設立された社団法人日本

販賣協會，於本法施行日時該當於新法第十條之一規定要件者，視為依照新法第十條之一規定於本法施行日設立之法人，適用新法第十條之二以及第十條之三之規定。

2. 於昭和五十八年十月十一日設立之社團法人日本通信販賣協會，於本法施行日時該當於新法第十條之四規定要件者，視為依照新法第十條之四規定於本法施行日設立之法人，適用新法第十條之五以及第十條之六之規定。

附則（平成八年五月二十二日法律第四十四號） 抄

（施行日等）

- 第一條 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。但依第一條修正關於訪問販賣等法律之第十九條以及第二十一條第四款、第二條、附則第三條修正分期付款販賣法第三十七條第一項、以及附則第四條與附則第五條之規定，自公布日施行。

（過渡條款）

- 第二條 本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受買賣契約或勞務提供契約之要約者，不適用依第一條規定修正之關於訪問販賣等之法律（以下稱為「新法」。）

訪問販売協会は、この法律の施行の日において新法第十条の二に規定する要件に該当する場合には、新法第十条の三及び第十条の四の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第十条の二に規定する法人とみなす。

2 昭和五十八年十月十一日に設立された社団法人日本通信販売協会は、この法律の施行の日において新法第十条の五に規定する要件に該当する場合には、新法第十条の六及び第十条の七の規定の適用については、この法律の施行の日に設立された新法第十条の五に規定する法人とみなす。

附 則 （平成八年五月二二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第 一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中訪問販売等に関する法律第十九条及び第二十一条第四号の改正規定、第二条の規定、附則第三条中割賦販売法第三十七条第一項の改正規定並びに附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 二 条 第一条の規定による改正後の訪問販売等に関する法律（以下「新法」という。）第九条の六及び第九条の八の規定は、この法律の施行前に販売業者又は

第九條之五以及第九條之七規定。

2. 本法施行前，締結買賣契約或勞務提供契約者、或本法施行前販賣業者或勞務提供事業者接受相對人要約，而於本法施行後締結與該要約相關之買賣契約或勞務提供契約者，不適用新法第九條之六以及第九條之十二規定。
3. 本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出之買賣契約或勞務提供契約之要約者、或本法施行後締結關於該要約之買賣契約或勞務提供契約者、或本法施行前締結買賣契約或勞務提供契約者，不適用新法第九條之十一規定。
4. 本法施行前，從事連鎖販賣事業之人締結關於連鎖販賣事業之連鎖販賣交易契約者，就該交易契約之適用仍從前例，不適用新法第十七條之規定。
5. 本法施行前之行為，不適用本法對於該行為之罰則，仍從前例。

附則（平成十一年四月二十三日法律第三十四號）抄

役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

- 2 新法第九条の七及び第九条の十三の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 3 新法第九条の十二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 4 この法律の施行前に連鎖販売業を行う者が締結したその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約については、新法第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行日）

第 一 條 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。

（關於罰則之過渡條款）

第 三 條 本法施行前之行為，就罰則之適用，仍從前例。

（委由行政命令訂定過渡條款）

第 四 條 除附則前二條規定外，關於本法施行之必要過渡條款，得以行政命令規定之。

附則（平成十一年七月十六日法律第八十七號） 抄

（施行日）

第 一 條 本法自平成十二年四月一日施行。但下列各款規定情形，於各該款規定之日起施行之：

- 一、第一條修正地方自治法第二百五十條之後五條、節名並且增加二款以及款名之規定【限於與同法第二百五十條之八第一項規定相關之部分（以經由兩議院同意之相關部分為限。）】、第四十條修正自然公園法附則第九項以及第十項之規定、第二百四十四條（與修正農業改良促進法第十四條之二之規定相關部分除外。）、第四百七十二條（修正與市町村合併特例相關之法律第六條、第八條以及第十七條之規定相關部分除外。）、附則第七條、附則第十條、附則第十二

（施行期日）

第 一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 三 条 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 四 条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第 一 条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第

條、附則第五十九條但書、附則第六十條第四項以及第五項、附則第七十三條、附則第七十七條、附則第一百五十七條第四項至第六項、附則第一百六十條、附則第一百六十三條、附則第一百六十四條、以及附則第二百零二條之規定：自公布日施行。

（國家等之事務）

第一百五十九條 除本法修正前各法律之規定外，於本法施行前，地方自治團體之機關依照法律或基於本法之行政命令，所管理、執行之國家、其他地方自治團體、或其他公法人之事務（於附則第一百六十一條稱為「國家等之事務」。），於本法施行後，地方自治團體應依照法律或基於本法之行政命令，將該等事務作為該地方自治團體之事務處理之。

（關於處分、申請等之過渡條款）

第一百六十條 本法（於附則第一條各款規定之情形，為各該規定。本條以下以及附則第一百六十三條，亦同。）施行前，依修正前之各法律規定而為許可等之處分或其他行政行為（本條以下稱為「處分等之行為」。）者，或於本法施行時，依修正前之各法律規定而申請許可等或其他行為（本條以下稱為「申請等之行為」。）者，於本法施行之日起，就上述行為之行政事務，

十七條の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第一百六十條、第一百六十三條、第一百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一條において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三條において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行爲(以下この条において「処分等の行爲」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行爲(以下この条において「申請等

主管該行政事務之主體有所變更時，除附則第二條至前條規定、或修正後之各法律（包括基於該法律之行政命令。）設有過渡條款相關規定之外，於本法施行日後，就修正後各法律之適用，視為依照修正後各法律的相對應規定所為之處分等之行為或申請等之行為。

2. 本法施行前，依修正前之各法律規定，應向國家或地方自治團體之機關提出報告、申報、文件或其他程序事項，而於本法施行日前尚未為該程序事項者，除本法以及基於本法之行政命令有不同規定外，視為未向國家或地方自治團體之相當機關依照修正後之各法律的相對應規定提出報告、申報、文件或其他程序事項，而適用依照本法修正後之各法律規定。

（不服而提出申訴之相關過渡條款）

第一百六十一條 於本法施行日前作出與國家等之事務相關處分之行政機關（本條以下稱為「處分機關」。），依照行政不服審查法規定，其上級行政機關

の行爲」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行爲に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行爲又は申請等の行爲とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不

（本條以下稱為「上級行政機關」。）於本法施行後不復存在，而受處分人不服，欲依同法規定提出申訴者，於本法施行日後，視為該處分機關之上級行政機關仍繼續存在，適用行政不服審查法之規定。於此情形，以本法施行日前該處分機關之原上級行政機關，作為該處分機關之上級行政機關。

2. 前項規定之情形，被視為上級行政機關之行政機關，係為地方自治團體之機關時，該機關依照行政不服審查法規定處理申訴之事務，屬於新地方自治法第二條第九項第一款規定之第一號法定受託事務。

（關於費用之過渡條款）

第一百六十二條 本法施行日前，依照本法修正前之各法律（包括基於該法律之行政命令。）規定應繳納之各項費用，除本法以及基於本法之行政命令有不同規定外，仍從前例。

（關於罰則之過渡條款）

第一百六十三條 本法施行前之行為，就罰則之適用，仍從前例。

服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委由行政命令訂定其他過渡條款）

第一百六十四條 除本附則規定之外，附隨本法施行之必要過渡條款（包括關於罰則之過渡條款），得以行政命令規定之。

2. 關於附則第十八條、附則第五十一條以及附則第一百八十四條規定之適用，其相關必要事項得以行政命令規定之。

（檢討）

第二百五十條 關於新地方自治法第二條第九項第一款規定之第一號法定受託事務，除儘量不再新設事務外，就新地方自治法附表一所規定之事項，以及基於新地方自治法之行政命令，應以推動地方分權之觀點加以檢討，並為適宜、適當之修正。

第二百五十一條 政府為使地方自治團體得以獨立自主執行其事務及事業，就國家與地方自治團體之權責分配下確保地方稅捐財源收支充實之辦法，應考察經濟情勢等變化，而加以檢討，並基於該檢討結果，採取必要之措施。

第二百五十二條 附隨於醫療保險制度、年金制度之制度改革，政府就社會保險事務處理之體制、相關制度下

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第 二百五十 条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従

行政人員之理想狀態等事項，應從確保被保險人等之便利性、提升事務處理之效率等觀點，就上開事項加以檢討，於認為必要時，應基於該檢討結果，採取必要之措施。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第一百六十號） 抄
（施行日）

第 一 條 本法（第二條以及第三條除外。）自平成十三年一月六日施行。

附則（平成十二年十一月十七日法律第一百二十號） 抄
（施行日）

第 一 條 本法自平成十三年六月一日施行。

（附隨於部分修正關於訪問販賣等之法律的過渡條款）

第 二 條 本法施行後，與特定商交易相關之法律（以下稱為「特定商交易法」。）第三十三條第一項規定之從事連鎖販賣事業之人，其依同項規定締結連鎖販賣交易契約者，適用依附則第一條規定修正後之特定商交易法第三十七條第二項以及第四十條之規定；本法施行前，依附則第一條規定修正前之關於訪問販賣等之法律第十一條第一項規定之從事連鎖販賣事業之人，其依同項規定締結連鎖販賣交易契約者，仍從前例。

2. 本法施行前，從事相當於特定商交易法第五十一

事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第 一 条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一二年一月一七日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

第 一 条 この法律は、平成十三年六月一日から施行する。

（訪問販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 二 条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第三十七条第二項及び第四十条の規定は、この法律の施行後に特定商取引法第三十三条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の訪問販売等に関する法律第十一条第一項に規定する連鎖販売業を行う者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約については、なお従前の例による。

2 特定商取引法第五十五条第二項及び第五十八

條第一項規定之業務提供引誘販賣業之人，其依同項規定締結相當於業務提供引誘販賣交易契約之契約者，不適用特定商交易法第五十五條第二項以及第五十八條之規定。

（關於罰則之過渡條款）

第 四 條 本法施行前之行為、以及依照附則第二條第一項規定仍從前例之情形，不適用本法施行後對於該行為之罰則，仍從前例。

（委由行政命令訂定過渡條款）

第 五 條 除前三條規定之外，關於本法施行之必要過渡條款，得以行政命令規定之。

（檢討）

第 六 條 政府為因應與國民日常生活相關之商業交易環境、及其他經濟、社會環境之變化，應就特定商交易法之規定加以檢討，並基於該檢討結果而採取必要之措施。

附則（平成十二年十一月二十七日法律第一百二十六號） 抄
（施行日）

第 一 條 本法自公布日起不超過五個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。但下列各款規定情形，於各該款規定之日施行之。

条の規定は、この法律の施行前に特定商取引法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に相当する事業を行う者が締結した同項に規定する業務提供誘引販売取引に相当する取引についての契約については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第 四 条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 五 条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 六 条 政府は、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一二年十一月二七日法律第一二六号） 抄
（施行期日）

第 一 条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

（關於罰則之過渡條款）

第二條 本法施行前之行為，就罰則之適用，仍從前例。

附則（平成十四年四月十九日法律第二十八號） 抄

（施行日）

第一條 本法自公布日起不超過三個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。

（檢討）

第二條 自本法施行起經過三年後，政府應立足於本法施行後活用資訊科技之相關商業交易環境、以及與特定商交易相關之以電子、磁性等方式提供廣告之實際情況，基於依照本法修正後之與特定商交易相關之法律規定，對於利用電子、磁性等方式提供廣告之措施加以檢討，並基於該檢討結果而採取必要之措施。

附則（平成十六年五月十二日法律第四十四號） 抄

（施行日）

第一條 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。

（附隨於部分修正與特定商交易相關之法律之過渡條款）

第二條 本法施行前之行為，不適用依附則第一條規定修正後

から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第 二 条 この法律の施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一四年四月一九日法律第二八号）

（施行期日）

第 一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第 二 条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行後の情報技術を活用した商取引に関する事情、特定商取引における電磁的方法による広告の提供の状況等を踏まえ、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の規定に基づく電磁的方法による広告に対する措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一六年五月一二日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第 一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 二 条 第一条の規定による改正後の特定商取引に関する

之與特定商交易相關之法律（以下稱為「新特定商交易法」。）第六條之一、第二十一條之一、第三十四條之一、第四十四條之一及第五十二條之一規定。

2. 本法施行後，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出之買賣契約或勞務提供契約之要約者、或於本法施行後締結買賣契約或勞務提供契約（本法施行前接受該契約之要約者除外。）者，適用新特定商交易法第九條以及第二十四條之規定；本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出之買賣契約或勞務提供契約之要約者、或於本法施行後締結與該要約相關之買賣契約或勞務提供契約者、或於本法施行前締結買賣契約或勞務提供契約者，仍從前例。
3. 本法施行前，相對人對於買賣契約或勞務提供契約為要約或承諾之意思表示者，不適用與特定商交易相關之法律第九條之二以及第二十四條之一規定。
4. 本法施行前，與特定商交易相關之法律第三十三條第一項規定關於連鎖販賣事業之連鎖販賣交易契約（以下稱為「連鎖販賣交易契約」。）、同法第四十一條第一項第一款規定之特定繼續

法律（以下「新特定商取引法」という。）第六条の二、第二十一条の二、第三十四条の二、第四十四条の二及び第五十二条の二の規定は、この法律の施行前にした行爲については、適用しない。

- 2 特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。
- 3 特定商取引に関する法律第九条の三及び第二十四条の二の規定は、この法律の施行前にした売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 4 新特定商取引法第四十条の三、第四十九条の二及び第五十八条の二の規定は、この法律の施行前にした特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売

性勞務提供契約（以下簡稱為「特定繼續性勞務提供契約」。）、同項第二款規定之特定權利販賣契約（以下簡稱為「特定權利販賣契約」。）、或同法第五十一條第一項規定之與業務提供引誘販賣業相關之業務提供引誘販賣交易契約（以下稱為「業務提供引誘販賣契約」。），相對人就上述契約為要約或承諾之意思表示者，不適用新特定商交易法第四十條之二、第四十九條之一以及第五十八條之一規定。

5. 本法施行前所為之表示，不適用新特定商交易法第十二條之一、第三十六條之一、第四十三條之一、以及第五十四條之一規定。
6. 本法施行後，締結連鎖販賣契約者，適用新特定商交易法第三十七條第二項之規定；本法施行前，締結連鎖販賣契約者，仍從前例。
7. 本法施行後，締結連鎖販賣契約、特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或業務提供引誘販賣契約者，適用新特定商交易法第四條、第四十八條以及第五十八條之規定；本法施行前，締結連鎖販賣契約、特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或業務提供引誘販賣契約者，仍從前例。

- 取引についての契約（以下「連鎖販売契約」という。）、「同法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約（以下単に「特定継続的役務提供契約」という。）若しくは同項第二号に規定する特定権利販売契約（以下単に「特定権利販売契約」という。）若しくは同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（以下「業務提供誘引販売契約」という。）の申込み又はその承諾の意思表示については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十二条の二、第三十六条の二、第四十三条の二及び第五十四条の二の規定は、この法律の施行前にした表示については、適用しない。
 - 6 新特定商取引法第三十七条第二項の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、なお従前の例による。
 - 7 新特定商取引法第四十条、第四十八条及び第五十八条の規定は、この法律の施行後に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引販売契約について適用し、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約、特定継続的役務提供契約若しくは特定権利販売契約又は業務提供誘引

8. 本法施行前，締結連鎖販賣契約者，不適用新特定商交易法第四十條之一規定。
9. 本法施行後，就特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或與約定商交易相關之法律第四十八條第二項規定之關連商品販賣契約（以下簡稱為「關連商品販賣契約」。）之解除契約，適用新特定商交易法第五十條第二項之規定；本法施行前，就特定繼續性勞務提供契約、特定權利販賣契約、或關連商品販賣契約之解除契約，仍從前例。
10. 本法施行前，締結業務提供引誘販賣契約者，不適用新特定商交易法第五十八條之二規定。

（委由行政命令訂定過渡條款）

第 四 條 除前二條規定之外，關於本法施行之必要過渡條款，得以行政命令規定之。

（檢討）

第 五 條 自本法施行起經過五年後，政府為因應與國民日常生活相關之商業交易環境及其他經濟、社會環境之變化，應就新特定商交易法之規定加以檢討，並基於該檢討結果而採取必要之措施。

- 販売契約については、なお従前の例による。
- 8 新特定商取引法第四十条の二の規定は、この法律の施行前に締結された連鎖販売契約については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第五十条第二項の規定は、この法律の施行後に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は特定商取引に関する法律第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約（以下単に「関連商品販売契約」という。）について適用し、この法律の施行前に解除された特定継続的役務提供契約、特定権利販売契約又は関連商品販売契約については、なお従前の例による。
- 10 新特定商取引法第五十八条の三の規定は、この法律の施行前に締結された業務提供誘引販売契約については、適用しない。

（政令への委任）

第 四 条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 五 条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、国民の日常生活に係る商取引に関する事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、新特定商取引法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

附則（平成十八年六月二日法律第五十號） 抄

（施行日）

1. 本法自一般社團、財團法人法施行之日起施行。

（調整規定）

2. 為因應犯罪國際化及組織化、以及資訊處理複雜化而部分修正刑法等之法律（平成十八年法律第 號）之施行日係晚於本法施行日之情形，自本法施行日至該法律施行之日前一日止，與處罰組織犯罪及規範犯罪收益相關之法律（平成十一年法律第一百三十六號。第三項稱為「組織性犯罪處罰法」。）附表第六十二款之規定中「中間法人法（平成十三年法律第四十九號）第一百五十七條（理事等之特別背信）之罪」，應解釋為「關於一般社團法人及一般財團法人之法律（平成十八年法律第四十八號）第三百三十四條（理事等之特別背信）之罪」。
3. 除前項規定之外，於同項情形中，自本法施行日至為因應犯罪國際化及組織化、以及資訊處理複雜化而部分修正刑法等之法律之施行日前一日止，就組織性犯罪處罰法規定之適用，依照第四百五十七條規定仍依前例之情形，舊中間法人法第一百五十七條（理事等之特別背信）之罪，視為組織性犯罪處罰法附表第六十二款規定之罪。

講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第百五十七条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十四条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げ

附則（平成二十年五月二日法律第二十九號） 抄

（施行日）

1. 本法自平成二十一年四月一日施行。但第二條以及第四條之規定，自部分修正與特定商交易相關之法律以及分期付款販賣法之法律（平成二十年法律第七十四號）施行日起施行之。

附則（平成二十年六月十八日法律第七十四號） 抄

（施行日）

- 第 一 條** 本法自公布日起不超過六個月之範圍內，自行政命令規定之日起施行之。但下列各款之規定，自各款規定之日起施行：

- 一、附則第四條第十一項以及第十二項，與附則第五條第二十九項之規定：公布日。
- 二、第一條以及附則第三條之規定：自公布日起不超過六個月之範圍內，行政命令規定之日。
- 三、第四條之規定：自公布日起不超過二年六個月之範圍內，行政命令規定之日。
- 四、附則第十一條之規定：部分修正關於融資業之規範等法律（平成十八年法律第一百十五號）附則第一條第三款規定施行日，或本法施行日，二者中較晚之日。

る罪とみなす。

附 則 （平成二〇年五月二日法律第二九号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一八日法律第七四号） 抄
（施行期日）

- 第 一 条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第四条第十一項及び第十二項並びに附則第五条第二十九項の規定 公布の日
 - 二 第一条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 三 第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 - 四 附則第十一条の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（部分修正與特定商交易相關之法律時附隨之過渡條款）

第 三 條 於附則第一條第二款規定施行時，業者提供相對人相當於依第一條規定修正之與特定商交易相關之法律（本條以下稱為「第二號新特定商交易法」。）第十二條之二第一項第一款規定之通信販賣電子郵件廣告、第二號新特定商交易法第三十六條之二第一項第一款規定之連鎖販賣交易電子郵件廣告、或第二號新特定商交易法第五十四條之二第一項第一款規定之業務提供引誘販賣交易電子郵件廣告（本條以下稱為「通信販賣電子郵件廣告等」。）之廣告時，業已接受相對人之請求或得相對人之承諾者，視為業者提供通信販賣電子郵件廣告等時，已受相對人之請求，或已得相對人之承諾。

2. 於附則第一條第二款規定施行時，業已為「不收受相當於通信販賣電子郵件廣告等之廣告」意旨之意思表示者，視為依照第二號新特定商交易法第十二條之二第二項（包括依照第二號新特定商交易法第十二條之三第二項規定準用之情形。）、第三十六條之二第二項（包括依照第二號新特定商交易法第三十六條之三第二項規定準用之情形。）、或第五十四條之二第二項（包括依照第二號新特定商交易法第五十四條之三第二項規定準用之情形。）之規定，為意思表示。

（特定商取引に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 三 条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既に第一条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「第二号新特定商取引法」という。）第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告、第二号新特定商取引法第三十六条の三第一項第一号に規定する連鎖販売取引電子メール広告又は第二号新特定商取引法第五十四条の三第一項第一号に規定する業務提供誘引販売取引電子メール広告（以下この条において「通信販売電子メール広告等」という。）に相当するものをするにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告等をするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際既にされている意思の表示であつて、通信販売電子メール広告等に相当するものの提供を受けない旨のものは、第二号新特定商取引法第十二条の三第二項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第二項（第二号新特定商取引法第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第二項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。

3. 於附則第一條第二款規定施行前，業者提供相當於通信販賣電子郵件廣告等之廣告，係基於其所受相對人之請求或得相對人之承諾，而提供通信販賣電子郵件廣告等之情形，不適用第二號新特定商交易法第十二條之二第三項（包括依照第二號新特定商交易法第十二條之三第二項規定準用之情形。）、第三十六條之二第三項（包括依照第二號新特定商交易法第三十六條之三第二項規定準用之情形。）、以及第五十四條之二第三項（包括依照第二號新特定商交易法第五十四條之三第二項規定準用之情形。）之規定。

第 四 條 本法施行後，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出買賣契約或勞務提供契約之要約者，適用依照第二條規定修正之與特定商交易相關之法律（本條以下稱為「新特定商交易法」。）第四條以及第十八條之規定；依照第二條規定修正前之與特定商交易相關之法律第二條第四項規定之指定商品、指定權利或指定勞務（以下稱為「特定指定商品等」。），於本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出特定指定商品等之買賣契約或勞務提供契約之要約者，仍從前例。

2. 本法施行後，締結買賣契約或勞務提供契約者，

- 3 第二号新特定商取引法第十二条の三第三項（第二号新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第二号新特定商取引法第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五十四条の三第三項（第二号新特定商取引法第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に通信販売電子メール広告等に相当するものをするにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告等については、適用しない。

第 四 条 第二条の規定による改正後の特定商取引に関する法律（以下この条において「新特定商取引法」という。）第四条及び第十八条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた第二条の規定による改正前の特定商取引に関する法律第二条第四項に規定する指定商品若しくは指定権利又は指定役務（以下「特定指定商品等」という。）の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、なお従前の例による。

- 2 新特定商取引法第五条及び第十九条の規定

適用新特定商交易法第五條以及第十九條之規定；本法施行前，締結與特定指定商品等相關之買賣契約或勞務提供契約者，仍從前例。

3. 本法施行後，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出之買賣契約或勞務提供契約之要約者，或於本法施行後締結買賣契約或勞務提供契約（本法施行前接受該契約之要約者除外。）者，適用新特定商交易法第九條以及第二十四條之規定；本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出特定指定商品等之買賣契約或勞務提供契約之要約者，或於本法施行後締結與該要約相關之買賣契約或勞務提供契約者，或於本法施行前締結特定指定商品等之買賣契約或勞務提供契約者，仍從前例。

4. 本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出之買賣契約或勞務提供契約之要約者，或於本法施行後締結與該要約相關之買賣契約或勞務提供契約者，或於本法施行前締結買賣契約或勞務提供契約者，不適用新特定商交易法第九條之一規定。

は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約又は役務提供契約については、なお従前の例による。

- 3 新特定商取引法第九条及び第二十四条の規定は、この法律の施行後に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約（この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。）について適用し、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結された特定指定商品等の売買契約若しくは役務提供契約については、なお従前の例による。
- 4 新特定商取引法第九条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約若しくは役務提供契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行前に締結され

5. 本法施行前締結買賣契約或勞務提供契約（與特定指定商品等相關者除外。）者，不適用新特定商交易法第十條以及第二十五條之規定。
6. 本法施行時，業者依照新特定商交易法第十二條之二第一項第一款規定提供通信販賣電子郵件廣告（與特定指定商品等相關者除外。），係已受相對人請求或已得相對人承諾者，視為業者於提供通信販賣電子郵件廣告時，已受相對人之請求，或已得相對人之承諾。
7. 本法施行時，業已為「不收受依新特定商交易法第十二條之二第一項第一款規定之通信販賣電子郵件廣告（與特定指定商品等相關者除外。）」意旨之意思表示者，視為依照同條第二項（包括依新特定商交易法第十二條之三第二項規定準用之情形。）規定為意思表示。
8. 本法施行日前，業者依新特定商交易法第十二條之二第一項第一款規定提供通信販賣電子郵件廣告（與特定指定商品等相關者除外。）時，係基於相對人之請求或得相對人之承諾後，始提供通信販賣電子郵件廣告者，不適用新特定商交易法第十二條之二第三項（包括依新特定商交易法

- た売買契約若しくは役務提供契約については、適用しない。
- 5 新特定商取引法第十条及び第二十五条の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約又は役務提供契約（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。
 - 6 この法律の施行の際既に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）をすることにつきその相手方から受けている請求又はその相手方から得ている承諾は、通信販売電子メール広告をすることにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾とみなす。
 - 7 この法律の施行の際既にされている意思の表示であつて、新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）の提供を受けない旨のものは、同条第二項（新特定商取引法第十二条の四第二項において準用する場合を含む。）に規定する意思の表示とみなす。
 - 8 新特定商取引法第十二条の三第三項（新特定商取引法第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日前に新特定商取引法第十二条の三第一項第一号に規定する通信販売電子メール広告（特定指定商品等に係るものを除く。）を

第十二條之三第二項準用之情形。）之規定。

9. 本法施行前，販賣業者或勞務提供事業者接受相對人提出買賣契約或勞務提供契約之要約（與特定指定商品等相關者除外。）者，不適用新特定商交易法第十三條以及第二十條之規定。
10. 本法施行前，販賣業者接受相對人提出買賣契約之要約者，或與該要約相關之買賣契約係於本法施行後方為締結者，或於本法施行前締結買賣契約者，不適用新特定商交易法第十五條之一規定。
11. 本法施行前，新特定商交易法第六十七條第一項第五款規定之主務大臣，為制定新特定商交易法第二十六條第一項第八款第四目、第二項、第三項各款、第四項第一款或第二款、第五項第二款、或第六項第二款規定之行政命令，於擬定命令時，得徵詢消費經濟審議會之意見。
12. 本法施行前，經濟產業大臣為制定新特定商交易法第二十六條第四項第三款或第六項第一款規定之行政命令，於擬定命令時，得徵詢消費經濟審議會之意見。
13. 於本法施行時，於其名稱或商號中，使用「訪問販賣協會」、「訪問販賣協會會員」、「通信販

- することにつきその相手方から受けた請求又はその相手方から得た承諾に基づく通信販売電子メール広告については、適用しない。
- 9 新特定商取引法第十三条及び第二十条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた売買契約又は役務提供契約の申込み（特定指定商品等に係るものを除く。）については、適用しない。
- 10 新特定商取引法第十五条の二の規定は、この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。
- 11 新特定商取引法第六十七条第一項第五号に定める主務大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号又は第六項第二号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。
- 12 経済産業大臣は、この法律の施行の日前においても新特定商取引法第二十六条第四項第三号又は第六項第一号の政令の制定の立案のために消費経済審議会に諮問することができる。
- 13 この法律の施行の際現にその名称又は商号中に、訪問販売協会若しくは訪問販売協会会員又

賣協會」、或「通信販賣協會會員」等具有使人誤認之虞的文字者，於本法施行後六個月內，不適用新特定商交易法第二十八條以及第三十一條之規定。

（關於罰則之過渡條款）

第 六 條 本法施行前之行為、以及依照前二條規定仍從前例之情形，不適用本法施行後對於該行為之罰則，仍從前例。

（委由行政命令訂定過渡條款）

第 七 條 除附則第三條至前條規定之外，附隨本法施行之必要過渡條款（包括關於罰則之過渡條款），得以行政命令規定之。

（檢討）

第 八 條 自本法施行起經過五年後，政府應對於依本法修正後之與特定商交易相關之法律以及分期付款販賣法之規定，就實際施行之情況加以檢討，於認為必要時，得基於該檢討結果而採取必要之措施。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九號） 抄 錄

（施行日期）

第 一 條 本法律自消費者廳及消費者委員會設置法（平成二十

は通信販売協会若しくは通信販売協会会員であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、新特定商取引法第二十八条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第 六 条 この法律の施行前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 七 条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第 八 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律及び割賦販売法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二一年六月五日法律第四九号） 抄
（施行期日）

第 一 条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平

一年法律第四十八號）之施行日起施行之。但、以下各款所為之規定，自該當各款所規定之日起施行之。

一、附則第九條之規定 自本法律之公布日施行之。

（有關於罰則適用之相關過渡措施）

第 八 條 於本法律之施行前所為之行為及於本法律之附則中仍依循從前之慣例處理之情形，就有關本法律之施行後所為行為之罰則適用之相關事項，仍依循從前之慣例處理之。

（對於政令制定之授權）

第 九 條 除自附則第二條至前條所規定之情形外，有關於本法律之施行所須採取之過渡性措施，（包括有關於罰則之相關過度措施。）以政令規定之。

成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(罰則の適用に関する経過措置)

第 八 条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 九 条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

外國消費者保護法規翻譯叢書索引

（第 1 輯至第 18 輯）

壹、亞太地區

國 別	法 規 名 稱（中 文 譯 名 及 原 文 名 稱）	輯 別	頁 次
日本	消費者保護基本法	第 2 輯	2-13
日本	國民生活中心法 國民生活セクター法	第 2 輯	14-43
日本	製造物責任法	第 3 輯	2-9
日本	東京都消費生活條例	第 2 輯	44-95
日本	關於訪問販賣等之法律 訪問販賣に關する法律	第 2 輯	96-131
日本	日本關於訪問販賣之法律 訪問販賣に關する法律	第 8 輯	250-331
日本	日本有關高爾夫球場等會員契約適正化之法律 ゴルフ場等に係る會員契約の適正化に關する法律	第 8 輯	332-359
日本	關於訪問販賣等之法律 （昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 號、平成 11 年 12 月 22 日號外法律第 160 號）	第 10 輯	223-332
日本	消費者契約法	第 10 輯	333-354
日本	洗濯業標準營業約款暨施行細則 クリーニング業に關する標準營業約款、 クリーニング業に關する標準營業約款施行細則	第 13 輯	146-169
日本	美容業標準營業約款暨施行細則 美容業に關する標準營業約款、 美容業に關する標準營業約款施行細則	第 13 輯	170-189
日本	理容業標準營業約款暨施行細則 理容業に關する標準營業約款、 理容業に關する標準營業約款施行細則	第 13 輯	190-211
日本	消費者契約法施行細則	第 15 輯	2-61
日本	關於預付式票券之規範等法律	第 16 輯	2-71

日本	消費者契約法	第 17 輯	2-117
日本	與特定商交易相關之法律	第 18 輯	2-337
韓國	消費者保護法 Consumers Protection Act	第 1 輯	13-32, 119-142
韓國	消費者保護法施行令 Enforcement Decree of the consumers Protection Act	第 1 輯	33-48, 143-162
韓國	訪問販賣等之法律	第 2 輯	132-153
新加坡	消費者保護法 Consumer Protection (Trade Descriptions and Safety Requirements) Act	第 1 輯	49-63, 163-182
香港	消費者委員會條例 Consumer Council Ordinance	第 1 輯	1-12, 105-118
以色列	1981 年消費者保護法 Consumer Protection Law 1981	第 4 輯	2-45
澳洲	1974 年交易行為規制法 Consumer Protection Law	第 6 輯	1-905
澳洲	1997 年 9 月消費者保護法第 2 次檢討報告 Audit of Consumer Protection Law-Second Report 1997	第 8 輯	360-541
澳洲	消費者申訴仲裁庭條例 (1987 第 206 號) Consumer Tribunals Act 1987 No.206	第 9 輯	1-122
澳洲	1987 消費者請求案件仲裁法庭條例—施行細則 Consumer Claims Tribunals Act 1987-Regulation	第 9 輯	123-154
澳洲	1974 年貿易業務法(摘錄) Trade Practices Act 1974	第 13 輯	50-81
紐西蘭	1993 年消費者擔保法 Consumer Guarantees Act 1993	第 7 輯	7-113
紐西蘭	1988 年爭議法庭法 (合併並修正 1976 年小額請求法庭之法) Disputes Tribunals Act 1988 (An Act to consolidate and amend the Small Claims Tribunals Act)	第 7 輯	114-295
紐西蘭	1967 年訪問買賣法 Door to Door Sales Act 1967	第 7 輯	296-363

貳、歐洲地區

國 別	法 規 名 稱 （ 中 文 譯 名 及 原 文 名 稱 ）	輯 別	頁 次
德國	瑕疵產品責任法 Gesetz über die Haftung für fehlerhafte Produkte	第 3 輯	68-89
德國	到宅交易及類似交易取消法 Gesetz über den Widerruf von Haustürgeschäften und ähnlichen Geschäften	第 2 輯	156-167
德國	一般交易條款規制法 Gesetz zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen （AGB-Gesetz）	第 3 輯	12-67
德國	聯邦經濟部設置消費者顧問會規程 Geschäftsordnung des Verbraucherbeirates Beim Bundesminister für Wirtschaft	第 3 輯	155-246
德國	商品安全要求基準及保護 CE 標識法律（商品安全法） Entwurf Gesetz zur Regelung der Sicherheitsanforderungen an Produkte-und zum Schutz der CE — Kennzeichnung （Produktsicherheitsgeseta ProdSG）	第 9 輯	247-326
德國	食品、香煙產品、化妝品及其他生活必需品之交易法律 Gesetz über den Verkehr mit Lebensmitteln, Kosmetischen Mitteln und sonstigen Bedarfsgegenständen	第 9 輯	327-480
瑞典	消費者銷售法 The Consumer Sales Act	第 1 輯	65-80, 183-202
瑞典	行銷法 The Marketing Practices Act	第 1 輯	81-86, 203-210
瑞典	消費者保險法 The Consumer Insurance Act	第 1 輯	87-101, 221-228
瑞典	送達到戶銷售法 The Door-to Door Sales Act	第 1 輯	101,104 229-234
丹麥	1994 年產品安全法 Danish Protect Safety Act 1994	第 8 輯	2-33

丹麥	1994 年行銷措施法 The Danish Marketing Practices Act 1994	第 8 輯	34-63
丹麥	1994 年聯合付帳卡法 Consolidated Payment Cards etc. Act 1994	第 8 輯	64-109
丹麥	1995 年安全玩具及誤食似物之玩具法 Order on safety requirements for toys and products which due to their outward Appearance may be mistaken for food 1995	第 8 輯	110-175
英國	消費者保護（營業所外交易之取消權）條例 Consumer Protection（Cancellation of Contracts Concluded away from Business Premises）Regulations 1987	第 2 輯	168-195
英國	1987 年消費者保護法—產品責任 Consumer Protection Act 1987-Product Liability	第 3 輯	90-121
英國	1987 年消費者保護法 Consumer Protection Act 1987	第 4 輯	48-329
英國	1991 年煙火安全規定 Consumer Protection The Fireworks（Safety）Regulations 1997	第 8 輯	179-229
英國	2006 年消費者貸款法 Consumer Credit Act 2006	第 14 輯	246-431
比利時	1991 年消費者保護法 Consumer Protection Act 1991	第 5 輯	2-195
奧地利	1993 年消費者保護（歐洲經濟區）法 Consumer Protection（EEA）Act 1993	第 5 輯	196-213
奧地利	1993 年產品責任法 Product Liability（EEA）Act 1993	第 5 輯	214-226
比利時	1991 年消費者信用法 Consumer Credit Act 1981	第 7 輯	366-577
比利時	1992 年消費者信用（呆帳）令 Consumer Credit（Bed Debts）Decree 1992	第 7 輯	578-607
比利時	1992 年誤導性職業廣告法 Misleading Professional Advertising Act 1992	第 7 輯	608-631
愛爾蘭	2007 年消費者保護法 Consumer Protection Act 2007	第 16 輯	72-359

參、美洲地區

國 別	法 規 名 稱 （ 中 文 譯 名 及 原 文 名 稱 ）	輯 別	頁 次
加拿大 安大略 省	1990 年消費者保護法 Consumer Protection Act 1990	第 5 輯	228-297
加拿大 安大略 省	1990 年消費者保護法 176 號規則 Consumer Protection Act Regulation	第 5 輯	298-339
加拿大 安大略 省	2002 年消費者保護法（摘錄） Consumer Protection Act, 2002	第 13 輯	110-145
加拿大 安大略 省	2002 年消費者保護法 Consumer Protection Act, 2002	第 14 輯	2-169
美國	德克薩斯州律師職業操守守則（摘錄） Texas Disciplinary Rules of Professional Conduct	第 13 輯	2-13
美國	華盛頓州律師職業守則（摘錄） Washington State Court : Rules of Professional Conduct	第 13 輯	14-23
美國	特區（D.C.）律師職業守則（摘錄） D.C. Rules of Professional Conduct	第 13 輯	24-27
美國	新澤西州律師職業守則（摘錄） Rules of Professional Conduct	第 13 輯	28-49
美國	消費者產品安全法 Consumer Product Safety Act	第 15 輯	62-285
美國	2008 年消費者產品安全改良法 Consumer Product Safety Improvement Act of 2008	第 17 輯	118-407
巴西	法律編號第 8078 號 消費者防禦法規—提供消費者保護及其解決之道 Consumer Defense Code Provides for Consumer's Protection and Makes Other Arrangements	第 14 輯	170-245

肆、國際組織

國 別	法 規 名 稱 (中 文 譯 名 及 原 文 名 稱)	輯 別	頁 次
歐體	歐洲經濟共同體保護營業所外交易契約消費者指令 Council Directive of 20 December 1985 to protect the consumer in respect of contracts negotiated from business premises (85/577/EEC)	第 2 輯	198-217
歐體	歐體 93/13 號有關消費者契約不公平條款之指令 Council Directive of 5 Apr., 1993 on unfair terms in consumer contracts (93/13/EEC)	第 3 輯	194-231
歐體	產品責任指令 Council Directive of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products (85/374/EEC)	第 3 輯	158-193
歐體	1990 關於服務責任之理事會指令草案 Vorschlag für eine Richtlinie des Rates über die Haftung bei Dienstleistungen 1990 KOM(90) 482 endg.-SKY 308	第 8 輯	230-249
歐體	2002/91 號有關有機之農製品和糧食製品規章 (摘錄) on organic production of agricultural products and indications referring thereto on agricultural products and foodstuffs (Council Regulation 2092/91/EEC)	第 13 輯	82-109
歐盟	遠距契約之消費者保護指令 Richtlinie 97/7/EG, 20. Mai 1997	第 10 輯	1-58
歐盟	消費者信用指令 Directive 87/102/EEC, 22 December 1986	第 10 輯	59-96
歐盟	產品價格標示之消費者保護指令 Directive 98/6/EC, 16 February 1998	第 10 輯	97-118
歐盟	電子商務之消費者保護指令 Directive 2000/31 EC, 8 June 2000	第 10 輯	119-222
歐盟	關於保護消費者利益之強制執行 Directive 98/27/EC Of The European Parliament And Of The Council	第 12 輯	2-27

歐盟	關於公眾取得環保資訊以及廢止理事會 90/313/EEC 準則 Directive 2003/4/EC Of The European Parliament And Of The Council	第 12 輯	174-217
歐盟	關於特定面向之消費品銷售及其保證準則 Directive 1999/44/EC Of The European And Of The Council	第 12 輯	28-63
歐盟	關於含有基因改造有機體或由基因改造有機體製 成之添加物與香料之食品與食品配料之標示規章 Commission Regulation (EC) No 50/2000	第 12 輯	64-81
歐盟	關於電子通訊網路與服務關聯之普及服務與使用 者權利準則 Directive 2002/22/EC Of The European Parliament And Of The Council	第 12 輯	82-139
歐盟	關於電子通訊領域之個人資料處理及隱私保護準 則 Directive 2002/58/EC Of The European Parliament And Of The Council	第 12 輯	140-173
歐盟	2005/29/EC 有關「進行不公平商業活動」指令 Unfair Commercial Practices Directive (Directive 2005/29/EC)	第 13 輯	212-295
歐盟	一般產品安全指令 Directive 2001/95/EC of The European Parliament And Of The Council of 3 December 2001 on general product safety	第 15 輯	286-377
OECD	企業對消費者之替代性爭端解決機制在隱私及消 費者保護部分之法律規定 Working Party on Information Security and Privacy Legal Provisions Related to Inness-To-Consumer Alternative Dispute Resolution In Relation To Privacy And Consumer Protection DSTI/ICCP/RFG/CP (2002) 1/FINAL 17-Jul-2002	第 11 輯	1- 68
OECD	經濟合作暨發展組織－亞太經濟合作會議全球論 壇：數位化經濟政策立法架構 OECD Global Forum on Knowledge Economy - The Digital Economy OECD-APEC GLOBAL FORUM: POLICY FRAMEWORKS FOR THE DIGITAL	第 11 輯	69-100

	ECONOMY The Sheraton Waikiki, Honolulu, HI, United States, 14-17 January 2003 CCNM/GF/KE/DE (2002) 3 16-Sep-2002		
OECD	電子商務消費者保護準則施行三年後檢討報告 CONSUMERS IN THE ONLINE MARKETPLACE: THE GUIDELINES THREE YEARS LATER Draft Report to the OECD Council on the Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce DSTI/CP (2002) 4 13-Sep-2002	第 11 輯	101-156
OECD	第 62 次消費者政策委員會會議記錄摘要草稿 DRAFT SUMMARY RECORD OF THE 62 nd SESSION OF THE COMMITTEE ON CONSUMER POLICY DSTI/CP/M (2002) 1 04-Apr-2002	第 11 輯	157-222
OECD	關於跨國詐欺和集團性詐欺消費者保護綱領理事會諮文 WORKING GROUP DRAFT: RECOMMENDATION OF THE COUNCIL CONCERNING GUIDELINES FOR PROTECTING CONSUMERS FROM CROSS- BORDER FRAUD AND HARD-CORE DECEPTION DSTI/CP (2002) 5 12-Sep-2002	第 11 輯	223-258
OECD	OECD 電子商務消費者保護綱領之最佳實務範例 BEST PRACTICE EXAMPLES UNDER THE OECD GUIDELINES ON CONSUMER PROTECTION IN THE CONTEXT OF ELECTRONIC COMMERCE DSTI/CP (2002) 2/FINAL 17-May-2002	第 11 輯	259-288

國家圖書館出版品預行編目資料

外國消費者保護法. 第十八輯 / 范姜群生主編. --
一版. -- 臺北市 : 消委會, 民 100.10
面 ; 分分. -- (消費者法規翻譯叢書 ; 18)
ISBN 978-986-03-0111-3(平裝)

1.消費者保護法規

548.39023

100023973

外國消費者保護法第十八輯

出 版 者：行政院消費者保護委員會

發 行 人：陳 冲

主 編：范姜群生

副 主 編：陳星宏

地 址：台北市士林區基河路 12 號

網 址：www.cpc.gov.tw/

電 話：(02) 28863200

版 次：一版

本書同時登載於本會網站，

網址為 <http://www.cpc.gov.tw/> 本會出版品

定 價：新臺幣 210 元

台北展售處：國家書店松江門市

地 址：104 台北市松江路 209 號 1 樓

電 話：(02) 2518-0207(代表號)

網 址：<http://www.govbooks.com.tw>

台中展售處：五南文化廣場

地 址：400 台中市中山路 6 號

電 話：(04) 22260330(代表號)

網 址：<http://www.wunan.com.tw>

中華民國 100 年 10 月

ISBN：9789860301113

GPN：1010003746

本書保留所有權利，如欲利用本書部分或全部內容者，須先徵得本會同意或授權，請洽聯絡電話：02-28863226

